

第九十四回国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第九号

昭和五十六年三月三日(火曜日)
午前九時四十分開議

出席委員

委員長 綿貫 民輔君

理事 越智 伊平君

理事 小泉純一郎君

理事 伊藤 茂君

理事 鳥居 一雄君

相沢 英之君

今枝 敬雄君

熊川 次男君

椎名 素夫君

谷川 和穂君

平泉 涉君

藤井 勝志君

柳沢 伯夫君

山本 幸雄君

大島 弘君

塚田 庄平君

平林 剛君

村山 喜一君

玉置 一弥君

箕輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 保岡 興治君

大蔵大臣官房審議官 矢澤富太郎君

大蔵省主計局次長 吉野 良彦君

大蔵省主計局次長 矢崎 新一君

大蔵省主税局長 高橋 元君

大蔵省証券局長 吉本 宏君

大蔵省銀行局長 米里 恕君

委員外の出席者

国税庁次長 川崎 昭典君

国税庁直税部長 小幡 俊介君

国税庁間税部長 小泉 忠之君

法務省刑事局刑事課長 飛田 清弘君

通商産業省生活産業局日用品課長 坂本 春生君

郵政省電気通信政策局監理課長 吉高 廣邦君

参考人 (東京証券取引所理事長) 谷村 裕君

大蔵委員会調査室長 葉林 勇樹君

委員の異動

二月二十八日 辞任 村山 喜一君

同日 補欠選任 阿部 助哉君

同日 辞任 阿部 助哉君

同日 補欠選任 村山 喜一君

三月三日 辞任 阿部 助哉君

同日 補欠選任 村山 喜一君

同日 辞任 毛利 松平君

同日 補欠選任 谷川 和穂君

同日 辞任 谷川 和穂君

同日 補欠選任 毛利 松平君

二月二十八日
清酒醸造の全原料に米使用に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第一四二二号)
同(神田厚君紹介)(第一四二二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○綿貫委員長 これより会議を開きます。

物品税法の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、有価証券取引税法の一部を改正する法律案、各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 きょうは有価証券取引税と印紙税法について若干お伺いをさせていただきます。

いま皆さん方のお手元にも大蔵省の資料を配らしていただいたわけでありまして、ここに区分されているのは各短期金融市場における税負担を資料にしておりますが、いわゆる公社債を担保にして短期的な金融的役割を演ずる現先市場、これの自己現先の場合に現行有価証券取引税〇・〇四、委託現先の場合が〇・〇八ということになっていくわけですが、たとえば現先市場とそれから右側に書いてございますコール、手形、CD各市場で一億円を調達しようというところを考えた場合に、短期市場でございまして一年に一回とは限らぬわけですね。よくは一月、二月、三月の表にしておけと言ったのでありますけれども、この表は一年に一回流通するということと書かれております。たとえば自己現先の場合

には平均しまして大体半月くらいで実は流通するわけですね。そうしますと現行四万円の半月といたしますと二十四倍ですから、半月で自己現先で流通いたしますと九十六万円。自己現先で改正前一億円調達しようとするのと九十六万円かかるわけでありまして、委託現先の場合はその倍ですから百九十二万円かかるわけですね。これはもちろん一月に二回流通したとしてあります。ところがコール、手形、CDの場合は現行百円。ただCDの場合にはたしか印紙ではなくて公証人の手数料という形になってくるわけでありまして、いづれにしろこれは改正をされてもたかだか二百円、こういうことになるわけですね。この場合にはもちろん一月の間にいたしますれば二回とかかりますが、いづれにしろこの十二倍ということですから、現行でいきますればコールも手形も千二百円しか一月ものは税金がかからない。ところが現先の場合にはいま申しましたように自己現先だと四十八万円、そして委託現先の場合には九十六万円、こういうことになるわけですね。この表はちよつと見にくいので本当は一月のもの、二月のもの、三月のもの短期市場でありますからそうしていただければいいかぬのでありますけれども、確かに現先市場というものが公社債の売買であるというところは私も否定しませんけれども、やはり金融的な流通をする市場であることは間違いないわけですね。その際に最も日本の中で公正な自由市場になっているのは短期市場というものが、現先市場とコール、手形、CD市場というものが、こんな税金の負担が違ってくることは一体どれほど違いの意味があるだろうかと。短期市場におきましてそれが売買という形になろうとも、あるいは金融という形になろうとも、その具体的な経済的な意味がどれだけ違うかと私はこのことに対する積極的な説明を願いたいと

多いのではないかと考えました。
そこで、CDと公社債の売買によりますとこの短資市場というものの差を税によって埋めるということであって、先ほど来お答えいたしておりましたように、国債の税率を据え置くことによつてその点の公平を図るということにしたわけでございます。

それと、もう一つ申し上げたいと思いますのは、有価証券取引税は、有価証券の譲渡者が譲渡の際に自主的に納付してこられる税金でございます。したがって、その譲渡によりまして得た資金の用途を、これを金融の目的に充てるのか、単に資産の売却、処分ということであるのか、これは必ずしも正確に把握できないわけでございます。そういう執行上の公平と申しますか正確ということとを期する意味からしても、やはり、先ほどのお答えで十分御納得をいただけないようでございますが、有価証券取引税につきましては、有価証券を売却したときに一律の軽い税負担を求める、こういう税の本来のあり方の中で、できる限り金融市場に対する影響を緩和するような工夫を講じたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤（観）委員　ただ、現先の場合には買い戻し売り戻しというのが条件つきでございますから、その意味では、なおいまの御説明でも完全に納付はできないのでありますが、時間の関係もありまして、次の問題に移らせていただきます。

次は、いま大変問題になっております投資顧問室の設備の問題であります。きょうはお忙しいところを谷村参考人にもお越しをいただいたわけでございますが、参考人に入る前にちよつと法務省に一間お伺いをしておきたいのでありますけれども、この設備投資顧問室の実質的な指導者であつた加藤氏が脱税、まあ所得税法違反で逮捕されているわけでありましても、その社員でございます田久保という人も不起訴ということで釈放されたことも報道されております。

私はこの問題は、本質的に脱税の問題というのは非常に重要なことでありますし、今国会でも脱税に対する罰則やその他のことを長くしようという法案が出るようでございますし、これはかねてからわが党の主張でございますから、脱税の問題というのは決して軽視をするわけではございませんが、この設備の問題は、脱税の問題というのはいわば副次的な問題と言つたら悪いけれども、本質的な問題ではなくて、もちろんこれも重要であります。どうも法務省、検察の動きを見ておりますと、本当に脱税だけなんだろうということとを正直いって疑問に思つております。皆さんの方で、たとえば証券法五十八条の不正取引の禁止とかあるのは百二十五条の仮装売買、相場操作等の禁止及び安定操作の制限、この百二十五条の一項二号には「自己のなす売付と同時に、それと同価格において、他人が当該有価証券を買付けることを予めその者と通謀の上、当該売付をなすこと」というのがあるわけですね。三号目には「買付をなすこと」というのがあるわけですが、投資顧問室のいろいろな実態がわからない点がありますので、まだこれと断定できるとは私も思つておりませんが、そういった百二十五条とか百二十七条の自己計算取引、売買一任勘定取引及び過当数量取引の制限、こういった証券法の関係あるいは、いわゆる出資法、こういったものに触れるということも頭に置きながら捜査なり逮捕ということまでいつているのですか、その点はいかがでございますか。

○飛田説明員　いろいろ一遍にお尋ねがございましたが、大ざっぱに申し上げますと、まずただいまのお尋ねは、現在東京地検が捜査しているのが巷間に言われる設備グループ事件と呼ばれているそのすべての問題を捜査しているというふうな前提に立つた御質問のように思つてございまして、けれども、現在東京地検が捜査の対象としておりますのは、国税当局から告発がなされた吉永こと金承泰という人の所得税法違反事件であるということとを御理解いただきたいと思います。

それから、それに関連いたしましたして、いまつかまつております加藤という人が行つた行為が証券取引法とか出資法に違反するのではないかと趣旨のお尋ねでございますが、これは現在捜査をしております加藤という人の具体的事件、つまり脱税事件の加藤という人の行為について当面捜査の対象となつていないものの法的評価に関するものでございまして、これに關係する事実關係が証拠により明確にされていないこの段階におきまして、加藤氏の行つたことが証券法や出資法に違反するかどうかということについてこでお答えすることはちよつと差し控えていただきたい、こういうことでございます。

○綿貫委員長　ただいま東京証券取引所理事長谷村裕参考人が出席されております。参考人からの意見の開陳は委員からの質疑によつて行うことといたします。

○佐藤（観）委員　きょうは東証の理事長の谷村さん、御苦勞まででございます。

いま法務省からも若干お伺いをしたわけでありましても、当委員会にとりましても証券市場の問題というのは大変重要な課題の一つでございますので、きょうはお忙しいところ参考人においでをいただいたわけでございます。

それで、今日まで社会党というのか私というのか、証券行政のあり方の基本といたしまして、大衆投資家の保護を一つの観点として行政や法律が一体できておるかどうかというのを一つのポイントに置き、そして金融市場でございまして、当然信用秩序の維持発展、こういうこととに眼目を置きながらいけば今日まで審議をしてきたわけでございます。

私はきょう四つの観点からお伺いをしたいと思つておりますが、一つは、今度の通称設備グループ事件というのか、脱税が入つてくるからということだから事件と言ふのかどうかかわりませんが、この問題について今日こまで来たのについて、行政の怠慢、こういったものが一体あつたのか

かなかつたのか、あるいは二番目に、制度上のいろいろな欠陥が一体あつたのかどうか、三番目に、中小証券会社の経営姿勢というの問題はなかつたのかどうか、四番目は、どうも政治家の名前がちらちらしてくるわけでありましても、一体政治家のモラルとしてどうだったのだろうか、私はこの四つの点からお伺いをしたいと思つております。

まず第一番目に、そもそも投資顧問室設備による仕手戦というのではありませんか、あるいは宮地の場合には会社の経営権を握るということだったわけでありましても、事実關係については参考人と少し違つても、事実關係については参考人と少し違つても、基本的には善と見るべきなのか善と見るべきなのか。なかなか善悪では決めて行かぬと思つてございまして、東証の理事長として、あるいは将来こういうことがあつてもおかしくない、こういうふうな考へていらつしやるのか。

というのは、私が昭和四十五年に当委員会に来て初めて証券法の改正があつたときに、当時の志場証券局長とやつたのは、テイク・オーバー・ピット、つまり日本語に訳せば乗っ取り、こういったものを証券法として悪と考へるのか善と考へるのかという論争をしたことがあるわけでありまして、証券法自体はそれに対しては中立的であるというところに今日まで証券局もなつてはいるはずであります。

そういった意味で現場にいらつしやる谷村理事長として、今日の一連の動きというのは少し行き過ぎがあつたのではないかと、現在の証券法ぎりぎりではないかと考へていらつしやるのか。あるいはこれはアメリカなんかでは、会社の、乗っ取りという言葉は余りよくありませんが、経営権の移譲と言ふのでしうか、これ自体は公開をされてはいるわけでありましても、そのために株式は公開をされてはいるわけでありましても、それについてはアメリカの風土、土壌においては何ら悪とはみなされてないわけですね。一体この一連の動きについて行

き過ぎがあつたのか、あるいは将来こういうことがあつても不思議ではない、こういうふうにお考えになつてゐるのか、その点についてまずお伺いしたいと思ひます。

○谷村参考人 大変いい観点から御質問をいただいてゐると思ひますので、私は行き過ぎといふ言葉を二つに分けて申し上げたいと思ひます。

たとえば、信用取引制度を利用しながらお互いに丁々発止、俗に言う仕手戦をいたしますことは、取引所の中で取引所のルールに従つてやつておられる限り、私は必ずしもすべてそうなつてくれば結構だとは思ひませんが、一つの勝負でございまして、それ自体がどうなつてもこれは一つのあらわれであると思つております。ですから、そこに行き過ぎがあつたかどうかという判断はいたしません。ただし、非常に投機的になるようなときは行き過ぎであつたといふふうに言いたいと思ひます。

それから、七〇%の株式をすでに買い占めてしまつて経営権取得というような形で会社に乗り込んでいったということ、このこと自体は、本人の意思であつたかどうかは別といたしまして、そうなるてしまふということ自身も私はあり得ることとして別に行き過ぎと思ひません。

俗に行き過ぎだつたといふふうにする点が二つあると申しました一つは、多数の投資家の方、これは私は非常にいろいろな立場の方がおいでになつてゐると思ひますが、それがいわば、どなたかリーダーになるような方にお願ひして、ひとつよろしくお願ひします、万手お任せします、うまくやつて下さいといふような形で、それも本人の御自由でございすけれども、投資をなさるといふふうなやり方は、私どもの立場から言へば、善悪といふふうにおつしやいましたけれども、好ましくない投資の態度である、そういう意味で、行き過ぎといふ言葉が当たるかどうか、まあ私どもから見ればいやなやり方だ、かように考えておりますそれが第一点。

それから第二点は、もちろんどういふ値段でどうお買いになるかは御本人たちの判断であり、責任の問題ではありますけれども、私どもはやはり、たとえば株価といつたようなものは、中立の立場では見ておりますものの、本来はいわば力づくで需給関係だけでできるというよりは、その需給のもとなつてゐる経済の実態、会社の実態といふものがなければいけないといふ考え方を持つております。そういう点で申しますと、いかに妙な引つ張り合いの結果となつたとはいへ、いわゆる一株当たりの利益、それに対する株価の割合、これを俗にP/E、株価収益率と呼んでおりますが、これが私どもで平均で大体二十倍というものが通例でございすが、それが二百倍近くになつてしまふといふふうなのはやはり行き過ぎである。また、一株当たり株主資本純資産、たとえば百五十円とか百三十五円とかございすが、それに対して東証の株価といふのは二倍半ぐらいといふのが平均的なものでございすが、よほどの事情があれば大きく動きます。その事情がどうであるかといふのはあれであります、非常に異常だといふのでたとへば二十倍とか三十倍とかになつてしまふと、やはりこれは異常ではないか、それで行き過ぎだ、こういうふうには判断をいたします。

先生の行き過ぎかどうかという点については以上二点であります。

○佐藤(観)委員 理事長としてのお考えは感覚的に非常によくわかりました。

そこで、宮地鉄工の場合には最高値が八月二十八日の二千九百五十円まで行つてゐるわけですね。私もあれはたしか五十三年の八月だつたと思ひますが、ディーゼル機器が問題になつたときに理事長にお越しをいただいてゐる議論したことがあるわけでありす。いまのお話ですと、とにかく会社側の言うことを言へば、うちの会社の株といふのは美態価格は二、三百円ですと云つてゐるのについて二千九百五十円といふのは明らかに異常高値ですね。会社側の言うのを基礎にすれば

ばですよ。そうじゃないと思つていらつしやる方もいるからこままでいくわけでありすけれども、そういうときにはいまの過度の仕手戦がいわば過熱をした場合に除去装置として、きようは時間がないから私から言つちやいますけれども、注意銘柄に指定しまして毎日信用残を公開するとか、あるいは信用取引の委託保証金率を四〇%からだんだん上げていって、宮地の場合には最高八〇%までいっているわけですが、保証金率を上げるとか、現金の率を上げるとか、あるいは代用担保の掛け目率を七〇%以下にするとか、信用取引の貸し株の禁止をするとか、価値制限するとか、宮地の場合は三十円ということになつたわけでありすが、信用銘柄にしない、そのために会社の信用取引できる資本金を上げるとか、こういうふうなたくさん手だてがあるわけですね。たくさん余り過熱しないように水をかける、シャワーか何だかわかりませんが、装置があるわけです。これが今度の場合には理事長の力をもつてしても何とも及ばなかつたといふことなのか。いやもうとにかく現金買いされたら、これだけあおられたらどうにもならぬといふ、いわばいま私が申し上げたこの七つの手段ではいま法的に不備ですといふことなのか。それとも法的には十分あるんだけれどもタイミングを失した、こういうことなのか。

なぜ理事長が美態価格から余りにもかげ離れたんだと云ふのかと云ふ二千九百五十円までいつてしまつたのだらうかといふことについては、実際に運用をされた理事長いかがでございすか。

○谷村参考人 御承知のように私どもいろいろな手だてを尽くしましたけれども、おつしやるような値段が出てしまひました。その値段が出たこと自身だれもおかしい値段だとは思つておりましてけれども、取引所でおかしいとかおかしくないとかいふことは別としてもできた値段はできた値段として公示してしまつたわけでございます。後から振り返つてみますと、私自身タイミングを誤つたかもしれないと思ひますが、私自身タイミングを誤つたかと思ひます。ただし、検討、研究は

私も取引所がどう対応していくかといふことはある意味で言うところ結果論的なことになつてまゐりまして、出過ぎれば不当な介入にもなり、早過ぎるといふことにもなります。その点で私どもは一つの教訓としてこれを受けとめて、また今後のいろいろな対応の仕方をお考えたいと思ひます。そんな値ができていいのかといふ点についてはもうみんなの視線がそこに集まつておりました、結局こういう問題の最後は、仮に無理につくつた値であればやがては価格メカニズムの結果、それがそのままでは済まないといふ実態となつてはね返つてくるということにおいて、私は市場といふものはその自律性を取り戻すのではないかと思ひます。無理に人為的にいろいろな手だてを尽くしてみても、仮にいまおつしやつたような意味で力づくで来ればそれには限界がございす。対応ができません。しかし、力づくでやつた仕事はいずれはまた壊れるといふ実態が起るのが市場であり、価格メカニズムである、私はそう思つておりますので、必ずしも十分に対応はできなかったかもしれないけれども、無理につくつた値段であると思ひます、それはやがて壊れる、これが一番基本であると思つております。

○佐藤(観)委員 そうしますと、確かに私の質問自身結果論的なところもなきにしもあらずだ、それは私もわかつてゐるのであります、もう一つだけ重ねてお伺ひしておきたいのは、いま七つの手段を私例示したわけでありすが、これ、これさえあればある程度余りに無理な価格のときには対応できるという新しい手段といふのを、かつて五十三年に特別報告銘柄制度といふのをつくつたときのように新しい何かを、この事態に遭遇した後つからなければいかぬといふふうには考えていらつしやらない、こういうふうには理解してよろしいですか。

○谷村参考人 ただいまの状況においては、取引得る手段をさらにこのほかに何か一つのメカニズムとして考えられるかと言へば、私はちよつとむづかしいと思つております。ただし、検討、研究は

ばですよ。そうじゃないと思つていらつしやる方もいるからこままでいくわけでありすけれども、そういうときにはいまの過度の仕手戦がいわば過熱をした場合に除去装置として、きようは時間がないから私から言つちやいますけれども、注意銘柄に指定しまして毎日信用残を公開するとか、あるいは信用取引の委託保証金率を四〇%からだんだん上げていって、宮地の場合には最高八〇%までいっているわけですが、保証金率を上げるとか、現金の率を上げるとか、あるいは代用担保の掛け目率を七〇%以下にするとか、信用取引の貸し株の禁止をするとか、価値制限するとか、宮地の場合は三十円ということになつたわけでありすが、信用銘柄にしない、そのために会社の信用取引できる資本金を上げるとか、こういうふうなたくさん手だてがあるわけですね。たくさん余り過熱しないように水をかける、シャワーか何だかわかりませんが、装置があるわけです。これが今度の場合には理事長の力をもつてしても何とも及ばなかつたといふことなのか。いやもうとにかく現金買いされたら、これだけあおられたらどうにもならぬといふ、いわばいま私が申し上げたこの七つの手段ではいま法的に不備ですといふことなのか。それとも法的には十分あるんだけれどもタイミングを失した、こういうことなのか。

いたします。ただ、御質問と離れるかもしれませんが、いまおっしゃった意味で、この株価の動きは、この取引の動きは正常ではありませんよ——正常でないという言葉がいいかどうか知りませんが、皆さんよく注意して見ていくべき、なぜこの株はこういうふうに動くのであるかということとをより広く一般の方に示す、そういう体制をつくってはどうか、かように考えておられます、私どもはもとデイスクロージャーと申しますか注意銘柄といいますが、そういうものの出し方についていろいろ工夫をこらしたいと思ひます。その上で承知なさる方がおれば、それはまたその方の責任だ、かように思っておりますから。

○佐藤(観)委員 ちょうど話がそこまで行きましたので、たくさんありますけれども、今度の宮地鉄工株について言えば、五十三年十月に実施になりました特別報告銘柄制度というのは発動されなかったわけですね。これは確かに規則を讀む限りは「相当数の買集めがあり、又はその疑いがある」と認める場合には、その銘柄を特別報告銘柄に指定する」ということになっていて、肩がわりということはこの規則の表面には出てこぬわけですね。しかし皆さん方の運用といたしましては、この肩がわりというのを買い集めた株主等が求めた場合には、その実態によつては特別報告銘柄に指定するということがあり得ますけれども、今度の場合でも端的に言つて、これは私も現場にいたわけではないし、確認できるわけのものじゃありませんのでいづれの機会にまた当事者からも聞いてみたいと思ひますが、たとえば某有力建設会社の会長が仲介に入つたとか、あるいは某鉄鋼メーカーの会長が間に入つたとか、あるいは有力都市銀行が間に入つたとか、そして設備側というのでしょうか、こういった方の株の肩がわりを宮地鉄工所に要請したという話も、確認はできませんが入っているわけですね。そうなるまいりますと、今度特別報告銘柄というのにこれが指定されなかった理由というのは一体どうなのか。そしてデゼル機器のときには特別報告銘柄

にしたわけですね。そのときに、肩がわりというのとは一体どういう時期にどういう認定があれば肩がわりを求めているというふうにするのか。これは会社側の申告というのですか、東証に上場している会社が、実はこういうことなんですというふうな理事長に訴え出るというふうな形になるのか、その点をちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○谷村参考人 確かに私どもの特別報告銘柄についての規則には御指摘のように書いてあります。が、基本的には私どもの定款の規定から踏まえておりますので、いわゆる買占め、肩がわりを目的とする場合に加担してもらつては困るという立場からこれは決めていっているものでございます。

運用に当たつてどういふ時点でどう判断するかということでございますが、目的が三つございまして、そのうちの二つは、たとえば三つかり浮動株がなくなつてしまつて、そのために二部に変わつてしまふぞというふうな話になつたときに、それを種にしていわば要請の根拠に使つたというふうなことがあつてはならないというので、たとえば二部に移るのを待たせたいというのでもございまして、それからたとえば会員業者がいろいろ売買の方に携つておつても私は知らなかつたといううことでは済ませませんよといったような規定も入つてはいるわけでございますけれども、基本的にはおつしやるとおり肩がわりが目的となつていのかどうか、これは今回もずつといろいろとトレーズしてございましてけれども、取引所の中でのいわゆる仕手戦と申しますかそういう動きではありましてけれども、その背後にどれだけの人がどう動いていてそれがどうなるかといふことをいろいろ聞いてはございましてけれども、デゼルのときのような形で会社側に対しての接触といふものが何もない。私どもも聞いておりません。それから、それ以外の情報で間に入るとかどうとかいふのはありませんけれども、それはもちろん確認できることではない。私ども、不確実な前提のもとに何らかの介入措置をとるといふのはその点では十分慎重でなければならぬと思ひまして、いろいろ検討はしておりますが、差し控えておりました。

○佐藤(観)委員 そうしますと、デゼル機器のときと違ふというお話でございますが、ある程度たとえば東証の理事長として上場している企業に對してもいいし企業からでもいいですが、肩がわりが要求されているといふことが確認された際には特別報告銘柄に指定するといふことになつるわけですか。その場合に、要するに直接その上場している企業から確認をとるかどうかが、これが報告銘柄に指定するかどうかの一つの決め手になる、こういうことでございますか。

○谷村参考人 上場会社の方からの情報も一つでございますし、それ以外の情報もあると思ひます。最終的には私がそれだけの、判断をするだけの自信を持てたいと思ひます。しかし、それは非科学的ではやはりいけないので、できるだけ情報をつた上で判断をするといふことでございます。

○佐藤(観)委員 次に、私は今回の一連の動きについて大変深刻に思つていまして、きょうもいよいよ誠備銘柄といふのはストップ安が続いているわけですね。きょうですつと十三日目くらいになりますかストップ安が続いている。これによつていわゆる大衆投資家といふのにも自殺者が出てくるのではないかと心配、それから、後からさうらにお伺いをいたしますけれども、会員である中小証券も六月に決算が集中をして、これはいまのままでいけば無配転落、赤字になつていくんじゃないか、信用不安を起こしてきよう当委員会の時間内で質問させていただいてゐるわけでありまして、いわばそのきつかけになつたように私には思われるのが理事長が一月の二十日に発表した「信用取引の受託について」といふ、これは形式上通達というのでしょうか、この文書だと思ひます。この文書自体を讀むと、きわめて異例な文書だと私は思ふのであります。これは重要なものでございますから、一度ちよ

つと讀んでおきます。

本所は、現在信用取引に係る全般的な委託保証金率を四〇%以上とし、また委託保証金代用有価証券として差入れられる株券の代用掛目を七〇%以下と定め、更に、委託保証金率については必要に応じて個別銘柄について臨時措置として別に定める利率以上と定めております。これはいわば書いてあることを確認をしてい

るわけですね。これらの、信用取引に係る委託保証金率、代用掛目はその取引に当たつて徴収すべき担保の最低限度を定めたものであります。

これはいわばあたりまえのことが書いてあるわけですね。だつて「委託保証金率を四〇%以上とし」といふのですから、以上だつたらそれ以上とつていいといふのはあたりまえでありますから、「代用掛目を七〇%以下」といふのでありますから、それ以下にするといふのは各証券会社の判断で当然であることになつておるわけでありまして、ここまではあたりまえのことが書いてあるわけなんです。

したがつて、会員が信用取引の受託に際して個々の取引の実態に応じてこの委託保証金率を引き上げ、あるいは代用掛目を引き下げる等の措置をとらうことは、当然であります。いわばこれは当然なことが書いてあるわけであり

特に、株価が企業実態と遊離し需給関係を主な要因として形成されている場合には、その後の推移いかんによつてその株価が大きく変動することもあると考えられますが、そのようなことが予想される場合には、あらかじめ上記の措置をとる必要性が高いと考えられます。

会員各位におかれましては、取引の健全性を一層確保する見地から、いかなる事態にも十分対応できるしかるべき措置をとられますよう要望いたします。

以上

この場合会員といふのは言うまでもなく東証に籍

を持っている正会員、八十三社でございますか
ということでございますね。

それで、私がこの文書を疑問に思うのは、一月二十日時点でなぜこのような、前半は常識的なものというよりも、いわば何も書いてないに等しいようなものが理事長名で出されなければならないかつたのか。そして、理事長としてはかつて代用掛け目にしたつてあるいは委託保証金率にしたつて、先ほど冒頭で何伺いましたようにいじつてきたわけですね。いじつてきているわけでありまう。なかつかつこで、私に言わせれば異例な通達というのをいさなきやいけなかつた背景というのは何なんだろうか。

あわせて、一体理事長はこれを一般的に注意し
てくださいよという軽い気持ちで出されたのか、
それとも具体的に各証券会社が、たとえば安藤建
設にしろ石井鉄工所にしろ丸善にしろ、こういう
た世に言う誠備グループの株については担保をと
る場合にはもっと掛け目率を下げなさいというこ
とを具体的な行動を期待してこの通達を出された
のか、その辺についてまずお伺いしたい。

○谷村参考人　まず第二段の方にお答え申し上げます。おきますが、私の立場からすれば個別的具體的なものを対象として言ったのではなくて、こゝで述べておけることは一般論であります。その一般論をそれぞれの会員が自分らの判断でどう対応しどう適応していくかということは私どもが一つ一つ指図する問題ではございません。それはまずお答え申し上げておきます。

第二番目に、かような通達というか何というの
ですか文書を、通達とかんとか言われておりま
すけれども私どもそんならそんなことを言えら
立場じゃございません、こういうことを会員代表
者に申し上げましたことの背景、これはお恥ずか
しい次第でございますが、会員のいろいろな内部
の動きを私どもが耳にいたしますと、たとえば外
務員の方々やなんかいろいろ、これはいい仕事
であるといつて持つておいでになる、そうすると
従来はいわば機械的にそれぞれの事務で処理をし

ておつたようなものが事後に上級者のところに報告が来る、たとえば専務あるいは社長の耳に入る。そうすると社長が、おおこういうものを引き受けたのか、これはどうだというふうなことをおっしゃる、いやいいじやありませんか、いややはりこれは問題だ、こんな掛け目で危ないんじゃないかとか、それぞれの中間のいろいろのお話が出ていたようでございます。そして私どもの方にもその点についてのお問い合わせがございました。

株価を自身がこれから先どうなるかわからない
というときに掛け目七〇でとつていいと自分たち
は思わないけれども、たとえば第一線にいる者は
いやそのままとつてもいいんだと言つて、そこで
中でいろいろたごたしているんだというよう
な、お恥ずかしい話ですが、そういうような話も
入つてまいりました。そこで、こういうのは証券
会社に対する注意でありますから、むしろたとえ
ば協会の方から注意してもいいんじゃないかとい
うふうな話が出たり、それでちよつと時間がたち
ましたけれども、やはりそれは理事長の名ではつ
きりしてくれよ、はつきりするもくそも決まつて
いるじゃないか、先生のおつしやるようにそう決
まつたことじゃないか、いやそうじゃない、はつ
きりしてください、そういうようなやりとりがあ
りまして、私どもの立場としてこの解釈を、言わ
ずもがなでございしますが申し上げる、これが第一
段。

そしてやはり第二段というのは、これもまた言はずもがなかもしれないけれども、特別にいま扱っているものをねらい撃ちにして物を言うといふことではない、一般論として言っているわけでありますが、背景としてはそのときの動きをしていったものについて具体的に適用があるというふうな話になった次第でございます。

○佐藤(観)委員　ちよつと事実関係を確認していただきたいのですが、その際にこういう文書というのでしょうか、通達というのでしょうか、これが出された場合に、東証といたしましては個々の証券会社社に内容、これそのものはもちろん通達するの

でありましょうが、じゃその証券会社から売らせ帰らせ、言うところの「株価が企業実態と遊離し、需給関係を主な要因として形成されている場合には」というようなものは、個々具体的にはどういう株なんですか、聞かれた場合には答えるのですか。あるいは東証から各証券会社にこういうものの中身はこういう銘柄のことを言っているのですよ、こういうような指示はたとえば電話なんかではしないのでしょうか、どうなんでしょうか。

○谷村参考人　いたしません。むしろ私は具体的な例を一切挙げておりません。

○佐藤 純 委員 そうしますと、いま理事長からお話があったように、これは個々ばらばらに独自にやったということだと思ふのでありますが、これは四大証券の次に証券会社のとこに属するものでありますけれども、規制の主旨 最近の市況のなかで一部の銘柄の株価が「ここからがこの文書と一緒になんです」「企業実態と遊離し、需給関係を主な要因として形成されている場合には、その後の推移いかんによつてはその株価が大きく変

動することでも考えられます。」これは通達と一緒の文書が書かれて、「従つて当社顧客の取引の健全性をこの際一層確保する見地からとりあえず今日七銘柄の規制を行うことにした。」実施日は五十六年一月二十三日より実施。規制銘柄、七銘柄、安藤建設、宮地鉄工、石井鉄工、新電元工業、塚本商事、丸善、もう一つ何かあるわけですね、というようになつていて、中小の方でも同じようなあれが、ここに私の手元にあるのは中小証券で一月二十七日付にやはり掛け目率をもつと落とさないかというところでS、A、Bという代用掛け目ランクというのををつけられているわけですが、これは東証の方が具体的に指示をしたのではなくて、この理事長のいわば文書、通達によつて独自に判断をしてやられた、こういうふうに理解をしていいわけですね。

○谷村参考人　そのとおりであります。

○佐藤(観)委員　そこでもう一つ、この文書の中
でお伺いしておきたいのは、「株価が企業実態と遊

離し、需給関係を主な要因として形成されている場合」というところが非常に意味が重いわけですね。その場合、これは一般論だからこういう表現になるのだと思いますが、株価が企業実態と遊離しているかしていないかというのはなかなかむずかしいですね。私は自分自身が株というのをやったことないけれども、いろんな人の話を聞くと、たとえば丸善だって一等地を大変たくさん全国に持っていて、いやあれだっけって含み資産を入れると千二百億円にもなりますという片方夢を持っていらつしやる方もいらつしやるわけですよ。そのあたりで「株価が企業実態と遊離し」というのはなかなか判断がむずかしい、個々そう思って買われる方もいらつしやるのだし、いやそんなにはないだろうと思って逃げられる方もいらつしやるわけでありますので、そのあたりに、直接的には理事長が書かれた文書ではないと思いますが「株価が企業実態と遊離し、需給関係を主な要因として形成されている場合には」というのは、一月二十日付でいった場合には、証券界だれでも、いわば誠備グループの仕手戦だというふうに推測するのは、証券界の中では過去の経緯から言っても通常ではないか。だからそれをこの時点に、これは一般論でございまして、出されて、理事長の責任とというのは全くいやこういったいわゆる誠備株なるものの暴落というのは予想してないのですというように果たして言い切れるだろうかどうかだろうかと、その点はどういう御判断をお持ちになってこの文書を出されたのでしょうか。いわば一般論と言われてこの時点に出すということになれば、具体的にいわゆる誠備銘柄というものを直撃するということか、こういうことは当然予想されたんではないだろうかと思いますが、その点はどういうふうにお考えになって出されたのでございませうか。

○谷村参考人 お説のとおり、具体的にはあの時点でもしこういう通達といいますが、文書の考え方に従って各会員社が行動するとすれば、それによって対応される対象はいま御指摘になったと

うな銘柄が多いであろう、これは当然であります。私はそれを否定いたしません。ただ私は、そういうことをあの時点でさしむしろ言うのが必要であつたと思つております。と申しますのは、世上俗にああいう通達が出たら金が借りられなくなつたとか、ああいうのが出たらもう動きがでなくなつた。わしら——わしらとはおつしやらぬですが、ぶん殴られたのだ、こういうふうにおつしやいますけれども、私は本来金を貸す立場、信用を供与する立場だつたら当然そういうことは考へるべき時点であつたと思ひますし、実はそういうことがあろうとなかろうとお金がつけばうまくいくものかどうかという点については、これは本質的にさつき申し上げましたように無理やりに金で支えて、金を借りて支えていてもそれではむしろそのままいけるのかという問題があるわけでございます。そういうことは私が言うまでもなくいろいろと世間でも言われておるわけでありまして。私がいま責任を免れることができるかといふふうなお話がございますけれども、あれで株価がせつかく行つていったのが一転してつとつと行つてしまつたとかどうとかいふふうには私は思ひません。むしろ実態がそれをやらせているのであつて、そういう実態があり得るといふふうには考へられるときに、のうのうと腕を組んで金融をつけているといふふうなことがあるとすればそつちの方が問題だ、私はそう思つておりました。

○佐藤(観)委員 そが非常に判断のむづかしいところで、株価の実態というのはいく何ぞやといふのが大変むづかしいゆゑに問題になるわけでありまして、ただ私も基本的に誠備だけの話じゃなく、こういう買ひ方をしていけばどこかで官地鉄工の株の四百億か五百億といふものが肩がわりをして、その金が一再生きない限り、その分だけまた会員が入つて、そしてそれが金融がついていかなければならぬ。また株価を支えることはむづかしいんじゃないか。その辺に金だけの、金さえあればいつまでもこの価格が維持できたのだといふふうには私も必ずしも思つていないわけ

でございます。ただあくまでこの通達が代用掛け目を低くしないといふことでございまして、その意味ではこれによつて資金繰りが苦しくなることは事実ですね、それは背後で資金をしぼるためにやつておるわけでありまして、その意味ではそこで資金のパイプが細くなつたことは事実だと思ふのであります。

そこでお問い合わせしていきたいのでありますけれども、もう一回もとへ戻つてしまふのであります。前にも、こういういわば一般論として当然のことの書いてある通達が二千九百五十円まで行かない、恐らく七月とか八月の時点に出されなかつたのだらうか。理事長にしてみれば議員なんといふのは結果論で物を言つてと言われるかもしれないが、私もそのことはある程度わかっているのですが、私もそれが異例と言つたのは、すでに九月一日にはいわれる誠備グループの方は官地鉄工所に對して役員派遣をするといふことも言つておりましたし、あるいは臨時総会も要求しておる。いわばそのときには終つてしまつて、一月二十日なんといふのはそれ以後の話なんですね。それにもかからずあえてまた、もちろん官地鉄工だけじゃなくて安藤建設の問題とかその他の仕手戦が続いておりましたから、それはそうかもしれないが、本来だつたら十一月二十七日に臨時総会が行われていたわけでありまして、二千九百五十円に行つてからこういう資金をしぼるならしめる。事実掛け目率は下げておるわけでありまして、一月二十日にしかるべきだつたのじゃないか。一月二十日にこれがあるて出ておるというところに私は若干不可解さといふのを持つのであります。その意味で再度お問い合わせしたいのであります。八月二十八日の最高高値に行くまでに、東証としても当然保証金率の引き上げとか掛け目率の引き下げといふことをやつていらつしやる。そしてなおかつこの一月二十日に同種類のこの文書が出されたといふのはどういふことなんでしょうか。どうも私は時期が七月、八月の時点ならまだわかるのだけれども、

一月の二十日の時点といふのはどうもよくわからぬのであります。もう一度御説明願ひたいと思ひます。

○谷村参考人 別におかしいことはないもので、一月といふよりはむしろ十二月の末ごろから一月にかけて、各証券会社で官地なら官地といふところの株を担保に、本担保の方じゃなくていわゆる代用掛け目をかけておる担保に、それをとるのに問題がたがた起つてきましたもので、それから出たわけでございます。それ以前の段階、たとえば去年の八月とかいふようなときには、もちろん信用で買ひ付けた場合にはそれが本担保になりますけれども、添え担保として出ております代用掛け目をどうするかといふふうな問題は去年の段階では全然出ていないわけでございます。というほどに、まだ官地なら官地といふものの株を担保に添えて金を借りるというふうな姿といふものが出ていなくて、証券会社でも別にこれをこの値でこの担保にとつていいであらうかどうかといふうかといふうかたがたした議論は出ていなかった。私もそれは初めからこういうことは一つの方針として言つておりましたから、別に強いて注意する必要がない段階では注意いたしません。わざわざ平地に波乱を起すようなことを言うつもりはございません。したがつて、問題が起つてきて証券会社からいろいろ問い合わせがあつたりしたのでこういうことを言つたといふことでございまして。

○佐藤(観)委員 そうすると理事長のお考えでは、この通達というのでしようか、これがもたらす結果についてはどのくらい予想されていたでしょうか。結果といふのは、株価がこれによつて金融が締まつて暴落するんじゃないだろうかといふ結果については、先ほどからお話がございましたように、いやこれは相場場と違ふのだ、だからそれはあり得るだろうといふふうにお考えになつたのか。株の話でありますからなかなかむづかしいのでありますけれども、これは中小証券の経営や信用不安まで起つてくる問題だと私は思ふので、そのあたりは一体どういふふうにお考えられ、その

際に、それに参加をなさつた中小の投資家といふのでしようか大衆投資家といふのでしようか、こういう方々の観点はどういふふうにお慮をされていたのでしょうか。

○谷村参考人 わしらは、私自身の判断としましては、去年のある段階から、すなわちはずきりと資金の固定が目立ってきた時点から、いづれは金融問題というのが出てくるというふうには思つておりました。したがつて、一月二十日に私もが出しました証券会社に対する要望書自身は、一つのインパクトにはなるかとは思ひますけれども、大きな流れとしてはすでにもうそういう流れが私は起つておつたと思つております。これのせいではいふことがなつたといふふうには言われる向きがあるかもしれませんが、仮にそれをしていなかつたらもうとつとひどいことになつたかもしれないと思つておりました。もつと続けさせていたならいふになつて、そんななまやましい状況では私はなかつたと思つておりました。そういう意味で、おまえはこれによつて金が詰まり、値が下がることを考へておつたかと言われれば、そういうことの流れにある意味では拍車がかつたかもしれない。しかし、そこで措置をとつておかなければ仮に一時しのげておつてもとつとひどいことに証券会社としてはなるおそれもあると思ひます。そういうふうには私は思ひます。

○佐藤(観)委員 証券会社もそれを担保にとつておるわけでありまして、追ひ証が入るかどうかといふのは大変経営上の大きな問題になるわけですね。ただ結果的に見まして、たとえばここに官地の値動きがあるわけでありまして、一月二十日の理事長通達のときが二千四百二十円、それからほとんどずっとこれは三十円、ストップ安でございまして、理事長通達以来ずっと下がつて放しになつておるわけですね。私はこの株自身持つておりましたが、やはり株を持つておる大衆投資家もいるわけですね。それから、石井鉄工にい

たしまして、理事長通達以後若干反転をしてお
りますけれども、また加藤逮捕で下がってくる。
丸善についても理事長通達以降ストップ安になっ
ているわけですね。ですから、そういった意味か
ら言うと、理事長通達というのが具体的に結果論
から言えばなっているんじゃないだろうか。その
際に、一体これに参画した投資家というのは、投
資家保護の立場から見てもどういうふうなことにな
るんだらうかというの私は大変疑問に持つわけ
ですね。しかももう一つは、いまストップ安がず
っと続いているわけでありまして、地相場
よりはかなりこれは食い込んでいっているわけ
ですね。これについては、いわば地相場より下がっ
ているというのはこれはまた問題が逆の面に出て
きているのじゃないかと思うわけですが、それに
ついてはどういうふうに考えていらっしゃるわけ
ですか。

○谷村参考人 投資家の方々の立場としては、
もしずっと買い支えていくればこういうこと
にはならなかったらうに思っています。しやる方
もおおいでなると思いますが、私も私どもとし
ては金融をつけて買い支えている相場というもの
でその上にこれだいたいと安心して乗って
いらつしやる投資家の方々は、それは本当にお
気の毒だとは思いますが、それが長続きすると思
つていただいていたのでは、そういう情勢をつく
つていくこと自体には問題ありと考えておりま
すので、お気の毒な方がずいぶん多いと思いま
すけれども、私も私も考えております行き方とい
うものそれ自体を間違つておつたとか責任を感じ
るとかそういう立場では見ておりません。

それから、値幅制限がございましたために気配
相場の下げ方がじわじわと下がってくるという形
で、ある意味で言えば異常に行き過ぎた高さであ
つたものが戻ってきているということが、一挙に
行かずにいわば時間をかけて行っているというこ
とが何がしかの意味での緩和策にはなっているか
と思います。けさ出がけに見てまいりましたこと
ろで、宮地のようなところは三十円刻みで落ちて

おりますから、いま二千円ぐらいのところはまだ
おりますけれども、すでに御承知のように日立精
機でありますとか安藤建設はけさは大体行くこと
ろへ行つてむしろ買いに回つたとかいふふうな姿
が出てくるようでございますし、落ちつくところ
に落ちついてきつたものもはもうそこで、その
点で立つ、そういう意味ではむしろ逆に突込み
過ぎといふものが起こっているかという、私は
そういうものは起こっていないかというふうに見
ております。行くところに行つていけば、値ごろに
出てくれば買いも入ってくる状況だと見ておりま
す。

○佐藤(親)委員 これは証券局長にお伺いした方
がいいかもしれません、これに参画をした中小
証券というの、いろいろな決算やら、あるいは
追いつけが来なくて、六月にそういった決算の整
理の時期が来ますので、その意味では中小証券の
これに対する今日の姿勢と申しますか、いわ
ゆる誠備グループと言われるものの担保が互い
に担保、担保になつていて、その意味で信用残が
大変多くなつていふこと、その意味で信用残中
心をやつてきた、全部ではありませんけれども、
その中小証券の姿勢というのにも、これは問題に
なつてくるのではないだろうか。しかもいま理事
長が言われるように最後まで一回上げてくる
ということになれば、ある程度信用不安というこ
とになつてきませんけれども、これがずっとスト
ップ安ということが続いてまいりますと、これは
大変な信用不安を起してくるんじゃないだろう
か、こういうふうな考えられますけれども、一体
今日まで証券局としては、こういった、誠備だけ
のあれではございませんけれども、動きに対して、
いわゆる信用残を調べたり、その他のそういった
行政的な監視というのでしようか、してきたのか。
そして将来の不安に対してどういふふうな考へて
いらつしやるのか、対応しようと思つていふのか、
その点についてはいかがでございますか。
○吉本(宏)政府委員 ただいま東証の理事長から
いろいろ市場規制という観点からお話ございま

して、私もから見まして、昨年の四、五月以降、
仕手株の乱舞、仕手株の急騰というような現象が
ございまして、これに対して東証を中心として適
切な処置をとつていただいたというふうなまづ考
えております。

私はこの問題を考へてみますと、やはり一番大
きな制度的な問題点として、投資顧問制度とい
うものに対する大蔵省の規制が及ばないという点
が一つ問題としてございまして、誠備は言うなれば町
の投資顧問業者ということをやつておまして、
これに対する規制が及ばない。したがって誠備投
資顧問が取引をしております証券会社を通じて、
その実態をある程度見るということにならざるを
得なかつた。したがって非常に隔靴掻痒の感があ
つたというところは否定できないと思ひます。

ただいま中小証券がこの問題について少し姿勢
がどうであつたかどうかということについて御質
問がございまして、中小証券は言うなれば
株式のブローカーというものを中心として商売
をやつておまして、外務員制度を中心にしたし
まして商売をやつておるわけでありまして。この問
題を考へてみますと、やや誠備投資グループとい
うものに商売を偏り過ぎたと申しますか、その点
中小証券の営業の苦しさといふものはあるわけ
でございますけれども、若干こういふ投資顧問グ
ループとの取引が多過ぎたのではないかとこの感
じがいたします。

そこで中小証券の経営問題でございますけれど
も、私も私は現在いろいろ調査をしております。
この仕手株を信用残として持っている会社あるい
は仕手株を担保として取っている会社、こうい
つたものがかなりございまして、私も私も見る限り
は、この金繰りの問題として約数社程度はかなり
大変なではないかといふふうに見ております。
これに對しましては、十分その実態を見きわめま
して適切な措置をとつてまいりたい。いやしくも
中小証券の経営困難というような事態は絶対に避
けたい、このように考へております。幸いにし
て、中小証券はかなり財務内容もよくなつておりまし

て、十年前免許制がしかれた当時に比べますれば、
財務内容もかなりよくなつておりますので、私ど
もとしては、いやしくも経営困難というような事
態は避けられる、このように考へております。

○佐藤(親)委員 私も、今後、証券界といふので
しようか、こういった投資顧問的なものがいま大
体百ぐらいあると言われておりますけれども、こ
れが全く野放し、だれでも開業できてだれでも情
報を出して同じようなことができる。もちろん、
それにはいろいろな力が加わらなければいかぬと
は思ひます。金を集めるとかそういった意味の力
が必要かと思ひますけれども、だれでもこうい
つたことができるようなことで果たして将来の証
券業の発展といふか、いわゆる証券業の発展とい
うよりも、直接金融の育成といふものができるだ
らうかということについて私はちよつと疑問を持
つておるわけでありまして。いま業界の方でも、ア
ナリスト、日本で言えば証券分析調査といふので
しょうか、こういったのを育成しているようであ
ります。私はやはり将来、こういったアナリス
トの制度といふものを――アメリカ並みにちゃん
とした資格を持つて企業内容が読める、こうい
つた方の情報を判断しながら一般投資家も動いて
いく。判断は個人の判断でございまして、し
ていくといふようなことが必要だし、やはり証券
行政の中の一つにこのアナリスト制度というの
を取り入れていく、将来をういつたことを検討し
ていく必要が十分あるのではないかとこのことを
とつ証券局長からお答えをいただきたい。

最後に、大臣にお伺いしておきたいのでありま
すが、私が非常に不快に思ふのは、こういった誠
備グループのいろいろな動きに政治家の名前が
ちらちら、いろいろ出ていっているわけですね。株主名簿
にも厳然と出ていらないしやる方もいらつしやる。
何も私は株を個人的に買われることは、決してそ
れ自体を否定するものではありませんけれども、
一見何が肩がわりするのにそいつた力を使うが
ごとく見られたりといふことになりまして、やは
りこれも政治家としてのモラルの問題になつてく

るのではないかと思っております。

以上、二点、簡単に結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

○吉本(宏)政府委員 ただいまアナリストについて御質問がございましたが、御承知のようにアメリカにおきまして公認証券アナリストというものがございまして、これは制度的に確立したものでございまして、投資顧問業に従事しておられるわけでありまして、日本の場合はまだこのアナリストの制度が社会に必ずしも定着しておりません。ただ、日本証券アナリスト協会というものがございまして、これは社団法人でございます。この協会が証券アナリストの試験を実施してございまして、その試験を受けた者が検定士というような形で、ある程度そういった社会的に認められるという制度にはなっております。これを公的な形まで高めるかどうかという問題につきましては今後十分に検討したい、このように考えております。

○渡辺(勲)大臣 政治家と株の話を求められてはいるわけですが、政治家が株を買って悪いという話ではないでしょうか、何でも、程度問題というものがございまして、世間から批評を受けるようにすることが大切だと私は考えております。

○佐藤(親)委員 当委員会でも結構でございますが、大蔵委員会には金融、証券の小委員会もありまして、今度の一連の動きというものは私は将来また起こり得る問題だろうと思っております。そういう意味ではまたいろいろな方の参考人として、たとえばこの誠備投資顧問室の藤原三郎という社長がいらっしゃるわけですが、そういう方々から、一体誠備の中身というものがいまの法体系の中でどういうことになっていくのか等々もわが委員会としても検討していく必要があると思っております。ひとつそのことも今後の委員会運営の中で御配慮いただくことをお願いをして、私の質問を終わります。

○綿貫(長)委員 谷村参考人には御多用中のところ御出席の上、貴重な御意見を述べさせていただきます。

て、まことにありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

戸田(菊雄)君。

○戸田(菊雄)委員 質問に入る前に、調査室について委員長に意見書をするものであります。

私はさきに調査室に対して、ある資料を要請したが、正確な資料を出すことは困難であるという返事でありました。

私も参議院で社会労働委員長をやった経験がありますけれども、調査室は委員長の掌握下にあるわけですね。そういうことを前提としてその対処策を講ぜられることを求めるものであります。

○綿貫(長)委員 ただいま戸田委員からお話がありました点については、後刻理事会で協議したいと思っております。

○戸田(菊雄)委員 ぜひその点については要望してまいりたいと思っております。

それでは、印紙税については要望してまいりたいと思っております。

今回のこの税率改正案を見ますと、第一の「不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書」以下四項にわたって実は第一号としてあるわけですが、この区分を見ますと、非常に多様に数多く区分をされているわけですね。これは後から意見を申し上げるが、そういった階級別の実績の一番多いもの、こういうものは一体どういふものか、ちよつと説明をしていただきたいと思います。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕

○高橋(元)政府委員 適用されます階級別税率別については、後刻審議官から詳細に申し上げますが、文書別に申し上げますと、全体の現行法によります税率で申し上げますと、三五・七％弱が受取書でございまして、三四・七％。今度お願いいたしております改正案によります改正後の五十六年度予算で申し上げますと、三五・二％が二十二号の「金銭又は有価証券の受取書」でございまして、それから、次いで多うございまして三号の手形類、約束手形、為替手形でございまして、現行

法によりますと二七・五％、それが改正後に五十六年度予算で二八・六％と相なります。

第三番目に位置しますのが第二号文書の「請負に関する契約書」これが一一・五％が現行法でございまして、改正後一一・七％になるというふうに私どもは見えております。

それから次が一号文書、不動産の譲渡契約及び消費貸借契約書、合わせまして現行法で九・五％でございまして、改正後九・七％ということになると思っております。

それ以下四号、五号、二十三号、こういうこととございまして、それ以下の文書につきましては構成比が非常に小さいものでございまして、時間の関係で大きなものだけ申し上げました。

○戸田(菊雄)委員 等々の説明のあつたとおりなことでありますが、たとえばこの一号の不動産等の問題について、これは私の調査によりますと、九・五％の中で、これを一〇といたしますと、大体六割以上は一般の利用者、たとえばサラリーマンがマイホームでもって住宅を建設するということになりまして、この区分で言う一千万、この近辺がいま非常に多いと思うのです。その辺の実績といえますか、五十四年実績があるわけでしょうか、一応各種目別に、その辺の利用度、これをひとつ説明していただければと思います。

○高橋(元)政府委員 昨年の九月に印紙税の実態調査というのをいたしました。いまお尋ねのございました不動産譲渡契約でございまして、これは運送契約書も含めて集計しておりますので、若干全体を一〇〇といたしますと、課税文書の中で非課税のものが八割ぐらゐるわけですが、課税されておりますものの中の税率区分で申し上げますと、一千万円から五千万円の不動産譲渡契約というのが一番大きいわけございまして、約六割。それが現状でございまして。

○戸田(菊雄)委員 大臣、いま発表がありましたように、不動産譲渡の場合に、一千万から五千万、この辺が一番大きいわけですね。ですから、全国平均、マ

イホームで住宅建設、土地を譲り、大体百坪以下ですね。そういうことになりまして、この中に該当していくわけですね。そういうものに対して、実は目に見えない印紙税で取っているわけですね。

住宅ローンでもって、いま八・二％ぐらゐの利率を払っている。借りるときにまた多額の利子がつけられる。こういう状況の中で、もう二重、三重にやられているわけですが、私は、印紙収入の階級制について、これはもう少し縮小合理化したかどうかというふうに考えるのですが、大臣、どうですか。

○高橋(元)政府委員 印紙税は本来四十二年の改正前は、すべての商業上の文書について課すということとで、いわゆる三十一号文書というものがございまして。それで、その場合には、広範に経済取引に関する文書についてはすべて課税されるというたてまえであつたわけでございますが、四十二年の改正で、現行のように、二十五種類の文書を掲記いたしまして、限定列举主義ということに改めたわけでございます。

限定列举主義の文書の範囲、それからそれに盛られてまいります税率がアンバランスではないかといういま御指摘かと思うわけでございますが、この文書税でございまして、その印紙税というのは広く申して流通税の一環でございまして、したがって、作成行使される文書の背後にありますが、担保力というもののについて、それが具体的に買手または売り手のいずれに帰属するかということ

を必ずしも問わなくていいような軽い税率とすることを頭に置まして税率を盛っておるわけでございます。もちろん、手形についての税率が不動産譲渡の税率よりも低いというように若干の差はございまして、やはり広く薄くと申しますかそういう形の税負担ということでございます。それで常時税率を直してまいります際に、たびたびの国会での御指摘もございまして、最高価格帯の税率を上上げていくことによりまして取引規模の拡大に伴う適正な負担を求めるように配意

してきておるわけでございますが、現在の御指摘の点につきましては、たとえば外国の立法例でも不動産譲渡契約の中でイギリスあたりはいわば高額になりますと税率が若干上がるという構成をとっておるものもございますけれども、前にも申し上げましたように明治六年以来百数年の経験を経

ておりまして、わが国は元来比例税から出発した
 こういう印紙税のものでございますから、そうい
 う税率を持つてきますにつきましてはやはり相当
 慎重な配慮なり慎重な社会の適応ということが前
 提に相なりますので、引き続き検討問題として私
 ども外国の立法例、それから日本の契約取引の実
 情、文書の作成の度合いというものを考えながら
 検討させていただきたいというふうに考えており
 ますが、ただいまお願いいたしておりますのは最
 高価格帯を設けまして、あとは階級定額税率を二
 倍にいたすという改正で御審議をお願いしており
 ますので、何とぞ御理解がいただきたいと存じて
 おります。

○戸田委員　この一号で見まして契約金十萬以下百円ですね。これが二百円と倍になる。一万未満は免税でしょう。ですから一万以上かかるということになりますね。そうしますと、たとえば飲食その他についても領収書をもらえばそれは明確にやらなくちゃいけない、こういう受け取りの実績というものは先ほど局長がお話しされたような数量ですね。非常に多い。だから、大体私の試算でまいりますと一千万以下のこの収入印紙税の税率、約八割見当、そういう状況だと思ふのですね。これは数字があつたら示してもらいたいと思ひます。ところが、五千万を超える一億あるいは五億十億、十億が最上限になつてゐるわけでありまして、これは額にしては大きいのですけれども件数が非常に少ない。それはそうでしょう、十億以上の家を建てる人は、土地を保有するというのは大変な資産家でなければできないわけですから。ですから、額は大きいけれども件数は少ない。總体的に見てやはりこれも大衆重課の方向でいつてゐるということとは間違ひないと思ふのですね。そ

の辺の見解は大臣、どう考えますか。

○高橋（元）政府委員 いまもお答えをいたしておりますのですが、今回御審議をお願いいたしております改正案では最高価格帯の見直しで約九十億円の増収というものを予定をいたしておるわけでございます。

と申します趣旨は、取引金額がだんだん経済の発達につれて大きくなってまいりますから、そこに階級定額の最高税率をかけておきますと税負担が下がつてまい、その点を補正いたしますために最高価格帯につきましてはたしか五つの種類の文書につきまして四倍という値上げをお願いいたしましたわけでございます。

一方で免税点につきましているいろいろ私ども非課税文書の範囲についても検討いたしましたわけでございますが、先ほどもお答えをいたしておりました。印紙税の実態調査の結果によりますと、五十二年の改正前、四十九年の改正後、そういうところと課税、非課税の文書の割合というものはそれほど変わっておりません。受取書で申しますと、全体百億通くらい受取書が発行されます中で、免税点以上の、課税になります受取書は一〇%、約一割の十億通でございます。それは免税点の設けられております文書類につきましてはほぼ同じようなことが申し上げます。課税、非課税の割合が余り変わっていないというのを前提にいたしまして、御指摘のような点は私どもも常時検討をこれから進めていかなきゃならないとは思いますが、今回の改正ではすべて免税点は現行の税率のまま、改正前のままといたしましてすべての税率を二倍にし、最高価格帯につきましては四倍に及ぶ新設をするという改正案で御審議をお願いいたしておる次第でございます。

○戸田委員　それじゃ、私の統計は財金統計月報であります、一九八〇年八月ですが、印紙税の税印捺印、書式表示その他の区分で総額はどうかとなっておりますか、納税人員はどうなっているか、それらを教えてもらえば大体印紙収入総額に税金がどのくらいということがわかるわけでありまして、五十

五年度、五十六年は見通しになりましようが、総額においてどういう状況になりましようか、説明をしていただきたいと思ひます。さらに、もし階級別に五百万以下、一千万以下、五千万以下、一億円以上等々の区別でわかれればひとつそれもあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員　国税庁からお答えすることですが、五十四年の国税庁の税務統計で実績が出ておりますが、現金納付の課税額は六百七十六億円、対前年九・九％の伸びとなっております。その中で、税印による分が六億二千八百万円、納付計器によります分が二百四十二億二千六百万円、書式表示によります分が二百六十四億五千三百万円、一定時納付、これは預金通帳のようなものですが百五十八億七千二百万円、委任状等が四億七千七百万円、以上合わせまして六百七十六億五千六百万円というのが私どもが税務統計で承知しておる数字でございます。

○戸田委員 五十五年、六年はわかりませんか。
○高橋(元)政府委員 実は昭和五十五年度はまだ進行中でございますから、統計ができますのは一年前の事務年度で、これは御勘弁いただきたいと思ひます。わかり次第またお知らせすることになります。

○戸田委員　これは同じく財金統計月報なんです
が、それによりまして私が試算をしますと、税
制改正による増収見込み、これは五十六年度は本
体三千六百九十億、これは先ほど担当官の方にお
伺いをしたのですが、総額で七千八百億ですから
三千六百九十億増収を差し引きますと五十五年度
は四千百十億円、こういう計算になるかと思いま
すが、この計算間違いありませんか。

○高橋(元)政府委員 そのとおりでございます。
○戸田委員 そういうことですから、同じ統計で
見ているわけでありますが、たとえば国際比較で
いっても、日本の場合に直間比率は直接税が大体
六九・一％、間接税が三〇・九％、その三〇・九
％の中で印紙収入は三・四％、第四位を占めて
いるわけですね。一番多いのは御存じのように揮發

油税、それから酒税、それに物品税、次がこの印紙収入、こういう順位になっているわけですね。

と云ふが諸外国にはない。また、フランスの紙の税率は、紙の厚さによつて異なる。これは印紙税ではないのでありますが、間税のその他に入つておるようですね、それが〇・二%ぐらゐですね。それからイギリスが一・一%、西ドイツはないのですが、フランスの場合は印紙税として一・八%、大体こういう状況なんです。そこから見ますと日本の場合非常に高率である。諸外国においてはいろいろ国情が違いますから必ずしも比較、妥当ということとは私も考えませんが、やはりこういうものは大衆重課であるから、使う人は低所得者層がやばり多いということに配慮してゐるんだらうと思ひますが、その辺の見解はどうでしょう。

○高橋(元)政府委員 昭和五十六年度の税収予算で申しますと、ただいまのお話にありました間接税等でござりますが、その比重は国税収入に対して二九・一と若干下がっております。その中で印紙収入がいまもお話ございましたように四二・％こうなっておりますが、実はこの印紙収入は印紙税、登録免許税、罰金、手数料等をすべて含んでおりますので、その中の印紙税だけを引き出しまして国税収入に対する割合を出しますと二・三ということになります。

印紙税が非常に広い範圍の文書に課せられておりますのは、御案内のようにイタリアでございしますが、イタリアの場合でも正確に登録税がどれだけ入っているかわかりませんが、登録税を含めまして五・六というのがイタリアの印紙税の国税に対する割合でございます。それで、ドイツは手取額にしか印紙税を課しておらない。イギリスも数種類の文書に課するだけであるというように、各國によりまして印紙税の課税範圍はさまざま異なっておりますが、日本につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、昭和四十二年以前はな成されるすべての経済的な価値のある文書に課をいたす。古くは万分の五という税率で課税をたすという構成をとつて、たびたびの変革を経

ただいまに及んでおるわけでございます。

もつと課税文書の範囲を整理せよというお話でございまして、将来大きな経済取引の流れの変化に応じてもちろん検討の対象というところは否定できないと思っております。ただいま現在といったしましては、四十二年改正以後、二十五種類の文書に課税をいたすいまの制度は、それなりにワークをいたしておるというふうに思っております。

(大原) (一) 委員長代理退席、越智(伊) 委員長代理着席

○戸田委員 いま局長の説明は、間税に対する割合が二・三%、印紙収入だけを限定した場合、そういう見解ですか。

○高橋(元) 政府委員 間接税でございまして、国税収入に占める印紙収入の割合でございまして。

○戸田委員 いずれにしても総額においてはこれは七千八百億円、こういう税額ですね。やはり相当莫大ですね。大きいですよ、七千八百億円というの。ですから、このくらい知らない間に印紙税として国民から莫大な税金を取っているわけです。こういうものに対して大臣、どう考えておりますか。

ことに、例に漏れず大衆重課、生活必需品として必要に応じてどうしても生活基盤をつくる、家を建てる、土地を買う、あるいは飲み食いをする、そういったものが大多数そこへ行っちゃっているわけだ。だから、目に見えないから国民は余り抵抗しないけれども、今度の所得税のように表向きばつとこれくらい上げますよといったら大変なあれですよ。知らず知らず取られているから文句言わないでいるけれども、それは大臣、どう考えますか。

○渡辺国務大臣 間接税全体について同じようなことが言えるのじゃないか。確たる根拠はないけれども、税金というものは必要な財源を確保するために取っておるわけですから、それは直接税で取った間接税で取ったいろいろなあります。ヨーロッパ先進国では大体間接税が四割から六割く

らになつていますね。そういう国は大衆課税をやつていてけしからぬ国だとばかり頭からなかなか断定できない、それぞれの国の実情に応じて政府のサービスの財源として確保するわけですから。

ですから、印紙税もそういう意味では大衆課税に最終的にはなることがあろうと思っております。しかし昔から担税力があつて余り抵抗がなくて、それである程度理由づけができていくことでやつておるので、財源確保の一環だ、こういうふうな御理解をいただきたいと思っております。

○高橋(元) 政府委員 ちよつと金額的に補足して申し上げさせていただきますと思いますが、個人が作成いたします文書で印紙の貼付が必要でございます。これは家を建てるに業者とお互いに取り交わします。こちら側が出します分でございます。それと、不動産の譲渡契約、これも買い手となります。場合に出しますから、これもお互いに相交わすものだと思います。それから借金をいたします場合の消費貸借契約、これは銀行に差し入れる場合でございます。合わせまして今回の税収見積もり七千八百億の中の割合というものは二〇%ぐらいでございます。二〇%の中で半分は売り手でありまして、この業者または貸し手でありまして銀行が出すものと考えてよろしいかと思ひます。したがって、個人が直接負担をされる印紙税というのは、戸田委員のお示しになりました八千億よりはかなり小さい金額にしろなろうかと思ひますが、全体として営業に關して作成される文書と申しますか、営業者が発行をいたします受取書というふうなものにつきましては負担を求めておりますが、個人が営業に關係なく作成します受取書については負担がないというふうなことで、個人が家計の消費に關連して作成する文書は、通常の場合、いま申し上げましたように外れておりまして、特別に借金をなさるとか、それから家を買われまうとか、土地を買われまうとか、そういうときにまれに負担が起るというところに御承知をいただきたいと思ひます。

○戸田委員 次に非課税問題ですけれども、たとえば不動産等の所有権移転、この契約金は一千万円未満、これは非課税ですね。それから請負契約書においても同様の金額です。それから物品切手の場合は券面金額六百万円未満、これは非課税、約手、為替のような場合には、これは一覽払いのもの、金融機関の相互金融あるいは外国通貨表示のものが十千万円未満ですね。いま経済が非常に大きくなつて、それから貨幣価値も大変低下をしてい

大分経済変動があるだろうと考えるのです。こういうものについてやはり私は適正な合理性を持つた非課税体制をとるべきじゃないだろうか、こういうふうな考えるのでありますけれども、その辺の見解はどうでしょう。

○高橋(元) 政府委員 手形でございまして、昭和二十九年の免税点と最低税率の關係、三千円の免税点に対して税率が十円だったわけでございまして、その關係が今日には免税点が十万円になりました。税率が二百円でございまして、約六割に軽減されてきておる。六割と申しますか、最低税率のかかる割合と免税点の引き上げ割合を比べますと、最低税率の方が六割であるということが申し上げられると思ひます。

それから物品切手につきましても、これは六百元というふうないたしておりますのは、実は六百元以下でほとんどの、九割に及ぶ物品切手は実際は印紙税を負担しておられないわけでございまして、三千円を超えます物品切手が全体の二%ぐらい作成されておるというふうな状況でございまして、これはむしろ人為的に物品切手の作成に免税点がありまうためにひずみを起しておる、と言つて言葉が悪うございしますが、そういう点があるいはあるかと思ひます。

受取、請負契約書の免税点につきましても、たびたび行つております印紙税の実態調査で、課税、非課税の割合がほぼ前回改正の際の割合に保たれるような配慮をしてきておるというのが私どもの立場でございまして、さらに引き上げて小額の文

書に負担を求めずということに相なりますと、階級定額税率の引き上げ幅をもつと大きくしていかねばならない。これは、大臣からもお話のございましたように、財政上の必要ということもございまして、そういう急激な変革を印紙税のようにな自主納付というふうな税金でお願いをするということが果たして即座に可能であるうかという点も考慮に置かなければならないというふうな考へておりますので御理解をいただきたいと思ひます。

○戸田委員 大臣、いま一千万円という金の価値です。かつて五年ぐらい前の千円ぐらいの価値しなくなつていけるのじゃないでしょうか。家族三人で食堂に行つて、一杯やりながら少し食事をこちそうしようというときに、三人で行つたら一千万円が吹っ飛ばぬやいますね。これは地方税關係でありますけれども、飲食税なんというものは、単品の課税は千円以上でしよう、千円以上になれば税金がかかる。また、一人一回二千円を過ぎれば飲食税がかつちやうわけですから、あの課税最低限は経済動向に応じてもつと上げるべきだと私は思ふのです。これも同様の性格を持つていける内容ではないだろうか、こう考えるのですけれども、大臣の見解をひとつ聞かせていただきたい。

○渡辺国務大臣 これも理屈のつけ方でして、それはあなたのような理屈も私はりっぱな御意見だと思ひます。しかしながら、飲み食いする人にそれが転嫁されているのか、あるいは料理店の利益がそれだけ減つていけるのか、それは実際はどちらとも言えないわけですね。結局はしせんこれも財源とかかわり、物価が上がつたんだから免税点をつくつたときは物価の変動に応じて引き上げたらいじやないか、これもりっぱな御意見なんです。しかし、これも財源との絡みでございまして、やはりそういうふうな考え方もあります。が、私どもとしてはこの際は、ともかく税収の確保をしなければ当然増の経費が賄えないというふうな異常な状態なものですから、御容赦を願つておるところでございまして。

○戸田委員 大臣、いま一千万円という金の価値です。かつて五年ぐらい前の千円ぐらいの価値しなくなつていけるのじゃないでしょうか。家族三人で食堂に行つて、一杯やりながら少し食事をこちそうしようというときに、三人で行つたら一千万円が吹っ飛ばぬやいますね。これは地方税關係でありますけれども、飲食税なんというものは、単品の課税は千円以上でしよう、千円以上になれば税金がかかる。また、一人一回二千円を過ぎれば飲食税がかつちやうわけですから、あの課税最低限は経済動向に応じてもつと上げるべきだと私は思ふのです。これも同様の性格を持つていける内容ではないだろうか、こう考えるのですけれども、大臣の見解をひとつ聞かせていただきたい。

○渡辺国務大臣 これも理屈のつけ方でして、それはあなたのような理屈も私はりっぱな御意見だと思ひます。しかしながら、飲み食いする人にそれが転嫁されているのか、あるいは料理店の利益がそれだけ減つていけるのか、それは実際はどちらとも言えないわけですね。結局はしせんこれも財源とかかわり、物価が上がつたんだから免税点をつくつたときは物価の変動に応じて引き上げたらいじやないか、これもりっぱな御意見なんです。しかし、これも財源との絡みでございまして、やはりそういうふうな考え方もあります。が、私どもとしてはこの際は、ともかく税収の確保をしなければ当然増の経費が賄えないというふうな異常な状態なものですから、御容赦を願つておるところでございまして。

○戸田委員 直間比率については何年来か論争されてきて、現在間接税の場合は三〇・九％、こういうことになっているわけです。今後、一般消費税に見合うような税金導入を含めまして、間接税の拡大を図っていくこととなるでしょうが、大臣の考えとしては、間接税の割合は直間でどの程度までいったら妥当なのか、その辺の上げ幅の見通しですね、考えをひとつお聞かせ願いたいと思うのであります。

それからもう一つは、先ほども私指摘をしたのであります。アメリカその他で〇・二％、イギリス一・二％、西ドイツは手形税ということでも〇・一％、フランスは印紙税一・八％、これは局長からも説明がありました。いすれにいたしまして、仮に日本の場合には印紙税が二・三％といつても、一番高額ということだけはうなずけると思ふのです。しかし、全体の税金をずっと考えてみまして、じゃほかの税金は安いものがあるのか、所得税では大分大臣もがなばつて、国際比較では日本が一番安い、こう言っています。それは国内条件でいろいろ違つて、所得税の場合、円、ドルの関係、計算の関係その他ありますから大分まやかしかると思つてゐるのですが、そういうことからいってやはり大衆重視の税金である、こう私は考えるわけですね。大臣、この辺どういう見解を持っておられますか。

○渡辺国務大臣 税金というのは、やはりいろいろな国の施策をやる上においてどうしても必要として、財源がなくては社会福祉だ文教だと言われども結局何もできないということです。小学校に一人子供がいれば国と地方で四十万円かかっているのだし、二人だつたら八十万円公費がかかるわけですから、だれかがそれは払わなければならぬ。どこから取るかという問題でしょう。そこでわれわれは、歳出の抑制、削減、これに最大限の努力はいたします。しかし不足分については国民に相応の御負担をお願いしなければならぬという姿勢で来ておるわけです。

それで、まず間接税と直接税の割合は幾らがい

いんだ、これも幾らがいいという科学的根拠というのは私はないと思うので、ね、実際問題として、日本は間接税は三〇％だ、フランスは六〇％だ、ドイツ、イギリスがその真ん中ごろということにして、これは国によつてみんな違ふ。ただ私としては、いろいろな人の意見も聞いてみているので、すけれども、直接税を上げて、一遍もらつた月給袋の中へ手をつ込んで税金を取るといふことは、言うべくしてなかなかむずかしい。しかし一方経費はかかる、財源は必要だという状態の中では、私としてはともかく、フランスが六〇％間接税を取っているから大衆課税の一番悪い国だといふようにもだれも余り言つてないし、イギリス、ドイツについても同じようなことで、世界をながめてみて日本の三〇％は少し少ないのじやないか、できたらもう少し——所得税の方は上げないでも、皆下げると言つてゐるわけですからそれを上げるということとはとてもむずかしい、下げることはあつても上げることはなかなかむずかしい。というところになると結局、将来の問題ですけれども、やはり間接税でもう少し御負担をいただけないものか。

〔越智(伊)委員長代理退席 山崎(武)委員長代理着席〕

これはサラリーマンの人なんか聞いても、やはり所得税を上げられるのは困る、どうしても費用がかかるんなら間接税は少しくらい、みんなていつの間にか知らず知らず納めてしまふから、これは大衆課税だと思へばそうかもしれませぬ、しかし反発が少ないことも事実なんです。ということになると、もう少し間接税の領域をふやしてもえぬか。(「やはり一般消費税か」と呼ぶ者あり) いやいや、それは言つてない、それは言つてないんだが、国民の代表である皆さんの御意向もこの国会を通じていろいろお聞きをして、そして私は今後の参考にさせていただきます、そういうふうに考えておるわけでございます。幾らがいいという数字はいま持ち合わせておりませ

○戸田委員 印紙税の結論としては、私はこういう希望を持っています。でき得れば、階級別制度をもう一回見直しはできないのだろうか。少なくとも三段階ぐらいに、それが無理なら四段階、一つは五百万以下とか、あるいは一千万までとか、一千万を超える五千万まで、一億以上、刻みを多くする上の方を少し刻みを多くしていくとか、等々すれば全体として上厚下薄というふうなことになるのではないか。いまのところは、何といつても低所得者が非常に大きな負担を背負つてゐるということだけは間違ひありません。ですから、そういう点をもう少しシフトして上の方に持つていくわけにはいかないだろうか、こう考えるわけです。今後そういった階級区分の整理を、合理化あるいは適正なものに検討する意思ありや否や、この点をひとつ大臣に。

○高橋(三)政府委員 いまのようなお話は、たとえばイギリスの不動産等譲渡契約の場合には万分の五十から万分の二百に及ぶ累進税率と申しますか、非常に大まかな階級定額税率といふものを設けておりますし、不動産の賃貸契約につきましてもイギリスの場合には一万分の百から一万分の二千四百、こういう税率が設定されておる例もございます。そのほかの国のいろいろな税率表を見ておりますと、日本のように一万分の二ないし一万分の十という非常に低い税率に対してイタリアなんかずつと高くなつておりますが、概して比例税率でございます。日本の場合もかつて、明治の何年からずつと昭和の初めまで一万分の五という比例税率でやつてきたわけでございます。そういう時代もございました。累進税率にいたしますという考え方は確かに外国の立法例にもございまして、いまの戸田委員の御指摘も私、十分理由のある御主張だと思いますけれども、やはり比例税率で百年やつてまいりまして、いまの階級定額の刻み方というのは、改正前ですと一万分の二ないし一万分の十という比例税率になるように階段が盛つてあるわけでございますから、そういうものを累進になるような階段の盛り方にいた

しますにはやはり慣熟とかかなりの社会的ないろいろな問題の調査ということが必要でございませう。これから先の検討問題としては十分御指摘の点は勉強してまいりたいと思ひますが、ただいまのところは、御提案申し上げております改正案という形でぜひ御理解をいただきたいと考えております。

○戸田委員 大臣、見解をどうですか。

○渡辺国務大臣 それは理論的にはそういうことも考えられるでしょう。しかし、大きな取引というのを課税を強めるということとはわかるんだが、それによつて下の方を税率とか額を減らしてしまふということになると、全体としては絶対額は歳入減になると思ひます。取引数量が違ひますから。したがつて、そういうところで財源確保という点からすると、いろいろまた別の問題が出てくる。理論的にはあなたの言うようなこともあり得るけれども、現実財源確保という点から見るといろいろ問題もある。それからまた余り細かい区分をつくらんと實際徴税上非常に煩わしい、間違ひやすいという問題もあります。われわれ現に印紙でもいろいろな書類を書いたりなんかして張るのに、何が幾らだかなんということは大蔵大臣でも覚えていませんよ、正直な話が、わからない。やはり何か見なければわからない。見てもどつちか該当するのかなと思つて、本当に自分でも首をかしげるようなこともあるくらいですから、それをさらに細分化するということは、実務的ではないのではな

いかという氣もいたしまして、将来の検討課題としては考えられますが、いまのところそれを細分化する考えはございません。

○戸田委員 これでどうも、大臣、税法を上げるわけにはまいりませんから……。

次に、同僚議員がきのう大分減税については触れられておるようでありますから、私は四点等について一応質問しておきたいと思ふのであります。その第一点は、大臣に物品税創設の時期と目的、これをちよつと説明していただきたいと思ひます。

込むことが必要なものというものを課税の対象に入れてまいることによりまして、物品税体系を維持していくという形の考え方になったわけでございます。そこは戸田委員よく御存じの、昭和四十三年の長期答申というものにその思想はよく出ていると思います。

非常に長々申し上げましたが、物品税の創設の目的は戦時課税でございましたが、戦後三十七年

ないという状態の中では、行政水準を下げるということもできませんので、やめるということもわづかしいと考えます。

○戸田委員 この物品税は、間接税全体がそうですけれども、結果的には全部消費者に転嫁されるわけですからね。だから、消費者の約八〇％は五百万円以下の低所得でしょう。これにほとんどくわけですよ。だから税金の体制全体を見ますと

す。したがって、間接税は消費基準でござい
ますから、たとえば酒とかたばこというようなも
のにつきましては、たばこはことにそうでござい
ますが、かなりはつきりした逆進があらわれてお

○渡辺国務大臣　戸田委員の趣旨は、五百万円以下の低所得者が消費の八割も支えているんじゃないか、だからそういうような大衆課税になるものはなるべくやめなさい、そういう御趣旨だと思います。

ます。しかしながら、この五百万円以下の人が大部分であることも事実でございますが、子供が三人も四人もいると、二百五十万円や二百八十万円では所得税は払わない。しかし先ほど言つたように子供を一人学校にやれば、四十万円の国と地方の金がかかつてゐる、二人出せば八十万円かかつてゐるわけですし、医者にかかれば、入院して月何十万かかつて、国民健康保険だと七割給付、三割自己負担。しかし、七割のうちその七割は国庫が持つてゐるわけですから、そういう金はやはりかかつてゐるわけですね。だから納めてゐるわけです。したがつて、それを所得税を払う人だけではない納めるといつてもなかなかそこまでいかないうことのために物品税とか印紙税とかいろいろございますけれども、実際これには、軽四輪の自動車、今度はライトバンに五%かけるの、はけしからぬという御議論もあるかもしれない。しかしそれじゃだれでもなめてゐる砂糖に何で税金かけるんだ、酒だつて、金持たない人だつてしようにちゅう飲むんだから何で税金かけるんだという議論にまで発展してしまふということもありまして、この際は、先ほど伊藤さんから話があつたのが、財源がないのですからひとつ御容赦を願ひたい、こういうわけでございます。

○戸田委員　時間がありませんから、残り三点について一括質問してまいりたいと思ひますが、大臣、誤解してもらつては困るけれども、さつきも私は、現行の物品税全部を廃止しろとは言つてないのです。生活必需品、あるいは生活度が高まつた、そういうもので物品の見直しをやつて取捨選択の余裕はないのかどうか、あつて、これはやはり外すべきだという妥当なものは適正に合理化をやつていくべきじゃないかということをやつてゐるのですから、その点は答弁の際には明快にお願ひしたい。

それから、一般消費税大綱五十四年度答申案であります、この第九項目に「他の税との調整」ということがありますね。広く消費一般に対して負担を求めるという新税の課税の趣旨からみて、

基本的には既存の個別消費税の課税対象とされている物品又はサービスについても新税の課税対象とすべきであるが、物品税については新税に段階的に吸収する等各税の性格等にも配慮し、政府において具体的に検討することが適当である。「こういうことを言われておる。この内容でいきますと、仮に政府が来年、五十七年に一般消費税に類似するような新税の導入をやった場合は物品税を一体どういうふうに調整していくのか、この見解をひきとつと聞かせを願いたい、それが第一点であります。

それから第二点は、有価証券関係でありますが、今回の改正では免稅關係で、國債を除いておりません。なぜという理由で國債を除いたのか、もしこれに課稅をするとすればどの程度の税額が見込まれるのか、これが一つであります。それから全体の捕捉率はどのくらいいつているのか。それから国内の各課稅狀況、これは有価証券取引税の課稅の内容であります。

以上、有価証券取引税の關係については三点だけお伺いをして、時間がそろそろ来るようでありますから……。

○渡辺国務大臣　まず私が大まかな——大まかな
 と言つてはなんですが、考え方の話をいたしまし
 て、委細は事務局から答弁をしていただきます。

生活必需品の課税をなるべくなくしてしまえ、奢侈品とかそういうものをもっと強化しろ、こういう御趣旨であると思います。それも一つのりっぱな考え方でございますので、私どももいたしましては、やはり大型車、小型車等については持っ人の担税能力等も加味いたしましておのずから差をつけるように実はしておるわけでございます。

それから、広く消費に着目した消費税ができたときには、物品税はどういうふうな位置づけになるのか。広く消費に着目した新税の具体的内容をもっとまだ研究しておりませんが、研究して検討するということのような状態になれば、やはり税調で言つておるように、「物品税については新税に段階的に吸収する等各税の性格等にも配慮」というふうな

御意見もございますから、こういうような御意見は貴重な意見として慎重な検討の対象になるのではないだろうか、そう思います。しかし、これはわかりませんよ、まだ新税をどうするかということが決まっておりますから。

なお、有価証券で国債を除いた理由その他については、主税局長から答弁いたします。

○高橋(元)政府委員 有価証券取引税の引き上げの対象から国債を外した理由でございますが、これは、先ほどもお答えを申し上げておりましたように、一つは現先取引に対する影響ということでございます。公社債の売買の状況を見ております。

と、その六割は現先の売買でございます。現先というものを取り出しまして現先の売買の対象になつておるものは何だと見ますと、これまた六割は国債でございます。短期の金融市場における資金調達ということは非常に重要な問題でございますから、公社債にかかると有価証券取引税を一律に引き上げる場合には、やはり佐藤委員からも御指摘

がございましたように、コールなり手形市場にな
いような新しい税負担がかかってくるということ
で、現先市場に不測の影響を及ぼすというような
問題がありますので、その点を第一に考慮いたし
ます。

それから第二に、国債は現在市場で割り負けをしております。したがって、国債の有価証券取引税の引き上げをしないからといって、特に国債に比べて他の公社債類が不利になるといふこともない、この辺は、証券市場の状況も十分考えて国債を据え置きにいたしたわけでございます。

なお、据え置きによって幾らくらい期待し得べき税収が減つたかという御質問でございますが、五十六年度ベースで約百億円というふうに見積もつております。

執行の問題は、国税庁からお答えをいたします

○小幡政府委員 お答え申し上げます。

昭和五十四年分の有価証券取引税の課税の実績を申し上げますと、税額で千九百九十三億円とい

うことに相なっております。

それから、捕捉状況という御質問でございますが、私ども特に捕捉率というふうなデータはないわけでございますが、有価証券取引税は御案内のように三つの種類があるわけでございまして、証券会社自身が所有しておりますものを譲渡した分についての課税の問題、それから証券会社以外の者が所有しておりますものを証券会社を通じて譲渡した場合の課税、それから相対取引による課税、こういうふうなものがあるわけでございます。前二者の証券会社を通じます分につきましては、証券会社に対しまする個別の調査指導、あるいはまた一般的な問題につきましては証券業協会を通ずる指導等をやっておりますし、また相対取引に関します分につきましては、法人税並びに所得税の調査の際に有価証券取引税の調査指導も行うというふうにいたしておりますので、全体を通じて私どもとしまして適正な課税処理をしておるつもりでございます。

○戸田委員 大臣、最後に、今回財政再建ということで大増税をやり、片や特別運用措置でもって電電公社等から納付金体制をとったわけです。一千八百二十億円程度やったのですね。いろいろあらゆる部分について取り出しをやっておるわけですね。ところが、いま局長の説明によりますと、金融市場の若干混乱といえますか、そういうものが現先取引でもっているいろいろ影響が出る、こういうことだが、大体パーセンテージでいっても〇・五五でしょう。だから、もしこれを段階的にやつて国債全体やれば、運用部資金ないし日銀買いオペでもって七十一兆円の中で約三割いつているわけでしょう。だから、いまおつしやられたように約二千億仮に課税した場合はできるといふのですよ。こういうところに私はもう少し創意工夫をこらして、全体同一税率で取れとは言いませんが、何かそういう方法はないのかどうか。本当に財政再建といったらいろんな面で行ってきたわけですから、この部分についても私は考えてもいいのではないか、こう考えるのですが、その点を聞いて

本会議の關係で時間厳守ということを言われておりますから、これで質問を終わります。

○渡辺國務大臣 國債の問題は、いま非常に國債の消化がよくないという問題でありまして、國債がだぶつちやつて売れないということ是非常に困る、それはもう何十兆の話ですから、そういうようなことも配慮して今回は据え置いたわけでございます。

○戸田委員 終わります。

○山崎(武)委員長代理 村山喜一郎。

○村山(喜)委員 私はまず印紙税について承りたいと思ふのですが、印紙税は有権的な解釈によりまして、大変取り扱いに幅があるのではないかと、そういう感じがするわけでございます。まあ文書税と言われるわけでございますが、文書を取り交わした場合に担保力があるものとして課税をされるという仕組みになっているのだらうと思ふのでございますが、印紙税の性格は流通税でありまして、どういふような性格として位置づけられているのか。文書を交換をする、そういう経済的な取引をする、したがって担保力があるから課税をするという発想でございませうか。世の中がだんだんに進んでいきますと、いろいろな流通形態があらわれてくるわけでございますが、そういうようなものに一々着目をして、新しい流通の形態は課税をしていくというような形の中であつていくのでは、これは世の中の進歩におけると思ふのでありまして、そういうような意味ではこの印紙税の性格は一体何だらうかということが気になつてしようがないわけでございますので、まず印紙税の性格を明確にしてもらいたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 印紙税は、これもよく御案内のことと思ひますし、たびたびお答えもいたしておるわけでございますが、文書の作成の背後にございませう経済取引などに着目をいたしまして、軽度の税率で課税をいたします流通税でございませう。

ここで一つお断りしたいのは、経済取引そのものに對する課税ではございませんで、経済取引な

どに關連して作成される文書に對して課税する文書税でございませう。したがつて、経済取引がありまして文書がつくらなければ課税がでないというところでございませうし、一つの取引でも数通の文書が出ればそれぞれについて課税をするというのが、文書税である印紙税の性格でございませう。

そういうこともございまして、大体税率は定額税率を基本といたしておりますけれども、担保力が大きいと考えておりますような継続的取引の基本契約書なり会社の定款なりというようなものにつきましては高い税率を課しますし、また同じ文書でもいわゆる階級定額税率で、金額の大きい担保力があると考えられるものにつきましては担保力照応の負担を求めるといふ意味で、階級定額税率を採用いたしておるといふのが、印紙税の考え方でございます。

なお、印紙税につきまして非常な特徴は、国税犯則取締法の適用を受けない、文書作成者がみずから文書に印紙を貼付して納付するという自主納付制度というものをとつております。これも非常に大きな特色だと思ひますが、繰り返しになりますけれども、印紙税の基本的な性格は、流通税であり、文書税であるということに相なるわけでございませう。

○村上(喜)委員 そこで、具体的に問題を指摘をしながらお尋ねをしてみたいと思ひますが、今日運輸白書によりますと、トラックによりまして運送というのはトン数の八〇%を占めておる、それからトンキロでいきますと大体五〇%、全国には三万三千社の運送会社があるというようなことが出ておるわけでございまして、私も年末にこういうような文書を作成をしておりましたら、どうもこれは大変だということ——新聞にも一部取り上げられました。

(山崎(武)委員長代理退席、大原(一)委員長代理着席)

その中で、読売新聞だつたと思ひますが、国税庁が運輸業界に對しまして警告を發しましたね。それは、十一月三十日の読売新聞によりますと、「トラック貨物の送り状 年四百八十億の印紙脱税」

「印紙税のしおり」といふものをこ

署に参りますと「印紙税のしおり」といふものをこ

うして配つておるわけでございませうが、この中に

いふゆる運送契約の条項がございませう。これにつ

いては、送り状といふのは課税の物件から排除す

るけれども、いわゆる契約文書になつていた場合

には印紙を張らなければなりませんといふよう

すが、その点についてどういふ措置をなされてき

たのか、またはなされようとしてゐるのか、その

点についての御説明を願ひたいのでございませう。

○小泉政府委員 御指摘のとおりに印紙税法上第

一號文書第四といふのがございまして「運送に關

する契約書」これは課税になつております。これ

は税務署を通じて説明会を開催いたしました。指導いたしましたわけでございます。したがって、それ以後、表題にかかわらずそういった運送業者が荷送り人に交付する運送状につきましては、これは運送契約書に該当するということでこの印紙税の対象になるということになっておりますが、従来いろいろ紛らわしい点がその名称によつてございまして、業界全体を通じては、これは課税対象にならないのではないかという誤解が非常にございました。当然課税ではございませんけれども、そういった誤解を解く意味で昨年の十二月に私も通達を出しまして、それによつて取り扱いを明確にいたしましたわけでございます。通達によつて誤解を明確にしたというところでございまして、それ以後はそういった形で適正に貼付が行われておるといふように考へるわけでございまして、今後調査いたしました場合にはまだ貼付していないというような事実がございました場合には、これは印紙税法によりましてやはり過怠税の徴収を行う、他の文書と同様に進行ということでございますけれども、経緯がいま申しましたような経緯でございますので、誤解しておった点についてやむを得ない事情もあるという場合もあるかと思ひますので、その辺の事情を踏まえて慎重にそういった場合については検討してまいりたいというふうに考へております。

○村山(善)委員 大変温情のある取り扱いをされて私は結構だと思ふのですが、結局、文書を見てみますと、商法五百七十条の「運送状」といふものがあるわけでございます。その運送状は、印紙税法の別表第一の一の四号に關しまして定義してある「運送に関する契約書」には課税をするけれども、運送状は含まないものなんだよということが明示されておるわけですね。ところがこれは国税庁が出している文書ですが、これを見てみますと、これは私の地元で税務署でもらつてきた。印紙税額一覧表というのがございまして、一番のところに運送に関する契約書、運送契約書、

用船契約書などは課税の対象になりますよということを書いてあるけれども、その運送状は含まないものでございましてよということを書いてございませぬ。これもやはり商慣習として今日までずっとやってきた、そういうようなのが事実的にここにも明示されているような感じがしますね。そういうような意味においてはもとつと丁寧なものをお出しになつておればよかつたんじゃないかなという感じがします。したがって、これは今後法律の趣旨に基づいて処理がされることになると思ひますが、領収書と送り状とは切り離した形の中で処理がされる、こういうようなことでよろしゅうございませうか、印紙税法で。

○小泉政府委員 第一の点でございしますが、御指摘のとおり、説明のパンフレットあるいはしおり等につきましましては、できるだけ内容を納税者の方におわかりになりやすいように組み立てておるつもりでございますが、何分にも課税対象が非常に広範でございまして多種多様にわたるといふことでございまして、原則だけをお示しするということとの範囲にとどまるということもやむを得ない場合もございまして。御指摘の点につきましましては、したがひましてその原則は、運送に関する契約書は課税になります。ただ、運送状とか送り状といふものについては課税の対象になりませんという例外的な問題でございまして、その点紙数の関係で折り込みが可能であれば今後考へてまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

それから第二の御質問は、取引の関係で先ほども御説明申し上げましたように、運賃の支払いの方式が着地払いの場合と元払いの場合とあるわけでございます。元払いの場合には領収書で済ませまして、運送状とか送り状といふのは出さなないということも多数あるようでございます。その場合には私も確認を常々いたしておりましたが、領収書につきましましては、正規の印紙税が納付されておるといふケースが非常に多いといふことでございまして、それが合休されるとか、いろいろ

複雑な様式も出てまいりますと思ひますが、そこは性格的に分けまして、領収書は領収書、契約書は契約書、それから送り状あるいは運送状は運送状といふふうな適用してまいりたいといふふうな考へております。

○村山(善)委員 そこで、最近いろいろな流通形態が変化していくわけですね。たとえばチケット事業をやつておられます協同組合組織が多いわけでございますが、それは消費者の購買ニーズに適合した物品あるいはサービスの提供を図るとともに、中小小売業者の発展を図ることを目的にしまして、中小小売業者がみずから組織をして相互扶助の精神にのつとめるとともに、資本金、信用力を統合して共同でチケットを媒体とした信用事業を行う、こういうようなことで、最近大型店舗の攻撃の前に、言うならば小売店の専門店会とかいろいろなる形のものが、自己防衛のために、お客さんを確保すると同時にお客さんのニーズにこたへるために大変な苦勞をしながらがんばつておられる。多くの形態を見てまいりますと、これは協同組合組織が多いわけですね。

(大原)一(委員長代理退席、委員長着席) ところが、このチケット事業団体というのが全国に約千あるようでございます。私もいろいろ関係者から聞いてみたところ、そういうことになっておる。会員が約一千万人ぐらゐるようでございます。そこで事業団体と加盟店との間には立てかえ払いをやるわけでございますし、チケットを集めてそれに対する立てかえ払いをやるわけでございますから、これは継続的な取引の基本となる契約書であるわけですから、当然印紙税を納める。今度二千円のもの、四千元になる。こういう形態になることは、これは当然だと私は思ふ。ところが、会員でございまして、いま申しましたように、一人の会員がそのチケット団体の幾つかに入ることとできるし、入らないこともできる。これは一般消費者ですね。この一般消費者がチケットによって支払いをして商品を購入する、こういう形になる。そのかわりチケット事業団体との間には、

この人は大丈夫かといふことで信用調査を受けるわけでございますね。そこで信用登録といふのをやる形のもの、いや、もう信用登録はしなくてもチケット発行をやる、大丈夫なもの、はよろしいといふことで、チケット発行をやるという二つの形態が現に存在しているわけなんです。

そこで、私はこれは無理して金を取るうと思へばできぬことはないと思ふのです。そういうようなから考へた場合には、信用登録でございましてから契約になる。しかしながら、ある団体は取り、ある団体は取らない。これは後日のトラブルが起つたときのいわゆる措置として、そういうような信用登録をとつておくんだという筋もわかりません。しかしながら、そこまではしなればならないのかどうかといふことを考へてまいります。と、それも法的にも完結をしないでいいじやないかという感じがいたします。

そこで問題は、そういうふうないわゆる今日の取引形態といふ問題をこらえてまいりました場合には、何か工夫をこらしたらこの問題の処理ができるのではないだろうかといふことを私は考へておるわけでございますが、そういうふうな意味においてこの利用会員が、では、あなたの間には契約が結ばれているのだから今度は二百円ずつ取りなさいといふことになると、一千万人ぐらゐるわけですから、そこからまた皆さん方は新たに取立てるといふような形のものをお考えになつておるのか。それとも、やはりそういうふうな零細な小売業者が生きていくために、また消費者の一般の会員のニーズにこたえていくために、大企業の大きな資本を持つていて、取引高を調べてみまして、五十四年度では三％ぐらゐの取引量であるようございまして、今日だんだんに発展をしつつある取引形態だと思ふのでございまして、こういうようなものも印紙税が落ち込んでいくから、これは契約文書としてみなして印紙税を増徴するんだという構へてございませうか。それとも、いや、それは新しい小売業者のためのものでもあり、一般消費者の利便のためでもあるのだ

この人は大丈夫かといふことで信用調査を受けるわけでございますね。そこで信用登録といふのをやる形のもの、いや、もう信用登録はしなくてもチケット発行をやる、大丈夫なもの、はよろしいといふことで、チケット発行をやるという二つの形態が現に存在しているわけなんです。

れる。これは非常に厳密なわけでございまして對抗力も非常にあるわけでございますが、そういった契約書をお結びになる場合には、これは印紙税

を申し上げておりました一方的な申し込み形式、つまり非課税の形式というものが圧倒的に多いようにございます。したがって、従来もそうで

○渡辺国務大臣　これは先ほど私が答弁をしたわけでございますが、やはり必要な財源を確保しなければならぬ。どういふふうにとれを取るかと

二百四十億円といたしたわけでございます。
それから五十六年度は、その基礎の上に立ちま
して、最近五カ年間に有価証券取引税の伸びが二三

%くらいあります。しかしながら五十四年、五十五年の伸びが低かったということも加味いたしまして、五十六年は申し上げた二千二百四十億円が二五%伸びるというふうに見込みまして二千八百億円といたしました。それが改正前税収でございますが、改正増減は地方債証券と社債証券に係る増収額を一種で四十億円、一種と申しますのは自己の売りつけでございます。二種は個人の売りつけでございますが百十億円、合計百五十億円ふえる、こう見まして、株券に係る増収額を第二種で四百四十億円増加するというふうに見込みまして、合計五百九十億円の増収を見込んだわけでございまして、以上合計いたしまして、先ほどお話がございましたような二千八百七十億円という税収を予算に計上いたした次第でございます。

○村山(喜)委員 これは譲渡価格に比例をするようになっておりますが、譲渡価格の値上がり分と、それからそういうような有利な金融資産への転嫁という数字的な伸びとの比率はどういうふうになりますか。

○高橋(元)政府委員 お答えの前に、私先ほど二千八百七十億円と申し上げましたが、誤りで三千三百九十億円でございます。御了承いただきたいと思ひます。

有価証券取引税は、課税の実績からいたしますと非常にふれておるわけでございます。ある年は四割伸びたと思ひますとある年は五%しか伸びないというようによくわからない。それはなぜかと申しますと、たとえば株価がどういふふうにより毎月推移するか、その場合に出来高がどうなるか、これは個々に見積もりますのは大変むずかしいでございます。そこで取引高、売買高とそれから株価、それに税率を掛けました相乗としての税収の伸びが大体過去平均二五%あるというところから、五十五年度の実績の見込みを二五%伸ばしておるわけでございまして、その中の価格部分と取引高部分がどれだけのなるかということ、実はこれがわかれば株式市場の将来がわかるわけでございまして、とてもそういう力もございませんので、全体

としての税収で觀察をいたしておるということでございます。

○村山(喜)委員 非常に大まかな見込みの数字だということだけはわかりました。算定はしにくいだろうと思うのですけれども、どれだけそういうような金融債券にお客さんがついて、株価がどういふふう形成されるかということから過去の相乗平均を求めざるを得ないと思ひますが、これは見込みは大丈夫ですね。

○高橋(元)政府委員 ただいま五十五年度の税収につきましては、予算で見込みました程度は確保できるのではないかと考えております。これからの証券市場の推移によりましてから確たることは申し上げられませんが、大体私どもはそういう気持ちでおります。

○村山(喜)委員 そこで物品税の問題でございますが、今度物品税は新たに課税をされるものやあるいは政令で措置されたものをさらに拡大するといふもの、租税特別措置のもの、三つぐらいあるようにございしますが、これはそれだけの租税力があるからこの物品税を新たに課そうという発想に立たれたものなのか、この点はいかがでございしますか。

○高橋(元)政府委員 もちろん消費課税でございますから消費行為の背後に想定される担税力に対して税負担をお願いいたすわけでございしますが、今回新規に二十二品目、法律上十二品目課税をお願いいたしております考え方は、新たに開発されました物品、これはたとえばVTRのようなものでございしますが、こういうようなもので現行の課税物品とのバランスから課税をすることが適当という考え方を持って課税の範囲に追加させていただくというお願いでございます。

それからもう一つは、消費態様の变化と申しますか家計の変化と申しますか、たとえば大型冷蔵庫と申しますと従来は四百リットルで打ちどめにしておったわけでございしますが、最近家庭の中に四百リットル以上の冷蔵庫というのはいくら入ってきておりますし、そういう消費の変化に応じて

やはりこれも現行の課税物品とのバランスから課税をすることが相当と考えられるものを新規に課税範囲に取り入れるという考え方で、全体の新規課税案を作成いたして、御審議をお願いしておるわけでございします。

なお税率につきまして、自動車関係の税率の引き上げをお願いいたしておりますが、これは自動車、たとえばいま普通の自動車でございますと二百万近くしてありますが、これにお願いをいたしております税率が一五%でございます。大型の冷蔵庫が二〇%でございますのと比べて小型乗用自動車の税率が低いのではないかとすることは三十七年以來ずっと考えてきたことでございますので、この機会に自動車につきまして二・五%の税負担の引き上げをお願いいたす、ただし軽乗用車は据え置きという考え方をとっておる次第でございます。

○村山(喜)委員 そこで、新規課税物品の主なもの、小売価格帯はどうなりますか。

○高橋(元)政府委員 ライトバンでございますが、今度一〇%の課税をお願いいたしますのは大体七〇万から八十六万円の間かと思ひます。軽のライトバン、これは五%で課税をお願いするわけですが四十七万から五十七万円と思ひます。電気カーペット、これは二平方メートル以上の電気カーペットということにしておりますが、四万二千円から五万六千円ぐらい、これは店頭価格でございます。それから衣類のドライヤー、これは四万三千円から五万二千円ぐらい。温水暖房機、冷水製造機、この辺は単独で買われるということではなくて、ファン・コイル・ユニットと組み合わせ住宅用の一つの冷暖房設備、空調設備として働くわけでございしますが、ちなみに個々のものを申し上げますと温水暖房機が十六万円から二十一万円ぐらい、冷水製造機、これはチリング・ユニットまたはチラーというのですが七十万から八十万ぐらい、ファン・コイル—この風の出る部分ですが八万三千円から十万七千円ぐらい、このくらいが個々の物品の価格でございます。それから

らストープの上から風の出るファンつきコンベクターというのがあります、これが三万九千円から五万四千円ぐらい。ビデオプロジェクターとなりましてとつと値段が高くなりまして、五十四万八千円から八十三万円。VTRが十九万八千円から二十六万五千円。テレビのチューナー、これも単体で売られることは少ないと思ひますが四万九千円から七万円。テレビカメラが十七万八千円から二十三万円。テレビチューナーとかテレビカメラはほかの部分と合体をして、たとえばテレビプロジェクターでございますが、そういう形でモニターテレビとくっつけて、そういうものになると思ひますが、単体としての値段は大体そういう形でございします。

○村山(喜)委員 そういたしますと、この税率は漸次三年間にわたりまして引き上げていくという思想ですね。ただし軽トラの場合は五%の据え置き、あとは一五%ないし二〇%のところまで引き上げていくという形で出されておる。これは何か大蔵大臣、税制調査会の方は一つの答申を出しております。そのほかの物品税を新たにまたつくるという関係の中から、そういうふうないわゆる年度ごとに引き上げていくという思想。来年度になつたら新たな立場からいいたく品とかあるいは何とかというふうなことで以外にも物品税をかけなければならぬというふうなことを言っている。それも思想との関係の中で問題をとらえて、税率をそういうふうな刻みをつけて上げていくという中に新たなものをまた持ち込んでいく、そして横並びに見たときに低いから上げていくのだ、新規につけるのだ、そういう形の中で物品税の増徴を図ろうという思想ですか。

○高橋(元)政府委員 たとえば衣類乾燥機でございますと一五%という本則税率をお願いしております。それからチリング・ユニットでありますと一五%、こうなっておりますわけでありまして、そういう税率を本則としてお決めいただくかと申しますと、電気カーペットでございしますと電気毛布とのバランス、これは一五と一五でございします、

衣類乾燥機でございますと洗濯機とのつり合いで一五と一五、こういうふうな決めさせていただくわけでございます。ただしこれは製造場課税の消費課税でございますから、したがって急激な税負担の変化によりまして価格が変動いたします。税負担がうまくできないという問題もありません。転嫁がうまくできないという問題もありません。そこで、大体毎年五割ずつ税負担の引き上げをお願ひする。暫定軽減税率というものを組み合わせて御審議を願ひする次第でございます。従来から、新規課税品につきましては暫定軽減税率というものを設けて消費者の方々のことも考え、かつまた納税義務者たる製造者の税負担軽減についての利便を図る、容易さを増進するという形の配慮をしておるわけでございます。

もう一つは村山委員からお話のございましたのは、社会、経済情勢、消費事情、所得水準の変化に際して、常時新しい品目を現行の課税物品とのバランスから課税の範囲に追加したらどうか、こういう考慮でございますが、この点は税制調査会の答申の中にも言われておりますように、これは常時私としては検討を進めていかねばならないことであるというふうな考えですが、具体的な案は、たゞいま御審議願ひしております五十六年度の物品税改正案という以上の具体的な案は、いまのところ持ち合わせておりません。これから検討いたしたいと存じます。

○村山(喜)委員 時間が余りありませんので、この際運産省の日用品課長においでいただいておりますのでお尋ねいたします。

伝統産業関係は百二十二品目あります。この中で繊維から金属工芸、あるいは仏壇、いろいろなものがあるわけです。私はいろいろ聞いて調べてみますと、その中で二百から三百万するものがあります。これは伝統産業を受け継いでいくのには、大変高価なものが特定の人たちの手に渡りながら続いていかなければならないものだということがよくわかります。しかしそれには物品税は課さないのだという思想がございすね。そこで私は伝統産業関連のものに課税をし

ないという気持ちはございせん。しかしながら、そこには常識的に見てやはり問題があるのではないだろうかという気がするので。

それで、これから日本の戦略産業になるようなものは、若い世代がそれを購入するというようなことを考えてまいりますと、若い世代からはどんな物品税として重課をしていながら、伝統産業として残すものはこれは非課税です。そういう境界をつくるのも結構ですが、そこら辺のバランスをどういうふうにとつたらいいのだろうかというところで、担税力ということになります。そこには課税の原則が働かなければならぬし、伝統産業を守るといふ立場からはそれを排除すべきだし、いろいろな複雑な立場があるわけでございすが、担当者としてはどういふお気持ちで今日まで折衝してこられたのかをお聞かせいただきた

い。○坂本説明員 先生いま御指摘ございましたように、伝統工芸品であるから物品税の非課税対象になつていゝという例はそう多くございせん。家具の一部に確かにそのような例がございす。ただその場合には、消費者の担税力という観点もございすけれども、伝産品の場合は、御承知のように近代的な機械工業製品との競争という非常に厳しい状況に立たされておまして、メーカー、つくる方の力の問題ということもございましてこのような措置がなされていゝと理解いたしてございす。

○村山(喜)委員 それは間違ひなんです。間違ひは指摘しておかなければいかぬと思う。伝統産業関係で物品税の課税の対象になつてゐるのは、金属工芸品の銀器、そういうようなものだけでございまして、あとは非課税でございす。その点から私は問題を提起しているわけです。実情の説明だけは承つたことにしておきます。

そこで、時間がありませんので締めてまいりますが、大蔵大臣、担税力それから横並び、これが物品税の基礎になつてゐるようでございす。そうすると、生活必需品というものは課税の対象には

しないのですか、するのですか。どこまでが生活必需品かというのがわからぬから担税力で一括処理をしていゝという考え方ですか。伝統産業に対しては、皆さん方は要求をされたようでございすが途中で理解をされたようでございすので、それは今後同じような立場で処理をされていくものだと考えますが、いかがでございすか。

○高橋(元)政府委員 四十三年の税制調査会の長期答申が物品税についての基本的な考え方を述べておるものであることはたびたびお答えをしておるわけでございす。そこで消費課税というものは、また課税対象物品の選択につきましては、所得水準が上がり、一般に消費が平準化してまいります。そうなりますと、普及率が高まったという理由だけで課税を除外することは適當ではなからう。やはりより高級な便益品、奢侈品、趣味・娯楽品といふものにつきましては相互のバランスをとつて物品税の課税をやり、その充実を図つていくということが間接税制としては大事な工夫ではないかということを言つておるわけでございす。ただし、これも繰り返しになりますが、物品税は製造場課税でございすから、零細な手づくりの業者の方々に製造場課税で直ちに税負担をお願いいたすことは、税負担の転嫁ということだけでなくて、納税の手続その他でかなりむづかしい問題がございす。たとへば漆、それからキリだんす、これらには執行上いろいろ問題が指摘されておりますけれども、そういう観点から伝統的工芸品の中で漆塗りのもの、またはキリを主材とするものという形で除外しておるわけでございす。したが

いまして、伝統的工芸品がそもその趣旨から、私門外賣ではございすけれども、そういう手づくりの従来からやつておりますような耐久消費財をつくつていかれる、そういうことを主眼としております関係で、伝統的工芸品には課税品が余りないといふことになつておるといふ理解でございす。今後ともそういう考え方でありたいと考えております。

○村山(喜)委員 そのほか私は最近の脱税、使途不明金の問題等につきまして、有価証券報告書やあるいは法人税法の施行規則の別表四との関連や、あるいは所得税法上の人格なき社団の取り扱いの問題等につきまして若干の問題点を指摘したいと思つておつたのでございすが、それは次の機会に譲らせていただきます。

いずれにいたしましても、大蔵省というところは税を取る側の理論体系の中で問題を進めようとするわけでございす。しかしながら商慣習として今日まできたものを急激に変更する、こういうようなものにつきましては、先ほどの御説明で配慮いただきましたが、いずれにしても重税路線の道だけを行くことは、特に担税力がない者から税金を取り立てるといふことだけはやらないように私はこの際要望申し上げまして終わりたいと思ひます。

○大原(一)委員長代理 午後二時再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後二時開議

○大原(一)委員長代理 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鳥居一雄君

○鳥居委員 大蔵大臣に冒頭伺いたいと思うのですが、野党の社会党、公明党、民社党で減税の要求をいたしております。これは単に予算委員会ベイスというだけではありませんで、全党的な取り組みでこの要求をいたしておりますことをすでに御承知だと思ひますが、いかがですか。

○渡辺国務大臣 承知をいたしております。

○鳥居委員 われわれはこの要求の内容はきわめて妥協な線だと思つておりますが、また蔵入にかかわる点がございす。事と次第によつては大蔵委員会に籍を置くわれわれの立場として重大な決意をしなければならぬと思つております。きょうは大体五時をめぐり回答があるんでないかと思うのでありますが、どんな御用意でござい

しょう。

(大原) (一) 委員長代理退席、委員長着席

○渡辺国務大臣 実政府の方は要求をまだ受けておられなくてございまして、公式的には党と党の間の話し合いでございまして、私どもの方はおたく様よりも先に予算案を出してございまして、こちらが出してあるものを私が出してございまして、直すというわけにはいかない。したがって、自民党と五党との話でございまして、党の方からは私は正式にまだ何の話もございせん。

○鳥居委員 それでは午前中、本会議前に引き続きまして、物品税の今回の改正、また物品税の本来のあり方、こういうことにつきまして伺いをしてまいりたいと思ひます。

まず物品税の基本的な考え方ですが、一つの原則と申しますか、基本的な考え方、法の精神というのがいづれの税目にもございまして、物品税について何か無原則な広がり方をしているように思えてならないのです。具体的な問題について伺つてまいりたいと思ひます。

四十八年に廃止になった、課税品目から外されたマッチでありまして、マッチが外れた理由、外れたときの減収額見込み、これはどんな経緯でしようか。

○高橋(元)政府委員 マッチは実は課税を非常に古くからしてございまして、昭和十三年から昭和四十九年まで課税をしてまいつたわけですが、税率は千本につき一円。これはたばこの消費関連というのが表からの説明でございまして、実はもう一つこれは、こういう公の立場で申し上げて必ずしも適切でないのかもしれないけれども、マッチの生産調整という観点もあつたやに聞いております。そういうことで第三種物品という非常に特殊な税率を設けて、非常に低額な課税をしてまいつた。そういう実際の課税の必要と申しますか、課税廃止には困る理由というものが消滅をいたしましたのと、家庭用に使われていたきわめて低額なものであるということで、当時マッチ組合はまだ存続してくれという話をしてござい

んでございすけれども、四十八年に課税から外したということでございます。

○鳥居委員 いまお答えになりましたでしようか。廃止の時点で減収額はどのくらいでございしたか。

○高橋(元)政府委員 三億円と承知してございす。

○鳥居委員 マッチを廃止した理由、それは端的には手軽な家庭用品である、それでずっと歴史があるけれどもこの段階であつて外した。また、マッチが加つたという理由は、嗜好品としてそれまで追いかけてきた酒、たばこ、そのたばこの周辺にあるものとしてマッチが入つていた。これは間違ひありませんか。

○高橋(元)政府委員 マッチを課税した理由はたばこの消費関連ということでございまして、課税を廃止した理由は、先ほども申し上げましたが、非常に低額なもので税収も少ない、課税の手間も大変であるということで、なお生産調整のために存置してくれという話はございましてけれども、課税廃止に踏み切つたということも出てまいりますけれども、外したものをまたもう一回引き上げていくという一つの方針めいたものがございす。これまでに外した品目、これはどんな品目がありましか。それから品目とあわせてその物の普及状況あるいは増収を図るために加えるとするなどのぐらいい見込めるのか、この点について。

○矢澤政府委員 廃止した主なものを昭和三十四年度から申し上げますと、三十四年度には大理石、玉ラムネ、口中削、仁丹みたいなものだと思ひます。三十七年度には運動用具、釣り用具、金庫、文房具、それから四十一年度には皮革製品、双眼鏡、羽毛製品がございす。四十八年度にはパイプ、尺八、粉末ジュース、マッチ等がございす。

○鳥居委員 さらに伺ひたいのでありますが、電気製品は物品税の大変なシェアを占めてございすけれども、家庭電気製品の中で、ほとんどかかつてあるわけですが、電気がまにかけないという

はどういうことですか。

○矢澤政府委員 電気がまにつきましては価格が比較的低廉でございす。一万円前後というようなものでございすので、そういった観点から外されておるといふふうに考えてございす。

○鳥居委員 それでは電気スタンドはどうしてかけるわけですか。

○矢澤政府委員 電気スタンドにつきましては、安い物高い物いろいろございすけれども、価格の広がり幅の広い物につきましては免税点を設けてございす。免税点の関係でたゞいまでございすすと小売価格大体八千円ぐらいな物は非課税になるということで学生用、勉強のために使うような電気スタンドは非課税になるということでございす。

○鳥居委員 それからこの電気製品で電灯ですね。電灯の考え方、課税をするかしないか。蛍光灯、白熱灯、こうありますけれども、どういう考え方です。

○矢澤政府委員 白熱灯につきましては、昭和十六年に課税対象に取り入れられてございす。それからずっと続きまして三十七年に蛍光灯を含めまして課税対象から廃止されてございす。

○鳥居委員 一つの埋め込みに蛍光灯四本とまると物品税かかるようになるのじゃないですか。

○高橋(元)政府委員 それはシャンドリアのお話かと思ひます。シャンドリア照明器具として課税されるわけで、電気の球にはかかつてございせん。○鳥居委員 電気製品の中でなぜ扇風機がいまだに外れないのかという点で非常に不思議に思つてゐるのです。説明を聞きましたら、電気製品の

いう考え方がありますが、これも私たちとしては合理性を追求するという上から言つて、どうも納得のできない一つなんです。いかがでしよう。

○高橋(元)政府委員 扇風機は冷房の普及に伴ひましてや時代おくれになつてきたという面はございすけれども、冷房用の便益品であるという性格は失つておらないというふうに思ひかけてございす。

それから税率の設定につきまして、ルームクーラーは二〇％で課税をお願いしてございす。暖房機器も冷房機器も一五％という考え方です。

それから免税点は、暖房につきましては昭和三十四年にわが国の気候条件から見れば免税点を設けて、現在一万一千五百円というのが石油ストーブについての免税点でございす。扇風機につきましては、免税点を置いておらないわけではございす。

○鳥居委員 もう少し品目を挙げまして伺つてきたいと思ひます。化粧品に對して物品税がかかつてございす。もともと物品税の発想というのは、特に合意がとれる。これは高価な便益品だからこれに課税する、あるいは奢侈品であつてかなりぜいたくである、あるいは趣味・娯楽である、こういうことが大もとにありますから、これは物品税の対象品目として挙がつてゐるんだな、また納税側からいいますと、国民の側からも一応はそれに対して理解がある。ところが、たとえば化粧品一般にかかつておられますね、口紅からおしろいからポマードからすべてかかつてゐるわけですか、これはこの中のどれに当たるのでしょうか。あるいはまた新しい理由何かあるのでしょうか。

○高橋(元)政府委員 これは私ども比較的高価な便益品、趣味・娯楽品、それから奢侈品と申し上げてございす。もう少し細かく申しますと、身辺用細貨という考え方があるわけではございす。ハンドバッグなんかそうでございす。そういうものとして化粧品にも、かつて香水は三〇％

という課税をお願いしておいた時代がございますけれども、たびたび申し上げております三十三年の臨時税制委員懇談会、そこで化粧品については税率を下げるべし、標準税率は二〇％だが、化粧品の税率はもっと下げるべしということで一〇％というふうな三十七年に低税率にしたわけでございます。それは香水でございます。

クリムにつきましては、従来から五％ずつと課税をしてきておりましたが、昭和四十一年にクリムに免税点を設け、昭和四十八年に香水に免税点を設けて、現在、クリムというものはどのくらいのびんに入っているか私よく存じませんけれども、百グラムのびんであれば千円くらいまでは非課税である。香水は十ミリリットルで四百円くらいまでのものは非課税である。こういう措置をとっておりまして、それを超えます身辺用細貨である化粧品について課税をお願いしております。ということでございます。

○鳥居委員 電気製品の中でテレビ、ラジオ、これが課税対象になっております。テレビの場合、いまだに家庭にも一台は最低普及しているというふうな非常に普及率の高い電気製品ですね。それからラジオ、災害防衛対策上ラジオを携帯すべきだということが非常に周知徹底がなされております。手軽なラジオを持って行動する。そうすると、そういう意味で手軽な携帯できるラジオというものは、ある一つの政策目的で普及しようという形になっているわけですが、税制上これはどうなんですか、電気製品だからかけていく、追っかけていくのだということ、一方においてはもう当然外していいのじゃないかと言えるものがかなりあるわけです。たとえばテレビ、テレビは免税点、二百一十五万円、標準家庭におきましてそれ以下の家庭でもいま置かれるような形になっていて、所得税の考え方の中に課税最低限を設けて、そしてそれ以下の皆さんに対しては税金を課さないという考え方があるわけですね。物品税の考え方の中に大衆課税をなるべく防ごうという考え方があるのじゃないかと思うのです。ありま

せんか。

○高橋(元)政府委員 人的な総合課税でございます。所得税につきましては人的控除でございます。すなわち、いわゆる課税最低限というのがあります。それを越える所得について累進的な課税をお願いをしております。これが税制の一つの典型的な姿でございます。たとえば消費課税でございます。物品税につきましては、所得のない人がテレビを買われるということももちろんあるとは思いますが、しかしながらテレビが高価な便益品であって、その裏に担税力を推定すること、そのことはテレビの普及が高まってまいったということと必ずしも直接に関連させるべきことではないのではないかと思います。たとえば自動車、これもかつては本当に高級な希少財だったわけですが、現在はむしろバスがすたれて乗用者が伸びてくるという時代になりました。しかしながら、自動車消費の担税力を推定してよろしい高価な便益品であるという性格は、それによって変わっていないんだらうというふうなことは考えております。それは、たびたび申し上げております四十三年度の税制調査会の長期答申以来私どもが現在の物品税について持っている考え方でございます。物品税の品目の選定、それから免税点の設定、これらについて十分な考慮を払うことによりまして、ほぼ逆進的な税負担を求めることが出来るわけでございます。現状もそうなっております。こういう比率的な税負担であり、またその消費課税というものと、応能的な税負担でございます。この二つの所得課税というのの組み合わせで全体としての税体系というものを組み立てて、それによって必要な歳出についての財源を国民に御負担をお願いをいたしております。こういう趣旨に御理解をいただきたいと思

○鳥居委員 つまり物品税法の精神にも大衆課税をなるべく避けるという考え方があるわけですね。免税点を設けている点あるいはラムネにかけないあるいは税率において配慮をする、普及率の

上から言つてかなりの普及率があるものについて見直しという考え方がどこかに出てくるという意味から言つて、物品税には一律、いわゆる担税力の表現も非常にあいまいなんです。収入がある人は何かしら買うことができる、購買力がある、そうすると担税力があるのだという発想。ですから、なかなか線の引けないものでありますけれども、物品税法そのものに大衆課税を避けようという考え方は私はあると思うのですけれども、いかがですか、ないですか。

○高橋(元)政府委員 低額なもの、たとえば先ほどお話のございました三十四年に課税を廃止したラムネ、こういうものは課税をいたしていませんが、たとえばジュースでございます。現在はJASの規格のジュースです。ジュースよりも少し価格の低いジュースについても課税をお願いをいたしております。

それから電気がまというお話がございましたが、電気がまは先ほど審議官からもお答えいたしましたように、比較的安いものだということと同時に、これが当初から課税の対象になりました。一番主としたのは、主食の調理器具だというのが一番主理由であつたように私は記憶いたしております。そういう意味で、ある意味ではたとえば主食を炊いて食べるかまには課税できないけれども、それ以外の便益品については課税してよいという意味で鳥居委員仰せのような考え方がないとは私と思いません。思いませんが、やはり高価な便益品と申しますか、選択によって買っていくことのできるものについて一律の税負担というものをお願いする、これが消費税の特質と申しますか、い

わば本質でございます。それから、そういうことを消費税についてお願いをするならば、全体として所得税によって累進性、再分配の原理というものを担保していく。学者とよくいろいろお話をしております。消費税には応能以外に応益という税制の考え方があるはずだ、消費をする限り必ず社会の便益というものを受けているわけだから、それに伴つて応益税である消費税というものの負担を願

う相当な理由があるではないかということを言われます。私も直ちにその議論をいまここで鳥居委員に、だから物品税については、どう、こういうことで申し上げるつもりでもないのだから、こういうことでも、比較的価格帯の広いもの、たとえばストープにしますと簡素なものからかなり上等なものまでございます。値段もかなりばらばらついております。そういう場合には免税点を設けて一定以下の価格品は外す。これは生産者の事情もござい

し、消費者の事情もございまして、高価と言えないという理屈もございまして、そういう工夫はいたしますけれども、たとえば扇風機でございます。値段がほぼ一定でございますから、これは全部について免税点を設けずに課税をお願いするということに、そこはまた物の性質によりましては細かいいろいろな配慮はいたしておりますが、基本的には、私申し上げましたように、複税体系、幾つかの税金という意味で複税と申し上げるのです

が、複税体系の中での消費税ということとをできるだけ課税物品のバランスを保ちながら維持していきたいという考え方、課税物品の選定をいたし、その税率について見直しを行いながら今日に至つた、こういうふうな御理解をいただきたいと思

○鳥居委員 高額の便益品であるとかあるいは奢侈品であるとか趣味・娯楽品であるとか、そういうものだとだれでもわかる、そういう品目であればいいと思うのです。しかし、いろいろな六十八種類の中に、今回八十種類になるわけですが、たとえば、たとえば灰ざらあるいはたばこ、火ばち、こういうたぐいがあります。灰ざら、これも大蔵省の発想というものは、いわゆる酒、たばこという趣味・娯楽品の周辺にあるものだからそれを追っかけていくという形ですね。いま家庭用品の中で確かに底辺の広いものだ、徴税の側から言えば物品税の中にこれが一つ加わるということは大変結構な立場だと思ふのです。しかし灰ざらというのはどうも納得ができないですね。これは高価な便益品、趣味・娯楽品、奢侈品、嗜好品、一体こ

のどれに当たるのか、いつまでこの見直しをせずに通り返せるのか。マッチのたぐいだと思は思っているのです。マッチも最近広告のマッチが出ていて、もう一回追っかけようかなんという発想があるように聞いておりますけれども、もうこのあたりこっけいと言わざるを得ない感じしておりますけれども、どうなんでしょう、灰ざら。

○高橋(元)政府委員 これはたばこ消費関連ということで非常に古くから課税をお願いをいたしておるわけでございます。現在は免税点がございまして千二百円ということでございますから、先ほどの午前中の御質疑にもございました伝統的工芸品の中の灰ざらというものが若干課税の対象になっておりますが、その割合は二、三%であるかと思っております。灰ざらというものがまたある中で二、三%の高価なもの、これは灰ざらそのものが比較的安いものでございますから、そういう形で高価な便益品と申しますか、身辺細貨と申しますか、これはいわば趣味・娯楽品関連と申し上げた方がよろしいかもしれません、そういうものに課税をお願いをいたしておるというのが現状でございます。

○鳥居委員 現状はわかるのです。一定の妥当性というのを国民が認められるものについては、これは従来の物品税という考え方があるのですからいいと思うのですけれども、一つは、原則を飛び越えてどんどん広げていくのだという考え方は非常に危険だと思ひますし、その合意の上で成り立っている物品税という意味から言っても納付できない、見直しが必要である、こう思ひます。

四十八年以来免税点の引き上げが検討されておりましたけれども、免税点も、物価がこれだけ上がつてまいりますと、当時の水準から考えてみて手直ししなければならぬのじゃないか、こういう対応があたりまえなことだと思ひます。いかに時代が変わり生活様式が変わろうと一回つかまえたものは放さない、こういう行き方はどうなんでしょう。免税点の洗い直し、少なくとも物価上昇に見合うような免税点の引き上げ、これは大

衆課税を防ぐための一つのバネでもあると思ひます。そういう考え方に立てないものではないか。○高橋(元)政府委員 物品税のような個別の消費課税でございまして、原則として製造者課税でございまして、課税品と非課税品の間に、いわば税による攪乱と申しますか、そういうものが生じてくるわけでございます。そういう意味で中立性を保つて、しかも納税義務者であられる製造者の方々に転嫁を容易にするような配慮、また制度というものを維持していく、なるべく中立性を保つという形で物品税については競合商品、新規開発商品というものをできるだけ課税品の中に入れてくるという配慮をしておりますし、これからもしてまいらなければならぬのではないかと、今回物品税を七年ぶりに見直すに当たりまして、課税対象の拡大、税率の引き上げと、こういう増収の方向で現下の厳しい財政事情にこたえて改正案をつくりまして御審議をお願いいたしておるわけでございます。確かに物価が上がつたということも、十二年以来あるわけでございますけれども、課税範囲の縮小となるような一般的な免税点の引き上げということとは、こういう考え方から今回は取り入れておりません。ただ、海外から主要原材料が入つてきておつて海外要因でその原材料が異常に高騰しておるといふような貴金屬製品とかベッドを除きます木製家具というものにつきましては、やむを得ない例外措置として免税点の引き上げを政令で行わせていただくように現在予定をいたしておるわけでございます。

○鳥居委員 いまお答えいただいたわけですが、物価税のかかる税率、五%、一〇%、一五%、二〇%、三〇%ですね、この税率の刻みがある点と免税点がある点、あるいはなるべくすそ野の広いようなねらい方をしますけれども、一回つかまえると放さない構えの中でも、物品税にも明らかに大衆課税を防ごうとする法の精神がある。大臣、いかがでしょう。私は、所得税に大衆課税を防ごうとする一つの仕組みがあつて物品

税にないというのをおかしいと思うのです。同じ税法の体系の中で物品税といえども大衆課税を防いでいくのだという法の精神があつて、そしてこういう仕組みがでか上がつていっていると思うのですけれども、いかがでしょう。

○渡辺国務大臣 それは主税局長からお話があつたように、あなたの言うような気持ちで物品税にないとは言わないです。あるから免税点ができたのだからそれなら免税点を上げた方がいいやないかという議論はすぐなつてくるわけですね。それは上げれば税収が減つてしまふ、これはもう事実ですね。したがつて、税収を減らして改正した方がいいのか、こういう時期だから、ともかく大衆課税といつても免税点を上げたことによつて非常に困るというふうな状態でもないで、どちらを優先するかという話でありまして、何回も同じことを言うようなことになりまして、やはり税収の確保をしなければ当然増の経費等の財源がないということ、今回は免税点はじりじりないというようにしたわけでございます。

○鳥居委員 くだいようですけれども、免税点の問題、それから所得税における課税最低限が二百一万五千元ですね。それ以下の生活保護世帯の皆さんまで含めて、低所得者でも家庭の中に備えていなければならぬ品物まで現在の税率をかけるわけですね。そういうすそ野の広いものは追っかけやすい、しかも一回追っかけると放さない、そういう中でも見直しが必要だろうと私は申し上げたいのです。ぜひひとつ御検討いただきたいと思ひます。

それで、この物品税の基本的な考え方を広げていきますと危険だと思ひますのは、形式的には全く違ふものでありますけれども、大衆消費税への関連性という問題になつてくるわけですね。一般消費税という名で五十四年十月の総選挙において国民に信を問ひました。その結果、これは政府税調でも認めたとおり、考え直さなければならぬだろうということ、この一般消費税、国会決議で

は仮称とありましたが、従来の物品税は一つ一つ単品で追いかけていってこれに課税しようという行き方ですね。ポジティブに対してネガティブ、物品税はポジティブでしよう。大衆消費税の基本的な考え方は、全体にかぶせてしまつてまづいものはネグティブ、食料品ネグティブあるいは教育関係費ネグティブ、全体にかぶせてしまつた方が徴税側から言へば、手数の上からいつても簡単なことだと思ひます。あれを除く、これを除くという形で新しい税の体系をつくらう。しかし、これは一般消費税という名で国民に信を問うたところが、ああいう結論が下されました。いま政府税調の言う大衆消費に着眼する新しい税の道を考えなければならぬだろうということが、いわゆ

○渡辺国務大臣 一般消費税イコールと言われましても、まだ一般消費税をどういふふうな枠組みでどうやるということを考えてないわけですから、直ちにそいつに結びつけられない、さうに考えます。

○鳥居委員 それじゃ伺ひますが、鈴木内閣の渡辺大蔵大臣は、五十四年十二月の国会決議を尊重する御意思がございましょうか。

○渡辺国務大臣 決議には私も加わつてゐるわけですから、それは尊重しないなんていうことは申し上げられない。

○鳥居委員 わかりました。

そうしますと、国会決議にあつた一般消費税と、いま政府税調で言ういわゆるネガティブの大衆消費税、大型、一般の違いですけれども、この概念はすでにいままでに一般消費税の仕組みあるいは一般消費税についての評価と問題点で大綱あるいは輪郭については公表されておると思ひます。そうなるにつれて国会決議の中にある一般消費税というのが政府税調で言う大衆消費税、広く消費に着眼した新しい税制、これとイコールだ、最終的には消費者、国民に税負担を求めていく行き方、

○渡辺国務大臣 決議には私も加わつてゐるわけですから、それは尊重しないなんていうことは申し上げられない。

○鳥居委員 わかりました。

○渡辺国務大臣 決議には私も加わつてゐるわけですから、それは尊重しないなんていうことは申し上げられない。

○鳥居委員 わかりました。

しかもネガティブの方式、これは一般消費税そのものではないかと私は思うのですよ。いかがですか。

○渡辺国務大臣 私は国会決議には加わっておりませんが、決議は尊重します、尊重しますけれども、それは決議の言っているとおりのことを尊重するわけですから、これは要するに導入する具体方策として検討してきた一般消費税という仕組みは国民の理解が得られなかった、だからそういうことをやらないでもっと別なことをやって財政再建をし、こういうのが国会の決議なんです。しかし、実際は国民の理解が得られれば別な話なわけですね。当時得られなかったことは事実だった。しかしそれは、最初から安易に大きな税金を出すということが、何で一体そんな税金を取る必要があるのだということを国民がわからなかったことが一つだと思えますね。もう一つは、なぜわからなかったかという、政府の方が財政の実態について国民に周知徹底させる努力をしてなかったというところも原因の一つではないか。だから現状というものをよく知ってもらう、財政をこのままおけばどうなるのかということもよく認識してもらうこと。

もう一つは、できるだけ経費を切ります。この国会を通じて、経費を切れ、経費を切れという要求ですから、これは思い切って一遍切る。しかしそのことの方が一般消費税よりもっと大きな騒ぎになるかも知れませんよ、わかりませんが、どうしても切れないという問題が出れば、じゃそのお金はどうするのだという御相談と兼ね合いのことです。

もう一つは、一般消費税が理解されなかったというところは、すぐさま昔の取引高税を連想した。あれも悪税でして、もう二年か三年でやめてしまったのです。それはいろいろ問題点がある、私もよく知っています。したがって、それを直接的に連想させたという問題もあったかと思えます。われわれは仮にどういう形のものにするか、これはサービスの水準との相関関係ですから、今後

どうしても所得税はふやしたくないのだ、減らしでもらいたいのだ、しかも経費は、社会保障の負担はある程度までしか削れないということになる、どういふ負担をするかについては、負担の仕方その他、国民会体の御意見は聞かせんから、まず国民の代表である国会議員の皆様の御意見をこの国会を通していろいろ承って、それを十分参考に今後この問題を検討していきたい、そういうことを言っておるわけでございます。

○鳥居委員 ともかく大衆課税である点は間違いないと思いますが、われわれも重大な関心を寄せておりますし、さらに分析してまた機会を改めまして議論したいと思っております。

現行税制の不公平感、これは制度面はもちろんです、執行面にあることがしばしば指摘をされてきております。所得捕捉の不公平、これをどういふふうにつかんでいらいやいますか。どんな事情で起きておりますか。

○高橋三三政府委員 実情につきましましては国税庁からお答えをさせていただきますが、現在の基幹的な税目であります所得税、これは人的総合進捗とたびたび申し上げておりますような、いわば典型的に理想的な税金であることは確かでございます。これにつきましまして、さらに所得税を中心として今後の税負担の増加をお願いすることの政治的に非常にむずかしいという点は大臣からお話がございます。

また、実際上も所得の把握ということにつきましましては、元来、収入金額と必要経費と両方わかっていなくてはならないわけでございますし、それに税法の適用をするわけでございまして、技術的にも大変むずかしい、取引の記録であります取引、それから経費、資産、負債、それらが正確に記帳されておるといことが基礎でございます。青色申告の方もかなりふえてきておられますけれども、なおまだ取引の記録、またそれに基づく正確な所得の計算ということとは必ずしも完全にいつているということではないというふうに思っています。そうなりますと、水平的な不公平と申します

か、税の捕捉が必ずしも完全にいかない。これは良心税であり、自主申告、自主納税でございます。それから、納税者が自分で税額を計算なさる、そういうプロセスが完全にかないといふことをどう考えていくのかという大きな問題がございます。間接税は物税であつて水平的に非常に公平だといふことがしばしば言われております。税体系の中で水平的に公平な間接税といふものと、垂直的に理論的には公平な直接税といふものを組み合わせる全体の執行水準を高めていくということが、私も税制ないし執行に携わっております者の永久の課題であることは御指摘のとおりでありますし、私もそういうことで努力をいたしていくわけでございます。

過般の十一月の税制調査会の中期答申の中でも、記帳水準を向上させるということによつて、その点にいろいろ工夫を払うことによつて所得税の公平を一層強めていくということの必要性が言われておりますし、その線に沿って検討をしまいたいといふことを考えておる次第でございますが、実情につきましましては、国税庁から引き続きお答えをいたします。

○鳥居委員 申告漏れの状況につきまして国税庁の五十二年度事務年報、これで五十一一年分を見てもみますと、営業所得者、調査件数が十万七千八百五十二件、そのうち申告漏れと指摘したものが九万三千四百八十八件、八七・七％。その他、これは大口資産家等、調査件数が一万一千七百八十五件、申告漏れが九千九百九十八件、八五・五％。譲渡所得、調査件数が三万七千七百九十件、申告漏れが二万四千四百三十二件、六五・四％。同じく山林所得、これは調査件数が千四百四十六件、そのうち申告漏れ八百四十件、七三・九％が申告漏れ。これは理由はどうあれ、故意であれ申告漏れであれ、また所得の過少申告であれ、限定した数の調査でありますけれども、所得の捕捉の上で不公平が現にあるといふことの証拠だろふと思つております。こうした執行上の不公平の是正、五十六年度はどういうふうにしてやつていくお考えですか。

○川崎政府委員 先生御指摘の八〇％以上の申告漏れがあるではないかというお話でございます。これは統計に出ておりますとおりでございますけれども、限られた人員で調査対象、つまり申告漏れなり脱税の疑いのあるものを厳選して調査している結果でございます。残りのものが全部が全部そういう状況になっておるものとは考えておりません。しかしながら、定員はほぼ横ばいでございますが、納税者なり課税対象は二倍、三倍という状況にこの二十年の間になつておるわけでございます。私どもとしましてはできるだけ工夫をしまして実調率を上げていく、また納税協力団体を育成あるいは指導するとか、青色申告の普及に努めるとか、そういった納税環境の整備にも努めまして、いわゆる課税の不公平ということがないように精いっぱい努力をしていきたいと考えておるわけでございます。

○鳥居委員 それで、実際に国税の執行に当たる現場の様子なのでありますけれども、執行上の不公平といふのは起こるべくして起つておるという実感をおぼえて強くしたようなわけなのです。

まず、納税人口が急激に増加しています。これはある統計ですけれども、この十三年間に所得税の申告件数が一・八倍にふえております。法人数で二・〇倍、源泉徴収義務者数で二・五倍、間接税関係納税者数で一・五倍。事務量のきわめて著しい増加。また税務調査の内容ですけれども、非常に事務が複雑、困難の度を深めています。ちなみに税務統計から法人企業の実態の推移を取り上げてみますと、この十三年間で資本金一千万円以上の法人数が四・七倍にふえています。総収入金額が六・四倍にふえています。総所得金額が六・一倍。国税庁の定員は、人員というのは横ばいです。四十年来ほとんど変わらないままです。一方で人数の上ではほとんど横ばい、そういう枠があり、また一方においては事務量の著しい増大、こういう状況ですから、どこまでいっても執行上の不公平といふのは払拭できない状況といふのが実感ですけれども、一体どういふふうにな今後改善をされるお考えでしょうか。

○川崎政府委員 先生御指摘のとおり、職員数はほぼ横ばいでございますが、課税の対象なり納税者の数はふえておるわけでございます。しかしながら、片一方でたとえば税理士さんの数も何倍かにふえる、あるいは青色申告の普及もまた何倍かにふえるという状況もございまして、私どもは限られた職員数ではございますが精いっぱい工夫をして、公平な税務が執行できるように努力をいたしてまいりたいと考えておるわけでございます。また一方、定員の増加ということにもずっと努力をいたしてまいりまして、今後とも増員ということには力を尽くしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○鳥居委員 これはひどいのです。税務職員のあるアンケートでありますけれども、いまの職場の状況どう思われますかという問いに対して、十項目から三つ選ぶという回答の方式でやっております。半数近くが人員が仕事に追いつかない、仕事がつまらなくなっている、こういうふうに答えております。また回答した職員の三〇％が持ち帰り仕事をしておる。年休の消化率が悪い理由は、仕事が忙しかったため、こういうふうには回答している様子がすでにわかっております。私は、歳入あつての歳出であつて、この国税の収納という大変重要な役割り、そしてしかも執行上の不公平があつてはならない、こういう状況の中できわめてひどい状況がそのままに放置されてきている、こう思えてならないのです。

さらに人員の問題からくる実調率、この実調率でありますけれども、昭和三十九年まで実調率は三〇％台にあつた。四十年代に入りまして、昭和四十年に三〇％を割つて二七％、それから逐次どんどん低下をいたしまして、四十九年に六・六という最低記録。これは石油ショックの後特に悪質なものも重点的にということで、実調率は下がったけれどもかなりの成果は上がったのだ、こういう説明をされておるようですけれども、しかしそれは横ばいとは言いがた、見かけ上実調率を上げ

るために質の低下を招いた。一件当たりの調査平均六日を三日程ぐらいいで処理しなければならぬ、こういうような状況がいまの現場なのです。ひどい話です。診療報酬制度で医師からの請求が参ります。支払基金が集まつてきたレセプトをチェックする。もう超人的なことをやっていると聞かれます。べらべらめくるだけで不正請求や何かに対するチェックがほとんどノーチェックというのと、システムの上からいって非常に近い書類審査重点、現場へなかなか行けない、こういう状況が実は執行上の不公平をさらにさらに輪をかけて招いているように思えてならない。こういうことを御存じでしょうか。

○川崎政府委員 先生御指摘の税務の仕事は非常にむずかしい困難性の多い職場でございまして、職員の方にはいろいろ希望もあり、またニーズもあるということは十分承知いたしております。そういった点につきましては、ずっといろいろ配意をいたして努力をしたところでございしますが、なお今後とも努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

ただいまお話しの実調率の件でございしますが、三日ほどの調査で十分なことではないという点もございしますが、いろいろ事案に応じまして簡易な調査でも足りるという場合もございしますので、実調率といふと、接触率を高めるといふ意味で、非常に時間をかける調査という反面に短い時間でやる調査というような手法も最近導入してまいりまして、御指摘の点いろいろ総合的に考えまして、なお一層努力をして課税の不公平をいっただよなことがないようにしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○鳥居委員 それで、まだひどいんです。ここ十年間に国税庁の国税職員のベテランの皆さんが総退陣です。四十六歳以上のベテラン、いわゆる三十年からの税務の現場でたたき上げ、がんばつてまいりました皆さんが、四十六歳以上が四〇％です。こういう状況になっておりますから、ただ若手をふやせば何とかなる、こういう考え方は現状

において非常に甘いと言ふしかないですね。ここ十年で総退陣なんという事になったら、これはどうなってしまうのですか。ですから、国家的な配慮、これが私は必要だと思ふのです。こういう状況を踏まえて今年度は何人要求して何人がとれたのか、伺いたいです。

それから大臣、ひとつここの働き場所じやないかと思ふのですが、大臣からもあわせて伺いたいと思ひます。最初は国税庁から。

○川崎政府委員 先生御指摘のように中高年職員が多いことは十分自覚をいたしております。これは公務員全般的な職員構成上見られる現象でございまして、税務の職場では若干その傾向が強いわけでもございまして、四十六歳以上の職員が一万八千名を超すぐらいの感じでございます。したがって、十年にわたつて二万名足らずの職員が退職するという現象が近々起こるわけでございします。その対策をどうするか、つまり採用を平準化しまして、こういった職員構成上の波が再び上がるというたようなことがないようにしたいというところで関係官庁にもいろいろお願いをいたしまして、努力をしておるところでございます。

また、ここの定員についてのお尋ねでございしますが、定員の要求は九百六十七名いたしまして、増員が認められましたのは四百三十八名でございします。

○鳥居委員 職員の年齢構成に大きなひずみがあるのが国税職員の特徴だと思ひます。そのひずみ、ゆがみを考えた上での充足計画というのが非常に重大だと思つております。最後に大臣から伺ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 仕事の量が非常にふえて、現在の国税職員にたくさん御苦労をかけておることは私も十分承知をいたしております。しかしながら、そうかといつて大蔵省は各省庁に対して人員を減らせ、能力を上げろという大号令をかけておるといふような状況もございまして、なかなか自分のおとこだけ満足なだけ人をふやすというところも現実問題としてむずかしい。そこで今回は四

百数十名の、削減に対して、それだけ新しく補充をしてもらったというふうな実態でございします。

なお、税務職員が退職しますと、その大半は税理士になる方がいままでの例から見ると多いわけでございます。やはり税理士になって、結局正しい申告を懲罰するというようなことをやつてしまへば、税務職員の数と同じようなわけにはいきませんが、少なくともその何割かのものは補つてもらつておる、これもまた事実でございします。それと同時に、われわれとしては幾ら職員をふやしても、納税思想が悪化をしたんではこれはだめであつて、社会不安が起きて幾ら警察官をふやしてもどろぼうがふえるという話になつてしまひますから、だからそういうようなことにならないようにしなければいけない。そのためにはやはり正しい政治をしなければならぬし、むだ遣いだと言われようのないようなことにはしなければならぬ。われわれ政治家も本心にそれは心してやらなければならぬ、そう思つておるわけで、でございします。納税思想の普及徹底というものが効果のあるように、かけ声だけじゃだめなわけですから、やはり率先垂範のところもなければいけない。したがつてそういう面からしても、政府としては厳正な職務の執行その他について意を用いて努力をしておるといふのも実際でございします。今後また機械化、コンピューター化、いろいろそういうふうなことをやつて、昔は自分自身が調べなければならぬような統計等も、いまはコンピューターをかなり使つておりますから、そこに入れますと、大体どこのところにおかしなところがあるかということがある程度わかるのです。ですから、かなり人数だけ多くというわけにもいけません。そういうようなことで一罰百戒で脱税者は摘発するといふことも必要です。いろいろ取りまぜて、課税の不公平、制度の不公平、そういうのがあれば直さなければいけませんし、人だけふやしたからといって申告漏れがなくなるわけじゃないわけですから、いろいろものを総合いたしまして、それで適正な申告をしていただくことに努力をし

てまいりたいと考えます。

○鳥居委員 終わります。

○綿貫委員長 正森成二君。

○正森委員 きようは主として印紙税と有価証券取引税について質問をさせていただきますが、どういうわけか午前中の社会党の各委員の質問内容が、私が昨日大蔵省に差し上げておきました質問事項とほとんど重複しておりますので、同じことを聞いてもあれでございますし、時間の節約にもなりますので、それに関する部分は省略させていただきます。

ただ私が予算委員会の分科会に入っております後で聞いていないときに質問をされたこともございますので、その部分については恐れ入りますが、結論だけでも一度言っていたきたいと思ひます。印紙の關係については、私は各項目ごとの収入や収入見込みを伺うつもりでしたが、それはたしか戸田委員が質問をなさったと思ひますし、それからトラック貨物の送り状等につきましても、承りましたら、他の社会党の委員が御質問なさったようですから省略いたします。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕
ただ、この点につきまして私が指摘しておきたいのは、トラック協会では送り状に印紙を張らなければいかぬ、課税されるということになると、送り状にかえて、課税対象から外れる受取文書の作成研究など対策に乗り出したというように新聞で書いてあるのです。そうしますと、私も入手しましたものによりますと、税漏れは大体四百八十億円にも上るといふように言われております。

それからその課税対象となる文書というのが私が見たところでは三つくらいあるんじゃないか。それはまず第一に、継続的な關係のある業者の間では運送基本契約書というのがある。そのほかに送り状と称するものがあります。これは注文主に對して。そのほかに運賃請求書となっておりまして、それに金額を書いて領収書がわりに渡しますと実際には領収書になるということで、それぞれについてしかるべき印紙を貼付する必要がある

んじゃないか、こう思われるのです。しかるに、それについて何とか課税対象から外れるような便法はないかというので研究をしているというのが公然と新聞に出ておりますので、それはやはり課税の公平の上から言ってもおもしろくない、こう思ひますのでその点について重複になるかもしれませんが、答弁をお願いいたします。

○小泉政府委員 運送状の御質問でございますので国税庁の方からお答えさせていただきます。

御指摘のように運送状、送り状と称します文書でございますけれども、いろいろな内容のものがございます。それにつきましては昨年の暮れから私も主要団体を通じて御理解をいたいただくように十分指導を尽くしてきたつもりでございますが、運送状と称しますものの中にたとえば運送契約書に類するもの、先ほど御指摘ございましたように長期的な基本契約に属するもの、これは印紙税額は現在一通二千元ということでございまして、そういうものとかあるいは運送状契約、これは契約金額によりまして段階的に印紙税の課税が行われる、あるいはまた請求書の内容をもつてそれを運送業者が判を押しまして受け取ったという領収書に類するもの、御指摘のようなどというございまして、それから本来の運送状、送り状、これは非課税になるわけでございまして、そういうものがございまして、それぞれの性格に応じまして私も適正な処理をまいりたい。

なおつけ加えますが、一万円以下には非課税というところでございまして、私も状況は全部把握はいたしておりますが、いろいろこの環境を調べました結果はかなりのものが小口の運送でございまして、小口の運送でございまして比率にして大体九割以上がそういうものになるかという感じでおりますが、これは本来非課税ということでございます。

それから、運賃の支払い方式が元払いの場合と着地払いの場合がございまして、本来送り状等は着地払いの場合に非常に有効なわけでございまして、元払いの場合には領収書だけで済ませるといふ方式も実は理論的には可能でございまして、そういう点でも文書をつくらなければ私どもとしては課税にはいたしませんたてまえでございまして、業界の方ではいろいろと研究はしておられる。それから、そういう指導をいたしまして貼付が行われていると思ひますが、今後その貼付状況、納付状況の点検は私どもいたさなければならぬと思ひますので、点検の過程で不貼付という場合にはやはり印紙税法に従つて順当な措置をとるといふ考え方でございまして。

○正森委員 それでは有価証券關係の質問をさせていただきます。これは午前中佐藤議員が大蔵省から資料等の提示を受けまして御質問があったわけですが、短期金融の現先關係についてごく簡単に聞かしていただきたいと思ひます。

金融財政の十二月八日号に有価証券取引税について反対の論点が約八点くらい書いてある。私たちはそのすべてについて同意できるものではないが、これからはこれから申し上げます点についてもこの見解に私が同意して申し上げるわけではないのですけれども、一応問題として考えてみる必要があるというところで、そのうちの二点について伺いたいと思ひます。

午前中に佐藤議員もお聞きになりました現先の取引ですが、これは確かに有価証券の売買という形をとっておりますけれどもファイナンスとして行われるというのは証券局長の御指摘のとおりなことです。そうしますと、ここで資料として書いておられますけれども、自己現先の場合と委託現先の場合で違ひますが、委託現先の場合は二カ月ものが多いということで〇・〇八に二分の十二を掛けますと〇・四八、つまり〇・四八％負担がかかるという計算を業界ではしているようであります。それからまた自己現先の場合は半月ものが多いので〇・〇四掛ける〇・五分の十二で〇・九六実際上は負担がかかる。だから金融財政に出ております資料では十億円のファイナンスをやるのに自己

現先だと四百八十万円、それから委託現先だと九百六十万円。ところがコール市場だったら百円掛ける十二で千二百円。手形市場でも同様だ。CDの場合には公証人の關係があるから五百円掛ける四で二千円、こういうふうに言われているのです。が、それについて午前中伺つておりましたら、主税局長は國債關係で行われるのが大体六割で、それについては今度は増税を見送つておるので大したことはないというような御意見でございましたが、大体そう伺つていいのですか。

○高橋（元）政府委員 短期の金融の疎通を図ることの重要性は申し上げるまでもないわけで、そのためにコールでございましてとか割手でございましてとかいろいろ市場がございまして。それと並んで現先も非常に重要な役割りを占めておりまして、現先の六割は國債の売買だと言われていることはよく御承知のとおりでございます。そういうものの疎通を課税を強化することによつて片や印紙税であり片や有価証券取引税でございましてから負担が違つておるために影響を及ぼすのは困る、それは私も思ひます。

そこで現先取引を見ますと、現先の媒体となります債券類は國債が六割でございまして。それ以外に金融債、大體利付債券が使われていると思ひますが、利付金融債と國債とで、大體國債が六割で、あれば國債の税率を据え置くことによつて全体としての現先市場の円滑な流通は確保できる、こういう観点で國債を今回の増税の対象から外した形で案をつくつて御審議をお願いしておるわけでございまして。

○正森委員 ただでさえ國債の売れ行きが鈍つておるのに、うんと買つてもらつたりうんと売つてもらつたりしなければ困るというののももちろん大きな理由だと思ひますけれども、そのほかにここで指摘されておりますのは、流通のたびに有価証券取引税がかかるためにこれが中小証券会社への負担を非常に重くしておるといふのが資料の中に出ています。この資料を見ますと、中小証券企業で資本金

十億円未満、五億円未満、二億から三億、それから一億から二億というようにA、B、C、Dで四つのグループくらいに分けておりますが、この前増税になりました以後の資料を見ますと、たとえば一番基礎の弱いと思われるDグループでは、五十四年九月の決算を見ますと、株式の自己売買益が一億五千百万円で、それに対して株式の有価証券取引税が一億三千八百百万円も上って、その割合は九・一・三である。それから、税引き前の当期利益が二億八千万円であって、その中に占める有価証券取引税の割合は四九・一であるというように計算上なっておりますね。ちなみに、増税前の四十七年九月で言いますと、この割合は、自己の売買益に対する割合では、税額はわずか六・八%であり、税引き前の当期利益に対する割合では、税の占める割合は四%であつたというようになつてゐるのですね。これはどこまで信用できるかは別ですが、一応金融財政に載つてゐるのだから、この傾向を見ますと、有価証券の取引の回数とその手数料の占める割合が非常に大きい中小証券会社にとっては、確かに有価証券取引税の負担割合というのは軽減することのできない負担となり、重みを持つておると思うのです。そういう点についてはどういふうかあいに考えておりますか。

○高橋(元)政府委員 いまもお示しのありましたように、これは株券が中心だと思ひますが、株券の自己売買の売買差益率と申しますのは比較的低いわけでございまして、低い中でも、資本金規模が小さくなりましてより高くなるという傾向がございまして、私は全国証券会社営業報告書集計表というので五十四年九月期の数字をいま持つておりますが、一億円未満の会員会社の場合の自己売買差益率は〇・九五%、たとえば四社となりますと〇・〇二六という事で、資本金が高まるほどその割合が減つていくわけでございまして、つまり、中小証券ほど自己売買によるところが大きいし、また差益も大きいという事でござい

す。そこで、有価証券取引税の負担がどうなつておるか申しますと、自己売買だけ取り出しますと、確かに、規模が大きくなりますと売買益を超える有価証券取引税の負担を負つておるようでございます。こういうところは自己売買が非常に少ないわけでございますから、そこに大きな負担がかかつてまゐるという事で、たとえば四社の場合ですと、自己売買の利益が十億で取引税が七十三億というやうなことで、約七倍の税金を払つておりますが、四社以外の一億円未満の会員になりますと、その割合は一九%くらいということでございます。

しかしながら、全体として、証券会社の行いまずデイトラー業務と申しますか自己売買と申しますのは、株式の需給の出会いをつけるために行われるという面が多うございまして、その割合も比較的小さい、また足が非常に速いわけでございます。たしか一年に九回転ぐらゐるわけでございますが、一般の投資家は二年何か月に一回転というやうな割合でございますから、非常に足が速うございします。速くなつてゐるところへ何回も何回も同じ税率をかけていくというわけにいきませんから、従前からいふ一種というものの税率は二種の四割ということになつておりましたが、今度は一種の株券につきましては動かさないという事で、二種が万分の五十五をお願ひいたしますのに、一種の方は万分の十八という従前のままの負担という形で、その点の、いまお話しのような点につきましての配慮はいたしておるつもりでございます。

○正森委員 いま、自己現先についてもあるいは自己売買についてもいづれも配慮しておるという答弁があつたのですが、しかし、私が思ひますのに、やはりそれにしても、税制の体系として、有価証券の譲渡、つまりキャピタルゲインについては、個人の場合は五つぐらゐるの例外を除いて原則非課税であるという事で、いわばその代替措置として有価証券取引税を流通税として課しておる

という体系にはそろそろ限界が来ているのではないかとこの感を禁じ得ないわけでありまして。それで、代替的な税であるということについては、必ずしも主税局としては同意されないかも知れませんが、少なくとも、資料を見ますと、有価証券の流通に対する課税は、昭和十二年に行われた税制改正の一環として有価証券移転税法というものが制定されたわけですね。それから昭和二十五年にシャープ勧告がございまして、有価証券譲渡に對しては全面的に課税するという事になりましたが、占領が終わつた直後である昭和二十八年に有価証券の譲渡所得に対する所得税を全廃して、そのかわりに有価証券取引税法が制定されたという経緯になつてゐるわけでありまして。巷間、いろいろなものを讀みまして、この税金は有価証券譲渡益つまりキャピタルゲインに課税されなくなつたかわりのものであるというように書かれてゐるものが大部分であります。

そこで、やはり証券会社にも影響が非常に大きく出てきておりますし、この税制は、もうかううがもうかるまいが課されるもので、拒税力があるからもうかるなくなつてしまふやうな感じがしないかという考へであります。それにしても、そういうことを言われるなら、有価証券を譲渡することによつて真実の利益を得たものに対しては、例外的な場合を除いて課税しないというやうなやり方をいつまでもとつておるのは、そろそろ一考していいのじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○高橋(元)政府委員 昭和二十八年に現行の有価証券取引税法ができましたときの提案理由説明というのを讀みますと、「政府は、今回有価証券の譲渡所得に対する課税を廃止することとしてゐるのではありませんが、有価証券の取引を行う者の拒税力等に顧みまして、この機会において有価証券取引税を創設し、」云々となつております。この文書がややあいまいでありましたことから、いま正森委員からお話がありましたように代替税だといふ考へ方が出てきておまして、そういうことが書かれました本を私も讀んだことがございまして。

しかしながら、私どもは、たびたびお答えもしておりますが、これは代替税といふ考へ方を持つておりません。有価証券移転税は買手手にかけておつた税金でございます。有価証券取引税は売り手にかけておられますが、これは流通税でございますから、売り買ひいづれにかけても取引当事者の間でどつちかにおつつけつて税負担が決まつていくという考へ方をとつておるわけでございます。ヨーロッパの例を見ますと、大体買手手にかかつておる税金でございます。売り買ひ連帯とか買手手にかけてゐる税金といふことでございします。そういうことから、イギリスも買手手でございますし、売り手は日本だけでございします。そういう意味で、有価証券取引税が有価証券の譲渡の背後にある拒税力に着目して、利益のあるなにかかわらず概括的に薄く課税する流通税だということから、これは代替税といふ意味を持たないと思ひます。

有価証券のキャピタルゲインにつきましては、二十八年に非課税にいたしましたから、三十六年でございまして、たびたびの改正を経まして、現在五つのケースに課税をしてゐるやうになつておりますが、私どもは、長い税制のこれからの検討の方向といたしまして、有価証券の個人の譲渡益につきましても、これは原則課税ということはいくべきであらうと思ひます。ただ、有価証券市場に与える影響、売買取引の把握の方法、それから、損ばかり出てきて、もうかつておる人にみんな課税できないと、かえつて課税の不公平が起るという点も考えまして、漸次段階的に課税の強化を図つていく、五十二年の中期答申でそういう方向が出されて、その方向で五十四年にも一銘柄二十万株以上の売却を課税の対象にするという改正をして、段階的な強化の線の上におるというところを申し上げておきたいと存じます。

○正森委員 いま主税局長が言われたことは、私も大体において承知しております。しかし、「この機会に」と言うから、代替ではないということなんでしょうけれども、それはやはりみんな、この

機会に言う、かわりにだというように理解しているのですね。その一つの証拠に、ここに昭和二十七年に日本租税研究大会というのですか、第四回の大会の記録があるのですね。そこで東京証券業協会の常務理事の梅原義という人が「株式課税についての考察」というので報告をしておるのです。なかなか意気軒高でいろいろのことを言っておられるのですが、その一部を読みますと、こう言っているのですね。これは昭和二十七年です。からまさに昭和二十八年の直前でありますが、どう言っているかと言いますと

なお、株式の譲渡所得課税を廃止いたしますと、いままでのシャープ税制の廃止される直前です。ね。

それに伴って、その税収の減少を防ぐ意味をもちまして、有価証券の移転税が復活するということのようなことを昨今耳にいたしておるのではありませんが、この移転税は証券が今日のように民主化されてまいりますと、証券の流通に対して昔以上に非常に阻害になるということも考えられます。また、これは徴税の手続がきわめて複雑でありますので、徴税事務費の騰貴致しております。今日この課税の復活ということに対しては、私どもの立場からいいますと、あまり賛成もできないのであります。しかしながら、わずかでありますが、譲渡所得課税を廃止することによって生ずる税収減を補填するのだという意味からの復活であるといえます。すれば、証券の流通を妨害しない程度の、ごく軽微なところの移転税の税率復活をしていただきたい。少なくとも私どもは万分の三ぐらいの税率で十分ではないかと思うのであります。と申しますのは、譲渡所得というものは、従来は御承知のようにほとんど捕捉せられておらないのであります。現在捕捉せられておる譲渡所得というものは、ほとんどが不動産の譲渡所得でありまして、株式の譲渡所得のごときは、いわゆる贈与等に伴うみなし譲渡所得以外のものはほとんどつかまっていけないという実情であり

ます。従いまして、そういうことから考えますと、その税収減の補填ということならば、いま申し上げます万分の三で十分ではないかと思うのであります。

云々……。こう言っているのですね。

これもずいぶん勝手な議論でありまして、どこにかまわらない税金のかわりだから税率は低く低くゼロに近くてもいいんじゃないかということでありまして、私はずいぶん昔のこういう記録を読んでおりまして、証券業協会の常務理事という者が公の席で発言している内容にはずいぶん不謹慎だなというように思うのですけれども、やはりこういうように理解されておつたし、そして現在多くの学者の書いておるものも、その有価証券譲渡所得に対して課税してはいない一応のかわりとしてやはり課せられてきたというふうな思っているのですね。私はやはりこういう考え方をそろそろ払拭して、キャピタルゲインにはやはりきちんと課税するというように移らなければいけないんじゃないかと思えます。ただ、その前提として、現在主税局長が言われたように、五つの項目についてはキャピタルゲインについて課税しておりますということですが、それはおよそ年収どれだけ上げておりますか、御説明願いたいと思えます。

○小幡政府委員 昭和五十四年分の有価証券の譲渡益につきましての申告状況につきまして実態調査をした結果を申し上げます。継続的取引による所得、これは五十回二十万株という所得税法施行令二十六条関係でございますが、これが七十三件ございまして、それから第二番目に買い占めによる所得、所得税法施行令の二十七条関係でございますが、これはございせん。それから第三番目に、同一銘柄二十万株以上の譲渡による所得、これは措置法の施行令二十五条の五、一項のものでございまして、これが八件ございまして、それから第四番目に、特別報告銘柄二十万株以上売買したことによる所得、これは措置法の施行令二十五条の五の三項のものでございまして、これは該当はござ

いません。それから第五番目に、事業等の譲渡に類似する所得、所得税法施行令の二十八条の関係のものでございまして、これが二百一十一件というふうになっております。なお、昭和五十四年分の調査実績については、まだ取りまとめを終わっておりません。以上でございます。

○正義委員 いま件数だけが報告になったのですが、それによってどれだけ税収を上げておりますか、というのが私の質問です。

○小幡政府委員 そういう金額の集計はございせん。

○正義委員 個人に対するキャピタルゲインの課税を徐々にふやしておるんだ、やるんだと言われましたけれども、中には五項目のうちゼロだといふものもあるし、それからわずか八件だとかいうようなものもあるし、そんなもの、いやしくも日本という国全体の収入から見ればほとんど無視できるようなものなんですね。

私はここに文献を持っておりますけれども、河合信雄さんの「現代企業税制批判」というのですか、そこに引用されている内容ですけれども、こう書いてあるのです。

有価証券譲渡所得が非課税とされた理由は、それまでの課税実績によれば、その所得の把握が困難で、ごく一部のまじめな申告に依存していたにすぎず（申告所得のうち有価証券の譲渡に係るものの割合はきわめて低く、昭和二十六年分において〇・二五％程度）、課税の公平を期しえない状態にあったこと、さらに調査の徹底を図れば証券市場に与える影響が大きいことを考慮し、税制上は不合理であるが、資本蓄積を急務とする当時の経済的要請から、健全な証券市場の育成を図るために、あえて行われたものであるとされる。

こういうことで、それは税制調査会の「当面の税制改正に関する答申」からの、どうも引用のようであります。当時でもとにかく〇・二五％といつてパーセンテージを出す程度のもは税収を上げていたのです。ところが、現在では昭和

二十八年に譲渡所得課税が廃止されてから徐々にふやしまして、特に昭和五十四年ですか、わが党の東中光雄議員がふざけておるじゃないかというので質問をして、同一銘柄二十万株以上というのは課税することになったたのではありません。そのときに引用したのですが、船舶振興会の有名な笹川良一氏がある雑誌で放言したのは

株の売買は年間五〇回、二〇万株までとなつておる。両方超えたらあかん。たしかに二〇万株なんて、今どき商売にならん。しかし「注文伝票総括」ちゅうのがあつて、（ひと口注文の）届け出をしておけば、ひと月に何回、一〇〇〇万株売り買いしても一回ということになる。それでいけば、月に一〇〇〇万株、年に一億二〇〇〇万株やつても回数を超えないでしよう。……わたしら、そういう研究するから、ひっからん

こう言つて、何ぼやつても税金がかからぬということ放言しているから、これはけしからぬじゃないかということになって、一銘柄二十万株以上あるいは二十万口以上はあかん、こうなつたわけでしょう。それでどれぐらいその効果が上がったかといふ聞いてみれば、もう数えるほどでしょう。それでどれだけ税収が上がったかと言つたら、もうこれだけ資料の完備している主税局や国税庁が恥ずかしくてもう小さい声で、それは一々とおつりませんと言わなければならぬぐらいの額なんです。

（大原（一）委員長代理退席、委員長着席）恐らくほんのちよぼつとなんでしょう。そういうことを一方ではやりながら、一方では利子配当所得は総合課税だということになれば、グリーンカードというような手間の置けるものをつくつて、どれを調べるかと言え、課税対象になる大口の利子配当所得者を調べるのではなしに、マル優で課税してもらふのを勘弁してもらふものは全部届けて、こういうことで税金を納めない人の手間をかけて、五千万人、六千万人に迷惑をかけるのでしよう。一方ではそういうことをやりながら、一

方では担税力は大ありに大ありで、そして株の売買をやつてつぱに利益を得るという人間については、こういうことで野放しにするというようなことは、大臣、これはすこぶるよくないですね。

それで、いま、たび重なつて、二十八年以来改善してきた、改善してきたという意味のことを主税局長がおっしゃるから、まあおっしゃるだろうと思つて、じゃどれぐらい税収を上げたんだというのを調べてきなさいと私が言つたら、もう声も小さく、答えられないという状況なんです。

そして、そういうように不当な優遇をしながら私は何も、有価証券取引税を取られる証券会社なり何なりを弁護するわけでも何でもないのですよ。わけではないけれども、利益があるうがなからうが、流通税としてその取引があれば課していく、その税率を上げていくというのは、本当にもうかつているキャピタルゲインの獲得者は、ウハハハ笑いがとまらないんじゃないですか、損したやつだつて何だつておれのかわりに税金を負担しているわ、おれはもうけて。

しかもこれだけ、何十兆あるいは二百何兆でしょう、というように売買されているのに、それで課税しなければならぬのがゼロだとか八件だとか七十三件だとか二百何十件だとか、そんなことないですよ。兜町へ行つてごらんない。何万回、何百万回とやっていると。そういうことは大臣、ほつておいたんじや、そんなもの、所得税減税しろと言ふのはあたりまえですよ。一般消費税反対と言ふのはあたりまえですよ。

だから、行政改革が何かでぶつた切るところはぶつた切るところはもちろんだ大事ですけれども、同時に、担税力があり、しかも、キャピタルゲインというのはいくらも課税するのだから、キャピタルロスが出た場合にはそれは控除すればいいんで、きちつと調べればいいんですから。だから、それをやらないうで、ロスもあるからむずかしい、つかまえるのがむずかしいと言ふけれども、株の売買なんというのは、地の底へもぐつ

てなかなかできないのですから、大体は原則として証券取引所を通じてやるのですから、だから、証券会社に顧客名簿の提出を命ずるとかいろいろなことをやれば、そんなものは全部つかまえるのです。

そうすれば株式市場が沈滞するとか、やれ投資しなくなるとか売買しなくなると言いますけれども、それだつたらどうですか、国民はグリーンカードが何かで全部届けなければいけません、それで貯蓄がなくなりますが、やはり貯蓄はするでしょう。

しかも、そういうぐあいにやつて、もうからないうのに税金をかけるというのじゃないのです。もうかつたら税金を出してくださいというのがキャピタルゲインでしよう、有価証券課税でしよう。だから、その税額さえ妥当なものにして、税を払つても結構キャピタルゲインとして引き合ふというものであれば、それはなさるのが当然であつて、いま五項目ぐらゐの是正措置をしたからそれで十分だなんていうようなことはどうてい言えないものであるというように私は思いますが、いかがですか。

○高橋(元)政府委員 私も先ほどのお答えの中で、現在の課税と非課税の関係で十分であると申し上げたつもりはないわけでごさいます。

総合課税の対象に取り入れるということは基本的な路線であります、その中で漸次段階的に強化を図つていきたい、その第一歩が五十四年の改正であるとお答えを申し上げたつもりでございまして。今後ともそういう線で工夫を重ねてまいりたいという考えであります。

○正森委員 大蔵大臣、政治家として答えていただきたいのですよ。主税局長としては、最高位にあるとはいえやはり政治家じゃないですから、ああいうお答えは私はやむを得ないかと思ひますけれども、しかし、漸次といつたつて、余り遅過ぎますね。牛歩もいゝところで、五項目はあつたけれども、ゼロだとか八件だつたら笑い話にもならないですよ。それで漸次なんて言うなら、これは一般消費税も漸次やつてほしいですな、百年先か

二百年先に。だから、そういう点について、政治家としての大臣はどう思われますか。やはり公平でなければいかぬでしょう。

○渡辺国務大臣 これは本場にむずかしい問題なんです。もう株を十年も持つておつた、持つておつた株を売つた、売つて税金はかかるから、それにしても、これは本場にキャピタルゲインかもしれない、あるいは譲渡所得かもしれない。ところが、一年に十回も二十回も百回もやつて、いま言つたような何回かに分けてやるんじゃないやなくて、まとめてやつて回数が少なかった、そのために課税が逃れられるということになれば、これはやはり問題ですね。

しかし一方において、株の大衆民主化、これも私は結構なことだと思ふのです。そのところで、金額で一年間に、ともかく株でもうけたものは、百万円とか二百万円とか、それは免除してやるよ、一般の人も株をやりたいという、何かそういうことはできないかといつて、実はばくも多年研究しているのです。

ところがこれは、もうかつたときは知らぬふりしてしまつて、損したときばかり持つてくる、それで、ほかのものと引いてくれというような話になつて非常にむずかしい、こう専門家が言うわけですね。実際のところ私もそれ以上勉強している暇はないし、何かうまい手はないかと。実際それは正森さんの言うとおりでないです。それは私も、そういうふうなことを何かうまくつかまえられるのか——税務署が証券会社へ入れば、それは調べられるのですよ。それは調べているケースはあるのです。もうみんな出しますから、架空名義なん

というのはいくらも出てしまふんだ、税務署が行けば。現実にはみんなばれてる。これは、店員がわからぬ架空名義はわからないですよ、しゃべると言つたつて人がわからぬんだから。一人の人が五人にも十人にも分けていれば、店員に聞けば大体知らずと出てきています。いままで脱税とかなんかでつかまつていのはみんなさうだから、出ているんだから。

だから、それはそれでやれるんだらうけれども、もつと根本的にうまい何かできないかと思つて研究しているのですが、いい案があつたら共産党の方からも教えてもらつて——私はその方向は決して否定してはいないのです、そうあるべきだと私も思っているんだから。

ただ問題は、どうしてやるかという技術論、これになると、いろいろむずかしい問題があるようです。したがつて、ここで、こうしてやりますというのを断定できませんが、今後も御意見を拝聴して、社会的公正を直すようには私も努力をいたします。

○正森委員 いい方法というのは、私どもが「国民のための財政百科」というのを今度出しましたが、その百二十二ページに、顧客資料の提出を義務づける、そうすればどんなにばつちり捕獲できるんだということを言つてゐるわけですよ。

○渡辺国務大臣 いまやつてゐるんじゃないですか。

○正森委員 いまやつてゐないのです。ここにこう書いてあるのですけれども、今度は、グリーンカード制度ができて、そして、預金をしようなんというときは全部そのグリーンカードをやらなければならぬのですから、やはり株の関係の人も、貯金をする人は皆そういう手間をやるのだからということ、証券会社を通じていろいろやることに、証券会社との合意でそういうことを義務づけるということ、決してできないことではないと思ふのです。

それで、これは私どもの党の立場から言うとおかしいのかもしれないけれども、このごろの証券業界の憂うべき現象は、キャピタルゲインが、個人は原則非課税だから、そうしたら個人の持つてゐるお金が証券市場にとつと流れ込むわかつたら、そうはなつてないのですね。税制上は有利になつてゐるのに、個人はどんどん株から逃げているのです。そして資料によりまして、いまから二十年ぐらゐ前は、株の保有者のうち六〇%までは個人だつたんですね。それがどんどん

どんどん減りまして、現在では三〇％を割っているのです。

それはなぜだろうかということを考えますと、きょう午前中にお見えになった谷村裕さん、あの方は非常に学のある方ですが、「株主勘定復活論」という本を書いておられるのです。私も読んでみました。

それで、それを非常におもしろいから読んでみますと、株主勘定という字からして、大体資本勘定なんかになっているのがおかしいと言っている。これは株主のものなんだからという発想で書いておられるのですが、その（その二）の冒頭に

あなたは何を楽しみに株式投資をしていますかという問いに対しては、「配当が楽しみて」「増資が楽しみて」「値上がり楽しみて」という三つの答えが返ってくるのが常だった。今から二十年ほど前、私が大蔵省で証券行政を担当していたころの話である。そのころは高度成長の時代だったから、企業はどんどん大きくなっていった。収益力の増加は株価の値上がりを呼び、それがまた増資を可能にした。増資は株主に対しての額面割りで当たったから、株主は五十円払込だけでその数倍の時価の株を手に入れることができた。配当もまた額面をもとにして考えることができたから結構いい利回りになった。

いまはどうだろう。三つの楽しみのうち残っているものといえばせいぜい「値上がり楽しみて」ぐらいのものだが、すでに経済は低成長の時代である。みんなが値上がりを追えば、所詮ババキのような勝負ごとにならざるを得ない。いや、そういう需給相場で目先の値を追うのが楽しみなのだと言う人もいるだろうし、それをまた一概に否定するわけにもいくまいが、それが投資のすべてになってしまつては、流通市場は昔に逆戻りである。証券取引法のもとで、実物取引を中心とした流通市場が発達してから三十年経つ。いま証券市場は大きな転換点に立っていると思う。ここで途を誤れば、わが国の

自由私企業体制はとんでもないことになってしまふような危機感をさへ私は持つ。

こう言っているのです。これは本心だと私は思うのです。私は株なんか余りやつたことはないのですけれども、私のおやじは商人です。すくなくとも、私の父は、やはり配当の楽しみ、増資の楽しみ、値上がりの楽しみで、谷村さんは理事長さんだけあってやはりいいことを言うのです。本心にこれがなければ株をやる魅力というのはなくなるのです。ところが配当利回りはどうかとい

ますと、株の値段がずっと高くなるからこのごろは一・四％くらいだといふのです。そんなものは郵貯にしたって何にしたって、定期貯金なんかにはすれば複利になると最終的には一〇％を超えるというのでしよう。それが一・四％だ。増資はあるかというところ、このごろ株主に額面割りで当たるといふことはやらないですね、プレミアムつきで。だからちよつともうまみがないのです。

そして、プレミアムつきでやつてもこれは配当しないでもない、会社の金だといふことでできるだけ配当しないようにして内部留保だけはしたまへ高めるといふことだから、会社を支配している大株主や経営者はいいかもしれないけれども大衆はちよつとも恩恵にあずかれないのです。だから自分の持っている株を売ると、その売った金は郵貯に持つていこうといふことで二度と株の方には帰つてこないのです。その割合がどんどん高くなつていくのです。ですから、私新聞も持つてまいりましたけれども、そこで言われているのは株式市場というものはもう静かに死ぬよりほかし方がない、現在の資本主義は法人の法人のための資本主義になつておるといふことなのです。コミュニストである私が何も資本主義を守つてやろうと思つてこんなことを言っているのではないので、早く死んでくれた方がいいのかもしれないのですけれども、それでは証券局長も失業して困るだろうから、（笑）いまある資本主義を前提とする限り余りひどいじゃないかといふことを問題提起として言っているわけで、これはよほど反省しなければ

いけないことじやなからうかというように思うのです。大臣、いかがですか。

○渡辺国務大臣 コミュニストの正藤さんから資本主義の擁護論をおつてもらつて私も本心にありがたく思つております。

これは、本心に私が常日ごろ考えていることと全く同じなんです。それはどこかにやはり狂いがあるんじゃないかという気が私はして、正直なところ株主が粗末にされ過ぎています。ですから、配当控除があつて当然なんだから。ただし、その別な面でおかしな操作があつてそこで不公正があつてはいけません。庶民大衆がもつて株を持てるようにしたい。大きな製造メーカーなんかで従業員割りで当てるのをやめてしまつて、私も幾つも知つていますが、その従業員は結構株を持っています。余り売ってません、ちゃんと自分が株を持っています。新聞社なんかもおもしろい。これは配当なんかないらしいけれども、新聞社はもうからなからね。新聞社なんか社員とかが株を持させてもらつたり、やめるときには株を返していかとか、あそこらは資本主義かどうか知りませんが、いづれにしても、愛社精神がわくことも事実、商売もうまくいくと私は思うのです。日本の重役会といふものが余り権限を持ち過ぎてしまつて、それで勝手に重役の方で割りで株主に割りでないで第三者割りでやるとか親引けをやるとか株主不在のことが多い。しかし、これについてはなるべく株主を優先的に考えろといふことで証券局長に對して、商法改正その他の問題とも絡んでおるのかもしれない。正藤さんの問題については株主優先割りで、プレミアムも株主に優先的に返還しろという方向でいま実際は行政指導をやつて始めたのです。アメリカのようにまた株主ばかりが強いのもどうかと思うので、アメリカなんかで社会が落ちぶれたのは、資本主義が落ちぶれたのは、逆に言うた株主の利益追求だけで重役の力がない、目先の配当だけに追われる、したがって技術革新をやらな

い、したがって近代化がおくれる、日本に負ける、これもちよつとどうかと思う。したがって、いろいろな試行錯誤がありますが、あなたのおっしゃることは全く健全な資本主義社会を伸ばすために必要だから、私は今後真剣にもう少し勉強させてもらいます。場合によつては顧問になつてもいいと思ふ。（笑）

○正藤委員 大蔵大臣からそう余り期待されても困るのですけれども……

そこで、私は、なぜこういうことが起こつてきたかという原因はいろいろあると思ひますが、その一つにシャープ税制勧告の考え方というのから非常に離れてきた点にあると思ふのです。私は何もシャープ税制勧告がいいとは言いません。ドッジ氏の勧告と一緒にあのころは非常に中小企業に対する苛斂誅求になつたといふような経緯を持つておりますので全面的に肯定するわけでも何でもありませんが、そこで言われていることのうち、大企業や資産家が自分に都合のいいところだけは有利に活用して自分に都合の悪いところだけはほとんど変えてしまつた。そして全体としての体系を崩してしまつたといふことの中に一つの原因があるように思ふのです。

それでシャープ勧告の少し関係のある部分を読んではみまうと、こう言っているのです。ここにわれわれが勧告しているのは、税制、タックスシステムであつて、相互に関連のない多くの別個の措置ではない。一切の重要な勧告事項および細かい勧告事項の多くは、相互に関連をもつてゐる。もし重要な勧告事項の一部が排除されるとすれば、他の部分は、その結果価値を減じ、場合によつては有害なものとなる。したがって、われわれは勧告の一部のみを取り入れることに伴う結果については責任を負わない。たとえば、われわれは国税たる所得税および法人税において法人所得の二重課税を避け、同時に恒久的脱税を防止する税制を立案した。この制度のうちでも精髓をなす部分はキャピタル・ゲインの全額課税とキャピタル・ロスの全額控除である。

こう言っているのです。つまり二重課税は排除してやるけれども、それが本当に税制上統一的なものとしてできるためには、いざ売ったときにキャピタルゲインに課税するというのがなければ二重課税排除なんかやるといふのはしり抜けになつてしまふんだ、こう言っているのです。あたりまえの話なんですね。ところが、二十八年以降はまさにその精髓をなす部分を抜いてしまつたわけでしょう。だから、どういふことが起こるかといふますと、結局キャピタルゲインに課税しませんが、そこでいろいろ弊害が起こりますが、私が言ひました幾つかの本の中で一つ起こつてくる矛盾として挙げてゐるのを見ますと、結局株主に対して配当として利益が分配されますと、そこに対しては二重課税排除が行われるかどうか知らないけれども、所得税は課せられるのです。ところが、未配の利潤部分は社内留保になるでしょう。その社内留保については課税が完結しないままずっと残つていくのです。しかも主税局長はよく御存じでしょうけれども、いまや法人の持つております株式のうち個人に渡つてゐるのは三割です。七割が法人の持ち合いになつてゐるのです。それに對しては受取配当益金不算入でしょう。そして税金はかからない。内部に留保をされてゐるものは、これは外へ出ない。それは清算でもすれば出るというかも知れないけれども、新日鉄やら日立製作所やらが清算するからといったらしないですね。その重役から聞いたんでは、日本は減つても日本製鉄は減びないなんて言つてゐるくらいですから、だから清算なんかしつこない。それで一方、途中で持つてゐる株を売つてくれれば、そのときには個人に対してキャピタルゲインで課税がいくかという課税はない。こうなつておれば、未配の利潤部分については、これは課税が完結されないままですつと内部留保で利用できるといふことになるわけですね。そうなるかどうかということになるかという、通常の法人税率といふのは個人所得税の最低税率よりは高いわけですね。だから庶民にとつてはこれは非常に損だけれども、最高税

率を受けるような高所得者にとつては、法人税で先取りされておるといつたつて本来より少ないわけですから、だからその分だけ税金もかからずただでいふん金を使うことができるということになつてゐるわけですね。そしてそういう結果、内部留保されたものがあるから株の値段が上がるわけでしょう。実質よりも値打ちがあるということ。それで、その実質よりも値打ちがあるというので高所得者が株を売りましてキャピタルゲインを得る、それに課税されるなら公平ですよ。それに課税されないでおれのものになつてしまふということだから、その部分は非常に不公平な税制のまま放置されるということになるわけですね。ですから、シャープ税制が、キャピタルゲインに課税が行われるということが、これが私の勧告の精髓であると言つてゐるのは、ある意味では本当だといふように言わなければならぬと思うのです。それは大臣だつて当然の理屈ですからそのとおりだと思つてゐるでしょう。

そこで、シャープは最後の方でこう言つてゐるのです。

個人所得税および法人税に対するわれわれの勧告は、キャピタル・ゲインの全額課税、キャピタル・ロスの全額控除ということに基づいてゐる。もしキャピタル・ゲインの全額課税およびキャピタル・ロスの全額控除がとり入れられないとしたら、われわれは法人税の軽減をはかるかに縮小し、法人のおこなうあらゆる種類の分配に對して所得税の取扱いははるかに峻厳なものとするように勧告するであらう。さらにその他いくつかの制限を勧告しなければならぬが、そのように制限してみてもえられる純効果としては一層不公平な税制となつてしまふであらう。キャピタル・ゲインの全額課税、キャピタル・ロスの全額控除こそはわれわれの勧告のうちで最も強調されてゐるところなのである。

こう言つて締めくくつてゐるのです。

だからいまのようにキャピタルゲインを事実上放置して、私がどれだけ税金を上げてゐるか報告

してみなさいと言つても答えられもしないというやうな状況のもとでは、ここで言つてゐるやうに、法人税についてもつと峻厳な態度をとらなければならぬと当然なるのです。それこそ不公平な税制の是正なんです。それをやらないうで、一般消費税で間接税の比重をふやして、ちつとは出してもらうのもええんじやなからうかと思つておるとかいうやうなことを大蔵大臣に言つてもらつたんでは、これは庶民としては納得できない。これは理の当然なんです。だからもし私を顧問に採用されるなら、やはりこういう意見をこそ聞いてもらわなければいかぬですね。それならまたわれわれも党中央に諮つて、顧問になるかどうかひとつ考へてほしいと思つてゐるのです。(笑)

これで質問を終わります。答えてください。

○渡辺国務大臣 きようは大変参考になる話を聞かしてもらつて……。確かに税制の改正というやうなものゝ趣旨一貫しないので都合のいいときだけのつまみ食いをしたきらいはなきにしもあらず。しかし、現実の経済の事態というものが課税の公平だけで買ければそれはシャープさんの言つたとおりと私は思ふのです。それがいろいろ日本の産業界の問題で、日本の産業を振興させる上において不都合になる部分もあるいはあつたかも知れない。それは時代の要請でそれが便益的に流れたために税制がゆがんだといふ点もあるかもしれない。その調和をどこにとつていくか。公正だけで買いて産業のことは別に後回し、公正であればいいといふだけならそれも一つの考え方ですね。だから日本は昭和二十七年、八年から現在まで、これまでになる間の過程で、あるいは税法の筋を曲げたといふ部分も私はなきにしもあらずだと思つた。だからそれらの相関関係がありますから、もとのとおりにびちつと戻せるかどうかわかりませんが、少し行き過ぎの点もあるのじやないか。そこらも含めまして、今後のいろいろな日本のあるべき姿といふものも考へて中長期的観点でこれは一遍見直す時期が来ると考へます。

○綿貫委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 財政再建のために渡辺大蔵大臣大御健闘で敬意を表します。それに関連してひとつ本論に入る前に、要望というか質問等あるわけですが、それは行政改革の問題です。行政改革を思ひ切つてやれ、またやれば増税しないで済むではないかとあるいは少なくとも増税の額が半分になるではないか、いろいろな御意見がございます。いづれにいたしましても、中曾根さんが非常に真剣に取り組んでおられることはわれわれも了承しております。役に立たなくなつた法律を三百件廃止するとか窓口のサービスをよくするというのももちろん大事でありますから、それは一つも否定しませんが、要するに行政改革によつて何兆円、何千億円、何百億円の支出をあるいは経費を削減して財政に具体的に寄与、貢献するか、こういうことではなければ私は意味がないと思つてゐる。そういう意味で、熱心にやつておられることはそれぞれ必要でありまして敬意を表しますが、財政再建にはたとへば来年度の予算編成については金額においてどの程度の役に立つのかといふことについて見通しがあるのかないのか。また大蔵大臣の方からは少なくとも一兆円はひとつひねり出してちょうだいといふことで具体的な要望をされていくのか。そういう点についてのお考えをひとつ承つておきたい。

○渡辺国務大臣 先生の言つてゐる五十七年度のことか五十六年度のことかよくわからぬですが、ともかく五十六年度におきましてでもできるだけ行政の改革をしなければならぬといふことで、われわれも行管と一緒になつてゐる工夫をいたしました。したがつて行管の試算によりますと、五十六年度の予算で約四千五百七十億円程度の節減効果をもたらしてゐる。この主たる内訳は、要するに補助金の整理合理化で千六百八十八億円、あるいは特殊法人からの国庫納付で千九百九十億円といふやうなものや、いろいろ集めましてその程度の効果をもたらしてゐる。しかしながら、それに對しては足りないといふのが皆さん一般のいまま

○渡辺国務大臣 それはもう避けて通れない問題で、私は柳の下にドジョウはいないよと言っているのです。今回はこういうような既存の税制で、洗いざらいみんな動員をして、何とか当然増あてがうことができたが、来年また同じような状況のもとはではむずかしいのじゃないか。したがって国会が終わる次第、来年の概算要求を前にしてても

になると思うので、いま必要とする財政再建の面から考えますと、庫出し税が問題にならぬとは申しませんけれども、一般消費税にかわつて大きな役割りを果たすと期待することは大変誤解を招くし無理であると思いますが、大蔵当局としては、庫出し税というものはこの際十分検討して、場合によつては一般消費税にかわり得るものであると、いうところまでの期待を持つておられるか、いなか、その辺を伺つておきたい。

○高橋(元)政府委員　これは新しい形の課税ベースの広い間接税をどういうふうに検討を進めるか

○竹本委員 私が言うのは、いま主税局長の御答弁にいろいろありましたが、そういうような技術的な困難性と、それから収入の面における期待の

あろうと思いますが、一方で納税者の数が少なくなる、課税捕捉がよりやりやすくなるというメリットもないわけではない、その辺を彼此勘案して

税制調査会としては検討を進められることになるかと思ひます。

○竹本委員 次には物品税の問題ですけれども、今度物品税がずいぶん課税対象も広がりました。率は五%から三〇%ですか、そういう幅を余り大きく持たせないで、ある意味においてはもう少し低い方へ交通整理をして、そのかわりに課税対象を、すそ野を広くすることによって大きく収入をかせぐ方法があるのかないのか、その辺の物品税のすそ野を広げることが、これも大変事務的にむずかしいのじゃないかと私想像するわけですが、専門家の立場から、これをもっと広げることによつても多くの収入を期待するということは可能であるかという点についての事務当局の専門的な御意見を承つておきたい。

○高橋(三)政府委員 これもあくまで技術的なお答えで恐縮でございますが、物品税は個別のものを選んでかけていく税金でございますから、したがつて課税されるものと課税されないものの間の、学問的に言いますと代替ということが起こるわけでありまして、そういう意味で経済の中立性ということが非常に問題になつてくる。

広げてまいりますといひまして、現在の課税物品の選び方が、たびたびお答えいたしておりますように、高価な便益品でございますとか趣味・娯楽品、奢侈品というようなこととどまつております限りは、税制調査会の答申にもありますように、余り課税範囲を大きく広げるということとはむずかしいであらうと思ひます。そうなりまして、昨年の中期答申にありますように、考え方を變えて、たとえば業務用品とかそういうようなものにして、課税の範囲を広げていくかどうかという問題があるわけでございますが、そうやつてまいります場合には、資本財課税または重複課税ということがどうしても起こつてまいります。課税回避のための企業の垂直行動でございまして、これは従来の消費税の検討の際にも問題になつたことでございす。それと、広く家計の最終消費支出、現在百

十六兆ばかり五十五年にあるわけでございますが、その中身を見ていきますと、食べ物、食品、飲料、たばこで三兆、衣類、履物で八兆、家賃、水道光熱費で二兆一兆、こういうふうになつております。それからまた医療保健というふうなサービスが十二兆、交通通信というサービスが十兆、レクリエーション、娯楽、教育、文化サービスというものが十兆でございます。

そういうふうな考へてまいりますと、物、物品にかけていくという形の消費税を広げていくことに、いまの物品税が持つております、いわば食べ物とか繊維製品を初めとする着物に課税しない、また家賃とか交通費とか医療保健というふうなサービスに課税しないという考へ方でございます。物品税を拡充していく場合に、かなり物としてとらえても家計の消費の実態に必ずしもそぐわないという面があるのではなからうかというふうなことを、まあ大変とりとめもなく申し上げましたが、考へられる問題点かと思ひます。

○竹本委員 次へ参りますが、今度の印紙税の問題ですけれども、これはもとと中小企業にとつて非常な負担であるといふ言われる点でございますけれども、今回の増税の場合に、印紙税の問題については中小企業のために特にどういう配慮が行われたかという点をひとつ伺つておきたい。

○高橋(三)政府委員 印紙税は、大体売り上げというもののに関連して作成される文書が大きいわけでございます。そのほかの金融取引も含めて広く経済取引と申し上げた方がよろしいかと思ひますが、それに關して作成される文書でございますから、取引高にほぼ比例して税負担が起つておるということかと思ひます。大企業、中小企業、総取引高の統計からいたしますとほぼ半ばしておるということでございますが、今回の改正で申し上げますと、預貯金の通帳でございますとか預貯金の証書、社債、信託の受益証券、保険証券、こういうものはいわゆる大企業の負担でございます。それから階級定額税率の最高価格帯の見直し

をして約百億円の増収を図つておるといふことを申し上げたわけですが、そういう高額取引の負担というものは印紙税としては大企業の方に影響してまいるといふふうに考へます。

そこで今回、定額、それから階級定額、両方を含めまして二倍に引き上げさせていただきます。作成される文書の実態に應じて免税点は今回改定しないという改正をいたしておりますが、今回の改正によりまして、いま申し上げたような次第で、中小企業に特に強いインパクトがあるというところはないというふうに考へておる次第でございます。

○竹本委員 余り議論をやる時間がありませんから、もう一つ有価証券取引税の問題について……先ほど、キャピタルロスはどうだ、キャピタルゲインはどうだと、いろいろ熱心な御議論、参考になりましたが、私はここで二つの問題をひとつ考へてみたいと思ひます。

一つは直間比率の問題で、先ほど一口申しましたが、日本では直接税が非常に多過ぎる、パーセンテージが七割だと言われるこの問題を、日本の税制が所得税中心にある意味においての近代化が進んでおるといふふうな受けとめるのか、あるいはそうでないような形において、非常にアンバランスになり過ぎたといふふうな受けとめるか、一つの考へ方の根本の問題ですけれども、私は必ずしも直接税中心主義といふものが行き過ぎたとか悪いとかいふふうには思ひません。ある意味で所得税、直接税が中心になつておるといふことはむしろ近代的に進んでおる面もあるといふふうな思ひます。すけれども、大蔵当局としては直接税中心主義的ないまのあり方をどう評価されておるか。また、これを改めるといふ御議論もあるわけですが、これを改めるとすればどの辺をもつてバランスのとれたものと考えられるのか、その辺だけをちよつと伺ひたい。

○高橋(三)政府委員 わが国は直接税が七一%、間接税が二九%、これが五十六年の現状でございます。その七一%というのは、もう少し細かく申

しますと、所得税が四〇%で法人税が三〇%でございます。法人税の税率に占める割合が三〇%に達しておるといふのは先進国の中では日本が最高でございます。アメリカが二二、三%でございます。うか、その他の国は大体一割というのが法人税でございますから、日本の直接税の割合が非常に大きいということは、いわば法人税が非常に大きいということでもあるかと思ひます。

そういうことと、もう一つ、日本の間接税が、これは特定の商品に課税対象にしておりますために、だんだん時がたつとともに税率のウェイトを失つていく、そういう性格を持つております。昭和三十五年から五十五年まで二十年の間に、当時の間接税率で、当時の間接税の負担割合で、当時の間接税の課税対象の品目の割合というものが固定したとしたならば、消費支出に対していまよりも四ポイントぐらい、いまの間接税制でも多かつただろう、それが従量税でございますとか、酒と云うようなわりあいと消費支出弾力性の低いものを課税対象にしておりますとか、そういうことで減つてまいつて、そこで現在個別消費税制のもとでは、申し上げているように二九%の間接税といふことになつてきておるわけでございます。いろいろ税制調査会でも、間接税といふものが税体系の上で持つておるそれなりのといひますか、かなり重要な機能なり役割りにかんがみまして、その維持充実といふことを図つていかなければならぬ、そうなりまして従価税といふものも検討の対象に入れていかなければならぬし、課税範囲も見直していかねばならない、こういう御指摘をいたして、今回の税制改正もそういう趣旨を盛り込んで御審議をお願いいたしておるわけでございますが、しからば直間の割合が幾らであればよろしいかといふことは、これは固有の割合といふものはないと思ひます。これは民族、風土、経済、それぞれの表現でございますし、沿革の所産でもございまして、いま申し上げたように非常に法人税が大きい、しかし反面で間接税がほつておくと次第次第に小さくなつてしまふという性

質を持つておる、それをどういうふうな工夫をしていくかということがこれからの税制の問題だと思ひます。非常に事務的なことで恐縮でございますけれども、私はそういうふうにお答えをさせていただきます。もし必要がございますれば大臣から大きな問題としてお答えいただきたいと思います。

○竹本委員 これはひとつ大臣に伺いたいです。日本の高度成長は、よく言われるように、低金利と間接金融だということだと思います。これからは、これがいまままでおりにこれからはいかにいかに必ずしもそうでない。そういう意味から言ひまして、自己資本を充実させることの方にもっと力を入れたい、経済変動に対する対応力も弱くなるし、経営の健全性から言つても問題が出てくる、いろいろな意味でもう少し自己資本を充実するということが、いわゆる間接金融にばかり依存するということは妥当でもないし可能性も少なくなりつつあると思ひますが、その点についてはどういうふうにお考えであるか伺ひたい。

○渡辺国務大臣 私は、これから限られた資源の中で人間が生存をするということになつてくると、どうしてもいまままでのような高度経済成長一本やりという形でなくて、安定的な成長ということになるのではないかと、そうなるまいかと、ただ合理的な生産性向上だけではなかなかうまくいかないのではないかと気がするのです。そういうような点から、社会制度の安定という意味においても勤労者、特に従業員がその会社の株をたくさん持つということは奨励すべきものであつて、だんだんそういうふうになければいかぬのではないかと。そういう場合においては私はいまままでと少し発想を変える必要がある、そう思つておるわけでありませう。

先ほど正森さんとの応答の中にもあつたわけですが、シャープ税制というのは公平の原則というものの一つの柱として買ひてありますから徹底しているわけですが、しかしそれは産業政策

という面ではいろいろ問題があつて、どちらを優先するかということでは税制の繰ぎは行われた。そこでゆがんだじやないかと主張は私はあると思うのです。だけれども、そこらのものも全部含めて、今後の経済政策という大きなものの中で検討していく必要がある。そのためには、その一つとして、要するに自己資本を充実させることも必要だし、どういう形で充足するのか、自己資本といつても、法人間の持ち合いみたいな自己資本を言つてもいいか、法人間の持ち合いをふやしては、自己資本の充実と言ふからには法人同士の持ち合いの充実ではなくして、個人株主をふやしていく、そのためには個人株主が冷遇されておつてふえるわけはないのだから、優遇される道を講じなければならぬ、そのためには不公平もなくさないければならぬ、これはいろいろむずかしい問題があるのです。だからそこらの点は一貫して是正をすることも必要だろう。これは来年、再来年の問題とは言い切れませんが、今後の方向としては大きな問題だろうと思つています。

○竹本委員 時間がなくなりましたが、せっかく証券局長と銀行局長がいらつしやいますから、きつめて簡単に伺ひたい。先ほど正森さんの方でいろいろ議論がありましたが、株主になる喜びとか楽しみというものがだんだんなくなつていくという話が出ました。そういうこととあわせて、今度の有価証券取引税の引き上げがその自己資本を充実させるということにプラスかマイナスかという問題についてのお考えを承りたい。それが一つ。

これはどなたの所管になるかわかりませんが、最近はそのういふことは言われなくなりましたけれども、資産の再評価をやるといふ形によつて、いまの持ち合いとか何かじやなくて、自己資本もある程度、一四%か一五%のものが大きくふえるではないかといふことがよく言われましたけれども、最近においてもその問題は一体どうなつておるのかといふ点を伺ひたい。

それからもう一つ、銀行局長に、間接金融で

れからいふと、實際問題として銀行の地盤沈下といふこともあつて、私はなかなかむずかしいと思ふのです。そこで銀行局長には銀行の地盤沈下とは何を言つてゐるのか、またいかなる理由によるものか、そうした中で国債の消化もしなければならぬ、いろいろ問題があります。そういう状況の中でこれからの銀行がいまままでのように貸し出しでどんどんやれるといふことが可能であるかどうかといふことについての見通しを伺つて終りにしたいと思ふのです。

○吉本(宏)政府委員 有価証券取引税の増税の問題でございますが、証券市場の立場から申しますと、税率の引き上げはやはりデメリットだといふふうに申し上げざるを得ないと思ひます。ただ、今回の改正案では、特に国債の税率を据え置くとか証券会社の自己売買分を据え置くといふこととかなり配慮をしておいておられる、私どもとしては流通市場に特に大きな影響を与えるといふふうには考えておりません。

自己資本の充実をどうするかといふ問題でございますが、これはかねてからの私どものいわば中心的な課題でございます。これをどうやって実現していくかといふことは私も常々考えているところであります。やはり増資、資本の供給をふやすことが基本でございますので、時価発行増資のほか最近私どもとしては、額面発行と時価発行との中間の中間発行といふようなものも考えたらどうかといふようなことを言つております。

また転換社債、これはいすれ株になるわけでございますが、こういふことで株式の供給を何とかふやしていきたいといふふうには考えているわけでありませう。それから資産の再評価の問題でございますが、これは私も現在特に検討しております。と申しますのは土地の問題、地価、これをどう考えるかといふかなりむずかしい問題がございます。現在のところ特に再評価については検討いたしておりません。

○米里政府委員 銀行の地盤沈下の問題でございますが、これは申し上げておると非常に長くなる可能性がございますので、ごく簡単に申し上げます。地盤沈下といふと、一つは資金量の伸び悩みという問題、もう一つは収益力の悪化という問題、大きくこの二つに分けられようと思ひます。資金量が伸び悩んでおります構造的な要因といふのは、やはり成長パターンが変わつて、マクロの視野から見ますと金融活動もかつてほど活発に行われなくなつたといふことが最大の要因かと思ひます。短期的と申しますか、その他の特殊の要因としては郵貯の急伸といふことも挙げられようかと思ひます。

収益力が次第に衰えてまいつた、悪化してまいつたことの最大の理由は、私は、これも金融緩和期が非常に長く続いたことであらうかと思ひます。第一次石油ショック以後、金融緩和期に比べまして金融引き締め期といふのは非常に短期になつておる。金融緩和時代が続きますと、どうしても金融機関の利ざやが悪化してくるといふ傾向がございます。その他に、企業の資金需要といふものと公共部門、個人部門の資金需要といふもののウェイトが変わつてまいつたこと、それから個人の金利嗜好といふものが非常に強くなつてまいつたこと、及び特殊要因としては国債の評価損、売却損、こういったものも理由からの収益の悪化だと思ひます。

こういう事態に対処いたしまして金融機関としてどうすべきかといふことでございますけれども、こういう構造的な要因といふのは一朝一夕に変わる、一過性であるといふ性質のものではないのではないかと、いふふうには私に思ひます。て、そういう場合の金融機関のあり方としては、やはり基本的には経営の効率化といふことを中心にいたしまして、同時に、単なる量的拡大の競争でなしに、金融機関がそれぞれ個性を持った経営で国民経済的にサービスしていくことが基本であらうかと思ひます。

以上、簡単に申し上げますが、時間の関係もござ

いますのでお答えいたします。

○竹本委員 以上で終わります。

○綿貫委員長 柿澤弘治君。

○柿澤委員 物品税法の一部を改正する法律案外二法案の質疑をいたしたいと思いますが、それに先立って、いま問題になっております点を関連して二つほどお聞きしたいと思います。

一つは、電電公社の五十五年度の年末のいわゆるやみ手当といいますが、超勤の一律支給とも言われておりますけれども、それについて政府も認める方針であるということが先週の末に伝えられております。この点についてはたしか会計検査院等も不当事項として指摘したこともあり、完全に実施を撤回するというのが本来のやり方ではないかと思いますが、その点について、まず実態を郵政省の方からお伺いしたいと思います。

○吉高説明員 御質問の点につきましてお答え申し上げます。

本日の朝刊で御案内のように、電電公社におきましては昨日労使間において、基準内給与の〇・三七七分支給することを合意したようでございます。私どもも昨日報告を受けたところでござい

ます。郵政省といたしましては、公社職員の給与は労使間の団体交渉において適切に処理すべきものであるというふうに考えておるわけでござい

ます。公社は公共部門の一つでもございまして、また公社事業の公共性、独占性という性格から、公社当局として節度を持って対処することを期待してきておりました。今回の決定につきまして他との均衡など議論のあるところもあろうかと存じま

すけれども、公社当局といたしましては、従来の経緯、あわせて事業運営の円滑化等を総合的に勘案して結論を得たものと承知いたしてお

○吉高説明員 五十五年度につきましては、原資は基準外給与を寄せ集めたということかと思

いますが……(柿澤委員「基準外ですか基準内ですか」と呼ぶ)基準外給与です。まあ名目は一時金と申しますか、そういう形で合意に達したと承知いたして

しております。○柿澤委員 どういう名目で出しているわけですか、何手当ということになるのでしょうか。

○吉高説明員 年度末に参っておりますが、そのために、公社の全体の予算をならみまして一時金と称しております。

○柿澤委員 年度末の手当については各公社原則として一律であつて、業績等によつて前後〇・二の差を設けることができるというように私承知して

おりますが、そうだったのでしょうか。○矢崎(新)政府委員 御指摘のとおり三公社につきま

しては、現在の予算におきましては国家公務員の四・九九月よりも〇・二九月少ない四・七カ

月を計上いたしております、そのほかに年度末に業績手当として、予算に対する収入の増加ある

いは支出面での経費の節減等があった場合にその一部を業績手当として支給する、こういう仕組み

をとっているのは御指摘のとおりでございます。○柿澤委員 そうしますと、公務員に比べて〇・

二多い部分までは一応容認できるという感じになるわけですか。いまの〇・三七七というのはそれ

を上回る額になると思うのですけれども、それとの関係はどうなんでしょうか。

○矢崎(新)政府委員 昨年度の五十四年度の例で申しますと、電電公社の場合は御指摘のように業

績手当が〇・四ということで決定をいたしておりますから、そうしますと足しまして五・一になつて、

をいたしておるわけでございます。○柿澤委員 郵政省の方もそうですか。これは別

のものですか。○吉高説明員 業績手当については今後のことになつて

おりますので、別のものとご理解しております。○柿澤委員 そうすると、業績手当については前

年並みということはないと考えてよろしいですか。○吉高説明員 これは今後のことでして、ちよ

つといまお答えいたしかねます。○柿澤委員 電電公社等が労使の協調路線の中で

生産性を向上しようという努力をしておられることについては、私は評価していいと思うわけ

です。しかし、それが年度末手当の一律支給というような形で会計検査院からも指摘されるような方式で

行われるのはいいかどうか、その点については問題があるかと思うわけです。業績手当につ

いては上下の〇・二の弾力性というものを設けてい

るわけですから、その範囲の中でやることであれば問題ないと思ひますけれども、それ以上のこ

とをやる権限といひますか弾力性というものはいまの公社に与えられて

いると考へていいのだろうか。その点についてはどう考へておられるのでしょうか。

○矢崎(新)政府委員 公企体職員の給与につきましては、電電公社の場合で申しますと電電公社法

に規定がございまして、職員の給与は、職員の発揮した能力が考慮される必要があるということ

が公共性、独占性が高いとか、あるいはその運営が国家財政や国民の負担と密接な関係を持

つておるといったような点もございまして、基本的には、その給与は「国家公務員及び民間事業の従事者の

給与その他の事情を考慮して」定めるといふような規定が置かれておるわけ

でございます。そういうことから私どもは、いわゆるこの賞与のプラ

スアルファ的な支給というのにつきましましては従来からその適正化を要請してきて

いるところでございまして、この点は、現在もその考え方は変わ

つていないわけでございます。そこで、ただいま御指摘の問題につきましましては、

私どもとしては公社当局からいままです具体的にも伺つてきておりませんのでどうい

うことであるのか承知をしていなかったわけでございますけれども、私どもといたしましては、この賞与のプラ

スアルファ的な支給は適正化してもらいたいということを今後とも要請をしなければなら

ない立場にあるというふうに考へておる次第でござい

ます。○柿澤委員 五十六年度の予算ではこの点はどういうふうになつて計上されて

おりますか。○矢崎(新)政府委員 恐らく御質問の趣旨は、執行上の問題として電電公

社がこういつたことができるとすれば、その辺について予算計上についてどういつた配慮をして

いるかという御指摘ではないかと思ひます。

この点につきましては、五十六年度の予算の編成に当た

りましては、人件費の積算については実績等を十分見ま

して適正な査定をいたしておるといつつもりでおるわけ

でございます。○柿澤委員 五十六年度については今後の執行の問題

ですから、あくまでもその基準内、基準外の給与の積算の根拠

というところにすぎないのかもしれませんが、その点で国民の疑惑を招く

ような形の支給というものはできるだけ避けるよう

に関係当局でぜひ御検討いただきたいと思ひま

す。その点について大蔵大臣にお伺いをいたしま

す。○矢崎(新)政府委員 政府としてはこれだけの大きな増税を国民に

お願いをする立場にあるわけ、その前提として行政の簡素化とい

いますか、それからさまたま支出の抜本的な見直しとい

うのが求められておることは大臣も繰り返し御指摘のところだと思ひま

す。その五十六年度の予算審議の最終段階になつて

またこういう問題が起こつてくるということでは、国民の側

でまだまだその点についての政府の努力が不十分なん

じゃないか、ある点で妥協をし

て

て

て

て

て

て

て

て

て

て

ているんじゃないかという不満と批判が出てくると思うわけですが、その点について今後の予算の執行上大蔵大臣としてもしっかりと目を光らせてまいりますこととできちんとした指導をしたいだけのものかどうか、その辺をお伺いをいたしたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 もうすでに御指摘があるように、大蔵省としては国民の批判を受けるようなやみ給与的なものは因りますと言つてきたわけですから。

今回の問題は予算に計上をされておつて、大蔵省が直接これは支給してはいかぬとかどうとか言えない基準外給与の問題ではあります、やはり国民の理解が得られるようにしてもらいたい。同時に、政府に対して初めて納付金を四千八百億円出していただくわけですが、これはいわゆる利益剰余金の中から出すので、それが値上げになつたり何かは困りますよ、その分については働き出して納めてくださいということを言つておるわけです。

そういうことで、電電公社の中でもかくも労働使協調して生産性を上げる、新總裁が就任をされてどういふような話し合いをしたか知りませんが、ともかく新總裁としても労使の関係をうまくしていかなければならぬというところからやつたのかもしれません。私も正式には何ら話はないわけですが、公式答弁で申しわけありませんが、国民の理解が十分得られるようにしてもらいたいということを言つておきたいと存じます。

○柿澤委員 この点はきょうの本論ではありませんので、また私も勉強して次の機会に議論を譲りたいと思ひますが、ただ五十六年度予算について、生産性向上に協力をしているからという形で安易に手当を出していくことは問題があるうと私は思ふわけですが、電電公社を初め三公社のあり方については、スト権の問題とも絡んで長期的に公企体のあり方を見直す答申も出てくるわけですから、その後基本的な見直しというものの

はどうも行われていない。私もとしては簡素な政府、効率的な政府ということを主張し、今後とも自由経済の活力を高めていくという立場から言へば、三公社の経営のあり方にもつと民営的な感覚というものを入れていっていいんじゃないだろうか、その意味で生産性に協力をし、労使がともに手を携えて合理化を進めるということであれば弾力的な給与の支給があつて悪いことではないと思ひます。

ただ、ある意味では、いまのがんじがらになつていふ公企体のあり方から違法な形でいいですか、違法ではないにしても不当な形で支出をされるということでは問題がある。さらに言えば、電電公社については生産性向上の努力は認められけれども、これからの日本の情報産業のあり方を考えていきたいと思います、もう少し民間との競争原理が導入されたい、情報の交流についてすべて電電公社を通さなければいけないといういまの独占的な形が電電公社の高収益を支えている点でもありますので、その点も含めて五十七年度予算までの間にぜひ検討していただきたいと思ふわけですが、その点について郵政省並びに大蔵省の御意見を伺いたいと思ひます。

○吉高説明員 先生のいろいろ貴重な御意見を参考にしながら勉強してまいりたいと思ひます。

○矢崎(新)政府委員 公企体のあり方というのは非常にむずかしい問題を含んでおるわけですが、まずけれども、この点につきましては今後とも政府部内で慎重に検討を続けていきたい、こう考えております。

○柿澤委員 大蔵大臣、御意見ありますか。

○渡辺国務大臣 柿澤委員のおっしゃったことはまことに一つの筋論でございますから、筋論は尊重されなければならぬ、こう思つております。

○柿澤委員 それではその問題は結構です。もう一つ、いま大蔵委員会としても大変関心事ではございます銀行法の改正の法案の作成作業といひますか、きょうの報道によりますと、大蔵省としては見切り発車をやる、提案をするという形

で態度をお決めたというふうにも言われております、一方では、銀行協会側は、いやまだまだ話し合いを続けていきたいというふうなことを言つておるようですね、その辺の実態はどうなつていられるのでしょうか。

○米里政府委員 銀行法改正案につきましては現段階で最後の詰めを行つていっている状態でございます。昨日も大臣が金融界首脳に会われまして協力要請をされたという状態でございます。

この問題は金融界、証券界、商業界にまたがる改正でございますし、金融界の中でも都銀、地銀、興長銀、信託銀行あるいは為替専門銀行というふうないろいろな業界に關係してございまして、いわばその利害の接点というふうな問題も含まれていられるわけでございます。したがしまして、各業界からはいろいろな御意見があることはよく承知しておりますが、各業界がすべて一〇〇%満足するといふようなことは事柄の性質上なかなかむずかしい点もあらうかと思ひます。

私もとしては国民経済全体の立場から筋の通つたかつ客観的に見て公平な措置を決めてまいりたいといふふうな考えでおるわけでございます。いま法案の最後の取りまとめを行つておりますので、私もとしてはぜひ今国会に提出し、御審議願ひたいと考えております。

○柿澤委員 きょうの金融界、銀行界との懇談会では、大蔵大臣はもう見切り発車をしますよといふふうにおっしゃつたわけですか。

○渡辺国務大臣 私は別に見切り発車しますなんてそんな高慢なことはいふべきではないです。私は、余り頭は下げたことはないけれども頭を下げます、御協力をしてください、御不満も多少はあるでしょう、しかしどこもあるのですよ、これはみんな関連があるのですからと、いろいろ例を挙げまして、そこでもかき一〇〇%満足というわけにはいかないわけだけれども、しかしこれ以上やうたらなことはできませんから、ですからここでひとつ協力をしてもらいたいといふことを申し上げたわけですから、それで、あとはこちらは法案の作

成、あるいは党の了解等を得てなるべく早いうちに閣議決定をしたいといふことを言つたわけであつて、その後一切おつき合ひしませんよといふこととじゃなくて、細かな問題についてはまだ詰めることがあれば事務同士で詰めてもらつて結構ですが、それにはしかし時間の制約もありますといふことを申し上げたわけでありました。

○柿澤委員 そうすると、大蔵大臣としてはもうきのうが最後という感じでございますか。

○渡辺国務大臣 何遍会つてもだめなものだめなわけですからね。ですから大体銀行側の言い分というものはもうほとんどよく取り入れていられるわけですから、これ以上取り入れるものはほとんどないのじゃないか、細かいことはよく私は知りませんよ。だから大体これで業界をまとめるようにやつてもらいたいといふことを申し上げたわけですから。

○柿澤委員 この問題、渡辺大蔵大臣の財政演説の中でも、一関係方面とも調整を図つた上で、所要の法律案を今国会に提出したいと考えております。とおっしゃつておられるわけですが、その点で關係業界との対立を残したままで国会に出されるということは、グリーンカードの問題ではありませんが、けれども成立後の実施の面でいろいろとぎくしゃくが出てくるだらうと思ふのです。その点でやはり粘り強いといひますか慎重な対応が必要だと考えておりますので、十分な調整を図つた上で国会にお出しいただくようお願いをいたしておきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 私も調整を図りたいと思ひますから、それは努力をして、いまでもいろいろ指示をして事務間で交渉したわけですから。しかし、業界の言うことを一〇〇%のめと言われても政府はできない場合もあるといふことも事実なんであつて、それは政府は政府でありますから全部業界の言うとおりのわけにはいかないこともあります。

○柿澤委員 わかりますけれども、もう一つだけ伺つておきますが、これは証券取引法の改正とは

ワンセットと考えてよろしいわけですか。

○米里政府委員 今度の銀行法の証券業務のくだりに関連いたしまして証券法との関連が出てまいりますので、法案を提出させていただくときにはワンセットで提出させていただきたいと考えております。

○柿澤委員 切り離して出すということは考えておられませんか。

○米里政府委員 現在のところ考えておりません。

○柿澤委員 この問題もいろいろ議論すれば長くなりませんが、きょうのところはこの辺で終わりたいと思いますが、銀行局長結構です。

それから物品税の問題ですが、もう各委員からいろいろと微に入り細をうがった議論がされておりますので、ラストパターになるとなかなかザブらないテーマの方がむしろかしいのですけれども、物品税の対象というものを今回は六十八品目の特定品目に拡大しているわけですが、個別に品目を拡大していくというところにはやはり最後のところ無理があるのか、その点で客観的な基準というものが今度の場合にはいろいろな意味でぐらついているような気がするわけですが、その辺の対象品目の選定の基準について、依然として整合性を保っているというふうに主税局ではお考えになっているのか、整合性を保った範囲の中でこれがぎりぎりのところだというふうにお考えになっているのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 新規開発物品で現在課税いたしております六十八品目、その中にあります物品と消費面では競合するといふものがVTRでございましてテレビカメラでございましてビデオプロジェクトなどだと思っております。それから物品の多様化によって出現してまいりました新しい物品で現行課税商品と消費面で競合するもの、これは大型冷蔵庫などだと思っております。第三に、いままでありました物品でございまして、第三に、現在の物品とのバランス上課税することが適当と認

められるもの、ライトバン、全自動洗濯機、それから第二種原付自動車というふうなものだと思っております。これらを課税対象にすることを御提案しております。その考え方は、比較的高価な便益品、趣味・娯楽品、奢侈品、まあ身辺用細貨、そういったものを選びまして課税をしようという従来物品税のうちに内でも私は新しい物品を選定して御提案をしたわけでございます。たとえば検討の過程ではアイスポックスのようなものも課税をしたかどうかというふうなことも一時議論になりましたけれども、そういう生産手段には課税しないというふうな従来の消費財課税ということの枠の中で処理をいたしたというふうには私どもとしては考えておる次第でございます。

○柿澤委員 いまのお話ですけれども、業務用物品というものがかなり入ってきているわけですね、ライトバンとか大型の冷蔵庫とか。そういう意味で果たして業務用物品は排除するのだという趣旨がこれで貫かれていくのかどうか、だんだん拡大する方向にあるというふうな思っているわけですが、その点はどうなんですか。

○高橋(元)政府委員 今回の案ではライトバンについて、普通のライトバンは一〇％という税率でお願いをいたしておりますのは、乗用車一七・五というところに対して貨物積載部分というものがあつて、それを考慮に置いて一〇という税率で御提案いたしたわけでございます。業務用に使われますものであれば議論になりますものは、一つはタクシーだと思っております。それからもう一つは自家用の会社の自動車だと思っております。こういうものが提供いたします便益というものはやはり個人の輸送、より高速でより快適な輸送という便益でございまして、そういう便益を提供する消費財であるという観点では業務用のもの、たとえば一般管理費支弁、工業製造経費支弁というものでありましてやはり物品税の負担をお願いしてしかるべしという考え方でございまして、その考え方の範囲内で物品の選定を行ったというのが私どもの考え方でございます。

○柿澤委員 そうしますと、業務用については課税しないというのが依然として原則であると考えていいですか。

○高橋(元)政府委員 業務用と申しますと必ずしも適切に私どもの考えが表現できないので、生産手段に課税せず消費財に課税するというふうな御理解いただきたいと思います。

○柿澤委員 この製造課税物品の中で二〇％の物品の欄を見ますと、パチンコ機とかボウリング用品というのがあるのですけれども、パチンコというものはパチンコ屋さんに納入するのは業務用だと思ふのです、生産手段というかサービスの提供手段だと思ふのですが、これは奢侈品なんですか、それとも便益品なんですか、その辺の定義はどうなっているのですか。

○高橋(元)政府委員 これは趣味・娯楽品ということだと思ふのです。パチンコを店に並べましてお金を取ってそれで暮らしを立てておられるパチンコ屋さんからしますとそれは営業の手段でございまして、パチンコに玉を入れて楽しんでおられる方からしますとそれはまさに趣味・娯楽の便益を提供しておるわけですから、趣味・娯楽品の課税という範囲に入ると私どもは思っております。

○柿澤委員 それで言いますと今度は飲み屋さんとかみんなに趣味・娯楽を提供する映画館とか全部趣味・娯楽を提供するための物品だということなら物品税の対象ということになると思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。それでまた映画館のプロジェクトとかそういうものにも全部かけてしかるべきだと思ふのですが、映画は玉は出てきませんけれどもやはりスクリーンを見て楽しむわけですから、その点はどうなんでしょうか。

○高橋(元)政府委員 サービスに対する一般的な課税は、国税としては入場税だと思ふます。それから地方税としますと、たとえば娯楽施設利用税とか料理飲食等消費税とか、そういうものがサービスに対して税負担を広く求めている税金であるうと思ふますので、そういうサービスとして物が

売られる場合にはそういうものでかけるというのがあれかもしれませんが、パチンコ場入場税というものはパチンコ機に源泉でかけておくという考え方、一種の——ゴルフ場に入りまして娯楽施設利用税を千円か何か払いますね。それと似たような考え方、やはり個人消費課税といううち内でも把握しておるわけでございます。

○柿澤委員 私はどうもこの表の中でパチンコ機とかボウリング用品というのに非常にひっかかるので、これに課税できるということであれば、まだまだ同じような便益の物がたくさんあるんじゃないだろうかというふうな思ふわけですね。いまの主税局長の論旨でいくのなら、一体テレビゲームだとかさまざまなエレクトロニクスのおもちゃはパチンコと違うのですか、同じなんですか。その辺の性格づけというのはどうなっているのですか。

○矢澤政府委員 娯楽品という意味ではパチンコと同じでございまして、私どもも今回の物品税の課税対象の拡大に当たりまして取り込むことを検討したわけでございますが、調査いたしますと、もうすでに盛り、ブームを過ぎておりました、現在には既存のテレビゲーム機がプログラムを改造して使われているという状況なので見送った次第でございます。

○柿澤委員 税法というのは、大変整合性を重んじ、形式論理の世界だということと私どもも理解をしていたのですが、盛りを過ぎてしまうと対象にならないというののもちよつとおかしな話で、そうすると人間でも、美人でも盛りを過ぎると所得税がかからなくなるのかというのとはちよつと問題だと思ふのです。やはり、その物の性格に着目をして選定していくということではなければ整合性がないと思うわけで、私どもはボウリング、パチンコ機がこの中に入っていることに若干疑問を持ちますけれども、百歩譲ってそれを入れるというなら、やはりインベーダーゲームであるとかその他の物は当然拾ってしかるべきだと思ふわけですから、その点を外しながらこれではぎりぎりの線でご

ざいますというのはどうも整合性に欠けるように思うわけですが、その点来年度の税改正でも一回議論をするということになるのでしょうか。

○高橋(元)政府委員 たとえば私も検討しました物品で布団乾燥機というのがあったわけですが、これは日本特有のものらしくて、輸出もしてあるのでございませうけれども、調べてみますとこのごろ輸出もとまっていますし、つくっていないというのでありますね。それで、インバーダーゲームも同じような性格でございまして、これはおつしやるように、もつと早く課税対象物品に取り込んでおけばよかったのかもしれない。ただ、それをやっておりますうちにテレビゲームというものがすたれてしまった。そこで、製造課税として課税対象品目に取り込む由なしという感じであつたわけでございます。現在ありますのは古い物を再生して使つておるといふことでございますから、そういう意味で課税がでさなかつたわけでございます。私が冒頭にお答えしましたような考えで、物品税を今度法律改正で課税対象品目を八十にお願ひしておるわけですが、八十品目に類似する品目、同じような効用を提供する消費財といふものにつきましては、課税の対象として常時所得水準なり消費のあり方なりといふものの関連で検討を続けてまいりたいといふふうに考えます。

○柿澤委員 それから、奢侈品や高価な便益品といふことで課税対象を選定するとすると、最近玩具の中でかなり高価な物がいろいろ出てきているように思ふわけですが、私も、もうおもちゃを買つてくれという子供の声にせがまれて、ほどほどの値段だから逆に都合が悪くていろいろ買わされるので、ある意味では物品税の対象にながら禁止の課税にしてくれると親としては助かるという面もあるわけですが、それはともかくとして、玩具類については本来物品税の対象品目なのかどうか、その辺どうお考えになつてゐるのでしょうか。

○矢澤政府委員 御指摘のように、本来は物品税

の対象品目でございます。

従来の経緯を申し上げますと、昭和三十七年に、財源が非常に豊かな時代でございますが、製造者が零細であるということで、製造課税から小売課税に一回移しました。その際に免税点を設けたわけでございますが、その後、免税点がたとえ當時は人形なんといふのは高価なおもちゃだつたやうでございますが、五千円といふふう非常に高い免税点であつたものでございまして、だんだん課税額も減つてまいりましてほとんどなくなつてしまつたといふことで、昭和四十一年に課税を廃止した経緯がございまして、最近御指摘のように、必ずしも零細企業ばかりではない、かなり大きな企業が高価なおもちゃをつくるようになっておりますので、その辺はまた個別、具体的に今後の検討課題としてまいりたいと思つております。

○柿澤委員 品目の問題はそのくらいにしまして、物品税についても、いわゆる直接税に言われる徴税上の問題といふか、クロヨン、トーゴ一サンのような問題があるといふふうにも聞いております。物品税対象品目の中でも、特に小売課税物品についての脱税が多い。正直に払つてゐるところと脱税したといふところ、網の目をくぐつた商品を売り歩いているところとの間で競争力に非常に違いがあるといふような声も民間の関係者から聞くわけですが、その辺についてはどうなつておりますか。

○小泉政府委員 御指摘が徴税上の問題でございますので、国税庁の方から適宜お答えさせていただきます。

物品税の調査につきましては、御案内のように大口の取引業者あるいは脱漏税額が多いのではなからうかといふふうには認められる業者に重点を置きまして、課税上不公平にならないように留意しながら実施しておるといふ状況でございますが、御指摘の第一種物品、特に貴宝石関係につきましては、従来から脱漏が多いといふふうには巷間言われておりますが、いわゆるかばん屋等のもぐり業

者に対して貴宝石が裏商品化しないようにということがポイントでございます。そのために昭和四十八年の四月に物品税法が改正されました。販売業者の証明書の制度といふものを設けました。事業者の方に申告していただいて、これを持つていらつしやらない業者に売つた場合はこれはすべて小売課税といふことで、そこで課税をするといふ制度に改めてまいつてきております。この制度の執行によりまして年々適正になつてきているといふふうには考えておりますが、御指摘のように裏商取引の根絶といふのはなかなか困難でございまして、今後とも悪質な脱税に対しては徹底した調査を行つて厳正に対処してまいりたいといふふうに考えております。

○柿澤委員 国税庁の方においでいただいておりますので、印紙税についても同じようにこれから問題はいろいろあるかと思ふわけですが、こうした形で税率を上げてまいりますと、正直に印紙を張つた場合とそれを張らないままで見逃されてゐる例と、そういうものの間の不公平といふものが大きくなつてくると思ふわけですね。そういう意味で、税率の引き上げをするといふことであればこの問題についての徴税上の不公平が起きないように、間接税におけるクロヨンの問題が発生しないように国税庁として十分な対策が必要だといふふうには思ひますけれども、その点についての具体的な対応策といふのを考えておられるわけでしょうか。

○小泉政府委員 御指摘のように印紙税は自主的納付をたてまえたといつております。したがいまして、これの課税環境といふか、これにつきましては国税庁は従来にも増して十分留意してまいりたいと思ひますが、現在課税文書に対する執行の状況は、三点をポイントに置いて効率的な調査を実施しております。一つは、課税文書を大量に作成する方々、それから比較的高額な印紙税を課される課税文書の作成者、あるいは過去の調査結果から見まして納税水準が低調な業種といつたものを重点にいたしまして、効率的な調査を実施

しておるわけでございますが、印紙税につきましては、先ほど来主税局長からお答えがございましたように、明治六年以来の印紙税納付の慣行がございまして、まあ重要な文書をつくらば印紙を貼付するといふことは、半ば国民の非常にエスタブリッシュした慣行になつております。それから従来の税率の過去二回の改正時の改正後の状況を見ますと、納付水準の変化といふものはそれほど大きな変化を生じていないといつたような事情もございまして、それらのことから、今後この税率改正によつて課税環境が大幅に変わるといふようなことは予想いたしておりません。しかしながら、私どももいたしましては、この法律案が、税率改正が成立いたしました場合は、直ちにポスターの掲示とか、あるいはパンフレットの配布、説明会の開催といふようなことで重点的な広報指導を行う。これが自主納付のたてまえである印紙税にとつては非常に重要なポイントでございまして、従来にも増してそういったPRにまず努め、そして先ほど申し上げましたように納付環境の点検を随時行つていくといふふうには心得ております。

○柿澤委員 印紙税に關してですけれども、これだけ高額のものになつてきますと、課税対象になつてゐるものとなつていないものとアンバランスと不公平といふものが拡大をしてくるわけで、その意味ではできるだけ課税の公平を期す形の改正であるべきだと思ひますが、従来から、たとえば弁護士さんとか自由職業に關する領収書に關しては、たとえ何百万といふような高額のものであつても課税対象になつていないといふふう聞いておりますし、その点では一般の事業の領収書との間に大きなアンバランスといふか、不公平があるように思ひますが、その点についても課税対象に含めるといふ考え方はないのでしょうか。

○矢澤政府委員 御指摘のように医師、弁護士、税理士等の自由職業者につきましては、営業に關しないといふことでその受取書は非課税となつております。これは明治六年以来の伝統でございまして、大正元年には医業のごとき専門の技術また

は学識を要する精神的労務を給付する業務、こういったものは普通営業とは観念しないというような判例も出ておりまして、その考え方に従つていままでも非課税が続いているわけでございます。

しかしながら、最近におきましては自由職業者の活動領域というのでも大変広まっております。そういうことで課税の対象として検討すべきであることは当然の課題でございます。今後関係者の御理解も得つ、また皆様の御意見も伺いつつ幅広く検討してまいりたいと思つております。

○柿澤委員 その点については、五十六年度のこの提案されている法改正の中に含めなかつた理由というのはいかなるのですか。

○矢澤政府委員 この点につきましては、今回私どもの作業といたしましては含める方向で検討いたしましたわけでございますが、何分にも百三年間続きました慣行でございますし、しかも先ほど申し上げましたように営業と観念するのはおかしいではないかというようなことに基づいた考え方でございまして、その点から、なかなか関係者の御了解を得られないで今回は見送つた次第でございます。

○柿澤委員 いまの御説明ですと、営業に關しない受取書というのがそれらの自由職業の方々には課税しない根拠になつてゐるわけですが、私、常識的に考えると、営業に關しない受取書というのは、たとへば個人の間でお金の貸し借りをした、お返ししたとき、お金について確かに受け取りましたというふうなそういうものを指すのであつて、いまの自由職業者の事業に關して、営業と言えるかどうかかわかりませんが、事業に關して領収書が出た場合には、当然一般の領収書と同じ扱いになるべきだと思つておられるわけですが、そういう意味では、むしろ営業に關しないという言葉の解釈の問題として、現在の法律でも課税できるといふふうに考えたいと思つておられるわけですが、その辺はいかがなんでしょう。

○高橋(元)政府委員 一般に営利を目的として反復継続して行ふ事業活動というのが直接税間接税

を含めての営業についての私のものの解釈でございます。そうなりますと、普通商法上の商行為というものがそれに当たると思つてございしますが、いま御質問の医師、弁護士等の自由職業者の職業活動、これは委任という契約形態になりますので、どうか、商行為とはなりませんので、したがつてそこを営業に含めないという解釈をとつてきておられるわけですが、矢澤審議官からもお答えしておりますように、これは検討課題だといふふうに思ひます。

○柿澤委員 この点については、印紙税を課している国というのは外国にもさまざまあるわけですが、外国では日本のように自由職業は別だ、お医者さんや弁護士さんは別だというような例をとつていふところがあるわけではございませんか。

○矢澤政府委員 ただいまはちよつとまだ十分な調査にわたつておりませんので、私も知り得る限りではと申しますが、目下その辺はまだ調査した資料がございませんので、これから調査してみたいと思ひます。

○柿澤委員 その点資料がないというのでは、それが出てくるまで審議ストップというわけにもいきませんので、ぜひ実態の方を調べていただいて、またぜひ課税の公平という観点から御検討いただきたいと思ひます。大蔵大臣、その点はどうお考えでしょうか。

○渡辺国務大臣 十分検討しますが、いきさつは、どうですか、やはり昔は弁護士が国会議員多かつたんじゃないですかね、實際は。医者とか、そういう政治勢力が強かつたということも言えるのじゃないか。世界の歴史を見てもそうだし、しかし、実態論として医療の場合も、診察するだけでなく、高度の機械を使つてゐるものやったり、たくさんのお薬や何かれたり、物も伴つておられるわけですから、今後の課題として検討いたします。

○柿澤委員 それでは印紙税の問題はこのくらいにしまして、時間の関係もありまして、最後に有価証券取引税の質問をいたしたいと思います。

課税の代替物だという議論がよくあるわけですが、税務当局としては、キャピタルゲイン課税の代替物である、キャピタルゲインについて課税できないから税率を上げておもしろいじゃないかという考え方をとつておられるのでしょうか。

○高橋(元)政府委員 そう考へておりませんので、たまたま昭和二十八年に有価証券のキャピタルゲイン課税が所得税から外れましたときに、同じときにできたということで、片や所得課税、片や流通課税ということで別物であると思つております。法人につきましては、有価証券の譲渡益は現在でも課税をいたしておられるわけでございます。

○柿澤委員 もしもキャピタルゲイン課税の代替物であるということであるとすると、やはりたとえば国際的な水準等その辺のバランスをとつて考えるべきだと思つておられるわけですが、今回の引き上げで国際的に見ても非常に高くなるという点が議論を呼んでゐるわけですが、その点については、取引を阻害しないということなのか、国際的なバランスというものをこの点については考える必要がないというふうにお考えになつてゐるのか、その辺はどうなんですか。

○高橋(元)政府委員 OECDの租税委員会でございますが、資本の自由な移動の利益というものが注目されて、有価証券取引税の税率は〇・五％というふうにした、どんな場合でも一％を超えない方がいい、こういう報告書が第五作業部会の報告書等に出ております。現在世界じゅうの有価証券の取引に関する税制の中で一番高いのがイギリスでございますが、イギリスは株式を売ります場合に二％、これは印紙税だと思つておられるわけですが、印紙税という税目とておられます。それが一番高いわけでございます。アメリカが〇・四二とか、ドイツが〇・二五とか、フランスが〇・三とか、いずれにしても日本の現状よりは安くなつております。

私も今回〇・五五に第二種の株式を引き上げている案を御提案しているわけですが、現状ではそういう国際水準とかそういうOECDの報告と

かいうものからしますと、言葉が悪くて恐縮ですが、かなりいいところの税率にはなつてきたのではないかとおもうに思ひます。

ただ、これが株式の流通を阻害するかどうかというお尋ねでございますけれども、株式の流通を阻害しないようにいろいろな配慮を加へておられて、第一種の売買については税率を据え置いておる。つまり証券会社の自己売買については税率を据え置いておられますとか、それからもう一つ、公社債でも現行市場との関連で国債の税率は据え置いておるとか、そういう配慮は行つておると私も考へております。

○柿澤委員 そうなるとこの辺がもうぎりぎりの線だ、再度引き上げというのは、OECDのノームといふ基準から見ても、当面考えられないといふふうな受けとつてよろしうございませぬ。

○高橋(元)政府委員 これはまた財政の需要との関連もございまして、いまこれから〇・五五以上に上げないということをこの場ではつきり申し上げるのなかなかむずかしいかと思ひますが、そういうOECDの報告等があることは十分念頭に置いておられるわけでございます。

○柿澤委員 あと第一種、第二種で差を設けている。それから株式と公社債とで差を設けている。いろいろ理由はあるかと思つておられるわけですが、有価証券の取引である点については同一の性格のものだと思つておられます。それにもかかわらず格差がこれほど大きくなつて、果たして税制としての整合性というものは保たれるのだろうかという点に若干疑問を感じるわけですが、その点、債券ごとには差を設ける理由は一体どういふところにあるわけでしょうか。

○矢澤政府委員 まず第一種と第二種との間に税率の差を設けている理由でございますが、第一種は証券会社の売買でございます。証券会社の場合は、投資有価証券ということではなくて、たな卸商品として株式なり公社債を持つてゐるわけでございます。その商品の性格上当然保有期間も短い

思っております。

○柿澤委員 では最後に大蔵大臣に、この三税を含めて、こうした形で課税対象をふやし、そうして税率を上げてまいりますと、さっきの徴税の不公平という問題が直接税と同じように起こってくると思うわけです。その点について徴税の公平の確保というものがますます重要な課題になってくると思いますが、その点について全体を通して今後一層の努力をお願いをいたしたいと思いたすので、その点、一言いただいて終わりにいたします。

○渡辺国務大臣 御指摘のとおり、間税にもいろいろ細かい矛盾はございます。それは私は認めないわけではないわけです。しかしながら、税収、財源との関係もあつて、今回はそれらについては是正措置を講じなかつたということでございますが、今後、将来の問題としては、見直すときにはなるべく筋道の通つたものも考えていきたいと思っております。

○柿澤委員 終わります。

○綿貫委員長 次回は、明四日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

大蔵委員會議録第六号中正誤

ペジ	段	行	誤	正
七	三	五	なぜつて	なぜ
三	二	末五	これはやさり	これはやはり